

「霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について」に対する関係利水者等の回答

平成26年5月

国土交通省 関東地方整備局

国関整河環第15号

平成25年8月9日

茨城県 様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

群馬県事務局様

関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

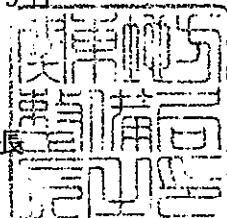
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

埼玉県
様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

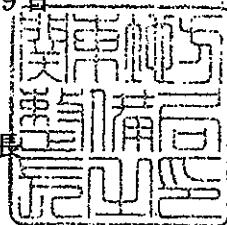
国関整河環第15号

平成25年8月9日

千葉県知事様

(河川に関する関係河川使用者)

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討をしているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

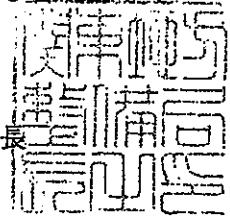
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

千葉県知事様
(工業水道に関する関係河川使用者)

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

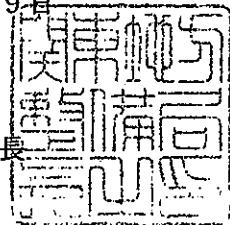
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

東京都水事課様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

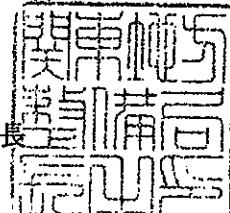
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

栃木県様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討をしているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

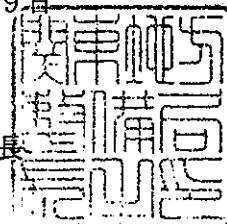
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

竜ヶ浦導水事業 様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及び iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

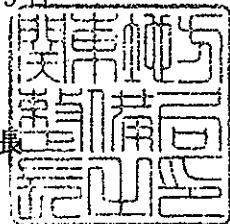
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

小美玉市長 様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

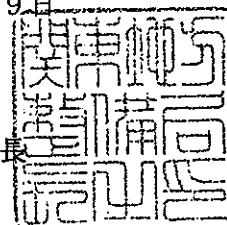
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

石岡様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及び iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

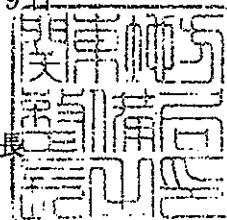
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

かすみがうら市長 様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

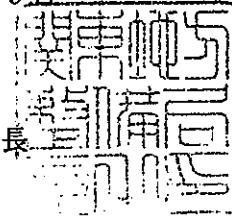
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

土浦支長様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

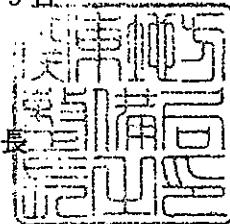
国開整河環第15号

平成25年8月9日

阿見様

関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について



日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

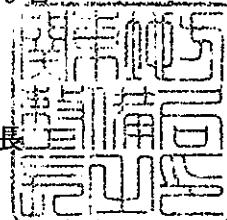
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

美浦
様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討をしているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及び iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

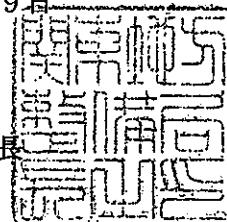
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

稻敷市長 様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及び iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

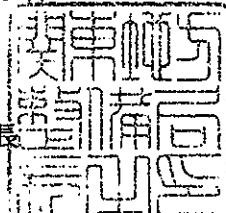
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

潮来市長 様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及び iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

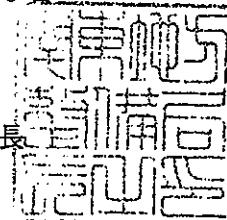
国関整河環第15号

平成25年8月9日

行方正義 様

関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について



日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

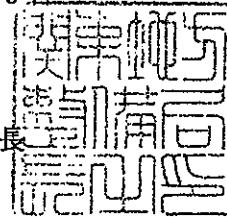
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

水戸市長様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

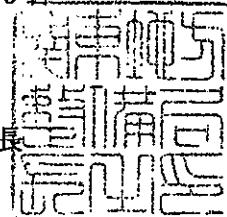
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

大内 様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及び iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

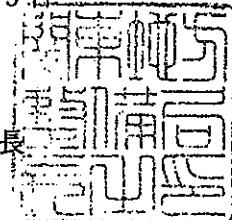
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

鉢田様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

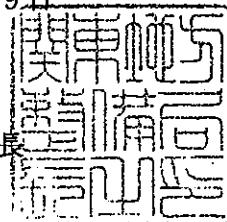
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

茨城県 様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

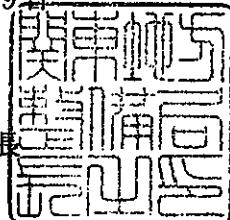
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

鹿嶋 様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

神栖司長様

関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

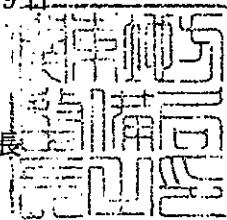
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

つくば市長 様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及び iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

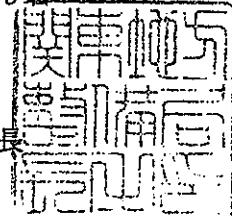
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

つくばみらい市長様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討をしているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

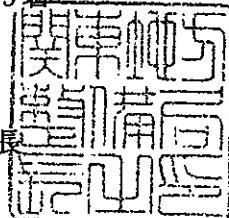
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

牛久市長様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

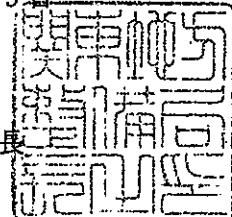
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

取手市長様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

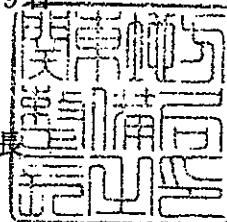
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

中之島 様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

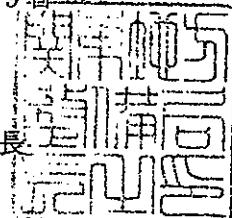
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

富岡様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

高崎 様

関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討をしているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

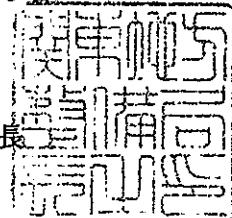
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

桐生市長様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

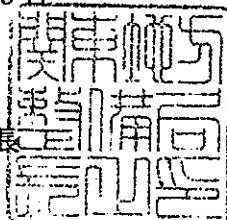
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

藤岡様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及び iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

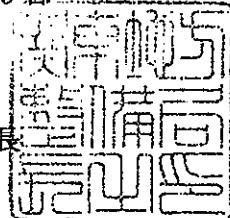
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

神川社長様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

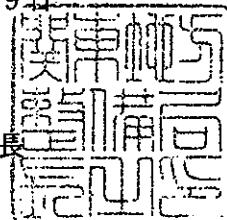
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

九十九里地域水道企業団企業長 様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

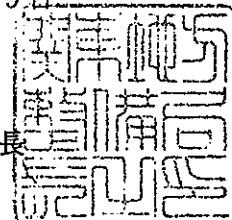
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者 様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及び iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

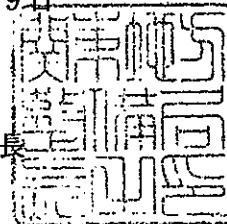
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

東総広域水道企団企業長様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

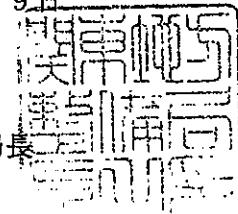
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

銚子市長様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

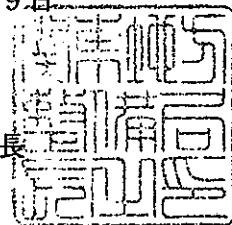
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

香取
長
様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

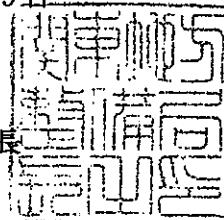
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

千葉市役 様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

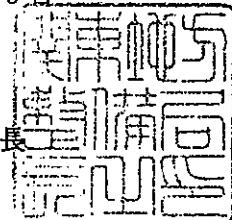
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国閑整河環第15号

平成25年8月9日

足利市長様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

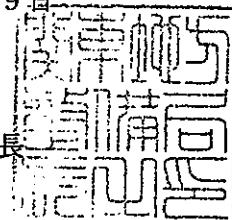
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

佐野~~正長~~様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

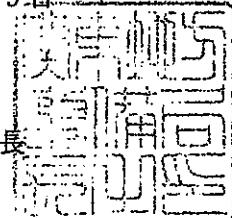
なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国閑整河環第15号

平成25年8月9日

日光市長 様



関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討をしているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

宇都宮市長 様

関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1 (2) ④ i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及び iv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

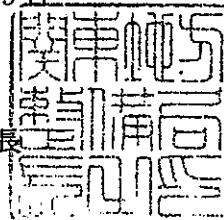
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

那須塩原市長様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国開整河環第15号

平成25年8月9日

那須野ヶ原土地改良連合理事長様

関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1.(2)④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

独立行政法人資源機構理事長様

関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(平成22年9月28日付け国河計調第7号)（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1(2)④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

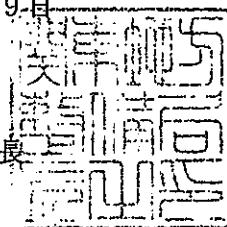
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

電源開発株式会社社長様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

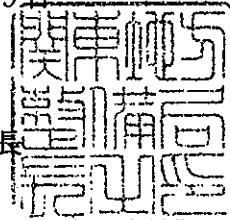
何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

東京電力株式会社長様

関東地方整備局長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討をしているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

国関整河環第15号

平成25年8月9日

関東農業開発局様

関東地方整備局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

日頃より、国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

さて、関東地方整備局では、平成22年度に国土交通大臣より「国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めること」との指示を受けて、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）（以下「実施要領細目」といいます。）に基づいて現在検討を実施しているところです。

このたび、関東地方整備局において、概略検討により、別添1に示す複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を抽出しました。

つきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第4再評価の視点1（2）④i) 新規利水の観点からの検討の進め方、及びiv) 流水の正常な機能の維持の観点からの検討により、今回抽出した複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を提示しますので貴職の意見を頂きますようお願いいたします。

今後は、実施要領細目に基づき、貴職並びに関係する皆様の御意見を踏まえて、安全度（目標）・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしています。

なお、複数の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案については、施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省関東地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、御理解頂きますようお願いいたします。

(別添1)

1 御意見を頂きたい事項

(1) 新規利水対策案

(別添4) 資料参照

※(別添4)は、「霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の第4回幹事会配付資料と同じです。

① 霞ヶ浦導水

② ケース1－1

【利根川】

ダム再開発（湯西川ダムかさ上げ＋下久保ダムかさ上げ）
+湖沼開発（牛久沼掘削）

【霞ヶ浦】

湖沼開発（霞ヶ浦掘削）

【那珂川】

湖沼開発（涸沼掘削）
+河道外貯留施設（那珂川沿川A+那珂川沿川B）
+ダム再開発（深山ダムかさ上げ）

③ ケース1－2

【利根川】

ダム再開発（湯西川ダムかさ上げ＋下久保ダムかさ上げ）
+湖沼開発（牛久沼掘削）

【那珂川】

湖沼開発（涸沼掘削）
+河道外貯留施設（那珂川沿川A+那珂川沿川B）
+ダム再開発（深山ダムかさ上げ）

④ ケース2

【利根川】

他用途ダム容量の買い上げ（矢木沢ダム治水容量十五里ダム治水容量）

【霞ヶ浦】

他用途ダム容量の買い上げ（薗原治水容量+藤原ダム治水容量十五里ダム治水容量）

【那珂川】

他用途ダム容量の買い上げ（藤井川ダム治水容量＋東荒川ダム治水容量）
+湖沼開発（涸沼掘削）+ダム再開発（深山ダムかさ上げ）
+河道外貯留施設（那珂川沿川B）

⑤ ケース 3

【利根川・霞ヶ浦】

他用途ダム容量の買い上げ（矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼
ダム発電容量）

【那珂川】

他用途ダム容量の買い上げ（深山ダム発電容量+蛇尾川ダム発電容量）
+河道外貯留施設（那珂川沿川B）+ダム再開発（深山ダムかさ上げ）

⑥ ケース 4

【利根川】

ダム使用権等の振替（奈良俣ダム、草木ダム、川治ダム、四万川ダム、道平川
ダム、桐生川ダム、松田川ダム）

【霞ヶ浦】

ダム使用権等の振替（霞ヶ浦）

【那珂川】

湖沼開発（涸沼掘削）
+河道外貯留施設（那珂川沿川A+那珂川沿川B）
+ダム再開発（深山ダムかさ上げ）

⑦ ケース 5－2

【利根川】

ダム再開発（湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ）
+湖沼開発（牛久沼掘削）

【那珂川】

地下水取水

(2) 流水の正常な機能の維持対策案

（別添5）資料参照

※（別添5）は、「霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の第4回
幹事会配付資料と同じです。

① 霞ヶ浦導水

② ケース 1

【利根川】

湖沼開発（牛久沼掘削）+ダム再開発（湯西川ダムかさ上げ）

【那珂川】

河道外貯留施設（那珂川沿川B）

③ ケース 2

【利根川】

他用途ダム容量の買い上げ（矢木沢ダム治水容量）

【那珂川】

他用途ダム容量の買い上げ（藤井川ダム治水容量+東荒川ダム治水容量）

+河道外貯留施設（那珂川沿川B）

④ ケース 3

【利根川】

他用途ダム容量の買い上げ（矢木沢ダム発電容量+須田貝ダム発電容量+丸沼ダム発電容量）

【那珂川】

他用途ダム容量の買い上げ（深山ダム発電容量+蛇尾川ダム発電容量）

⑤ ケース 4

【利根川】

ダム使用権等の振替（奈良俣ダム、草木ダム、川治ダム、四万川ダム、道平川ダム、桐生川ダム、松田川ダム、霞ヶ浦）

【那珂川】

河道外貯留施設（那珂川沿川B）

⑥ ケース 5-2

【利根川】

湖沼開発（牛久沼掘削）+ダム再開発（湯西川ダムかさ上げ）

【那珂川】

地下水取水

2 回答様式 (別添2)、(別添3)

3 留意して頂く点

頂いた御意見及び貴職の名称等は公表させて頂く予定です。予め御承知おき下さい。

4 期限

大変恐縮ですが、平成25年8月28日（水）までに御回答頂きますようお願いいたします。

※調整等により、期限までに回答することが難しい場合は、お手数ですが問い合わせ先まで御連絡ください。

5 問い合わせ先及び提出先、

住所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

(さいたま新都心合同庁舎2号館16階)

国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川環境課 調整係

T E L (直通) 048-600-1336 F A X 048-600-1379

(別添 2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名		
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)		
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。）		

(別添 3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名		
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)		
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いします。)		

霞ヶ浦導水事業の検証について(新規利水)

平成25年8月8日

国土交通省 関東地方整備局

利水参画者の必要な開発量の確認結果(案)

検討主体が行う必要な開発量の確認方法

【目的】

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目「第4 再評価の視点」(2)④で示されている「必要量の算出が妥当に行われているかを確認する」に基づき、必要量の算出方法の確認を行う。

1. 確認方法

各利水参画者からの提供資料や公表資料をもとに以下の内容について確認する。

①第2回幹事会の「検討主体が行う霞ヶ浦導水事業利水参画者の開発量の確認方法について 資料4」に基づき、以下の基本的な事項を確認する。

- ・需要量の推計方法の基本的な考え方について、都県の長期計画等に沿ったものであるか確認する。
- ・需要量の推定に使用する基本的事項(給水人口、原単位、有効率等)の算定方法について、水道施設設計指針等の考え方に基づいたものか確認する。

②水道事業認可及び工業用水道事業の届け出等の状況

- ・水道用水については、水道法第6条及び第26条にもとづき、水道事業又は水道用水供給事業として厚生労働省の認可を受けているかを確認する。
- ・工業用水道については、工業用水道事業法第3条にもとづき経済産業省への届け出がなされているか、第12条にもとづく経済産業省からの通知があるかを確認する。

③事業再評価の状況

- ・公共事業の効果的・効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から「行政機関が行う政策評価に関する法律」により、実施されている事業の再評価を実施しているか確認する。

④参画者の水需給計画の確認

- ・参画者ごとに水の将来需要量とそれに対する水源量の確保計画について、利根川・荒川水系水資源開発基本計画にもとづき確認する。

検討主体が行う必要な開発量の確認結果について（1）

2. 確認結果

- ①水需給計画における需要量の推定に使用する基本的事項(給水人口、原単位、有効率等)の算定方法の確認

I. 水道用水

- ・計画給水人口:自治体の長期総合計画における推計値や国立社会保障・人口問題研究所が算出した推計値を補正した値を採用、または過去の実績値から要因別分析や時系列傾向分析により推計した値を採用していることを確認した。
- ・原単位:過去の実績値から時系列傾向分析や重回帰分析により推計した値、又は実績値の最大値を採用していることを確認した。
- ・計画有効率:各利水参画者が策定した水道ビジョンなどの長期計画で設定した目標値、または過去の実績値に無効率等を考慮して設定していることを確認した。
- ・計画負荷率:過去の実績値の平均値あるいは最低値を採用していることを確認した。
- ・利用量率:厚生労働省への水道事業認可申請時に使用した値、または過去の実績値の平均値を採用していることを確認した。
- ・確保水源の状況:現時点で、各利水参画者が確保している水源量について、厚生労働省への水道事業認可申請書や水道事業の再評価資料等で確認した。
- ・その他:各利水参画者において、次表の地域開発の施策を考慮していることを確認した。

利水参画者名	見込んでいる開発事業等
埼玉県	首都圏中央連絡自動車道などによる開発計画
印旛郡市市町村圏事務組合	各構成団体の区画整理事業等

II. 工業用水道

- ・用途別の使用水量:経済産業省において公表された事後評価書の産業別の需要量と同一値を採用している。
- ・確保水源の状況:現時点で、各事業主体で確保されている水源の状況については、県の再評価資料及び事業概要により確認した。

検討主体が行う必要な開発量の確認結果について（2）

②水道事業認可及び工業用水道事業の届け出等の状況

- ・水道用水としての利水参画者は、水道法第6条及び第26条にもとづき、水道事業又は水道用水供給事業として、水道事業の認可を受けていることを確認した。
- ・工業用水道としての利水参画者は、工業用水道事業法第3条にもとづき経済産業省へ事業の届け出を行っており、それが同法第11条に規定する施設基準に適合することが認められていることを確認した。

③事業再評価の状況

- ・「水道施設整備事業の評価実施要領」等に基づき、再評価を実施したものについては、事業は継続との評価を受けていることを確認した。
また、これにより、厚生労働省においても国庫補助事業の継続が認められている。
- ・「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」に基づき、事後評価を実施し、経済産業省より補助対象として妥当との評価を受け、事業の継続が認められている。

④参画者の需給計画の確認

- ・各利水参画者が想定している給水人口は、現状に比べ緩やかな上昇又は減少となっている。
- ・将来の水需給計画について、茨城県(利根水系)、千葉県東葛・葛南工業用水道は需要量と水源量が概ね均衡する計画となっている。
一方、埼玉県、東京都、印旛都市広域市町村圏事務組合及び九十九里地域水道企業団は閣議決定された利根川・荒川水系水資源開発基本計画で示されている近年の20年に2番目の規模の渴水時におけるダム等による供給可能量を考慮した水源量と需要量が概ね均衡する計画となっている。また茨城県(那珂・久慈水系)、茨城県(那珂・久慈水系)工業用水は、茨城県の那珂川及び久慈川における安定供給可能率を考慮した水源量と需要量が概ね均衡する計画となっている。

以上のように、各利水参画者について①から④を確認し、必要量は水道施設設計指針などに沿って適切に算出されていること、事業認可等の法的な手続きを経ていること、実施された事業再評価においても「継続」との評価を受けていることを確認した。

よって、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として利水対策案を立案することとする。

検討主体が行う必要な開発量の確認結果について（3）

区分	事業主体名	必要な開発量	備考
水道用水	埼玉県	0.940	
	東京都	1.400	
	九十九里地域水道企業団	0.340	
	印旛郡市広域市町村圏事務組合	0.746	
	千葉市	0.000	
	東総広域水道企業団	0.000	東総広域水道企業団については、(H19.6.21東総広域水道企業団企業長より関東地方整備局長)「霞ヶ浦導水事業計画への参画中止について(要望)」により参画中止の意思表示がなされていたことから、事業計画変更について関係機関と協議中。
	茨城県	3.626	
	小計	7.052	
工業用水	千葉県	0.400	
	茨城県	1.574	
	小計	1.974	
合計		9.026	

※開発量の単位は、立方メートル／毎秒

利水参画者に対する代替案の検討要請の結果(案)

利水参画者に対する代替案の検討要請の結果について

【目的】

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目「第4 再評価の視点」(2)④で指摘されている「利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。利水参画者において代替案が検討された場合は、検討主体として、利水参画者の代替案の妥当性を、可能な範囲で確認する」に基づき、代替案の要請及び確認を行う。

【代替案の要請結果】

区分	事業主体名	利水参画者における代替案の検討結果
水道用水	埼玉県	霞ヶ浦導水事業に代わる水源(代替案)はありません。
	東京都	霞ヶ浦導水事業に代わる水源(代替案)は、ありません。
	九十九里地域水道企業団	なし。
	印旛郡市広域市町村圏事業組合	利水代替案について検討した結果、利水代替案はありません。
	千葉市	—
	東総広域水道企業団	—
	茨城県	霞ヶ浦導水事業に代わる水源(代替案)はない。
工業用水	千葉県	霞ヶ浦導水事業に替わる水源の確保については、当庁としてはありません。
	茨城県	霞ヶ浦導水事業に代わる水源(代替案)はない。

複数の新規利水対策案の立案及び概略評価による 複数の新規利水対策案の抽出(案)

複数の新規利水対策案の立案

1. 新規利水対策案の基本的な考え方

検証要領細目に示されている17の方策(以下、「17方策」という。)について河川事業者として及び水利使用許可権者として有している情報に基づき概略検討を行い、複数の利水代替案を立案する。

2. 17方策の概略検討

利根川流域及び那珂川流域に適用された場合の17方策の概略検討を行う。

なお、各方策について、概略の開発量及び水単価※1についても合わせて示す。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1)ダム | (11)海水淡水化 |
| (2)河口堰 | (12)水源林の保全 |
| (3)湖沼開発 | (13)ダム使用権等の振替 |
| (4)流況調整河川 | (14)既得水利の合理化・転用 |
| (5)河道外貯留施設 | (15)渴水調整の強化 |
| (6)ダム再開発 | (16)節水対策 |
| (7)他用途ダム容量の買い上げ | (17)雨水・中水利用 |
| (8)水系間導水 | |
| (9)地下水取水 | |
| (10)ため池(取水後の貯留施設を含む) | |

※1 水単価とは、代替案の総概算コストを開発水量で除して算出し、経済的効率性を示す指標である。

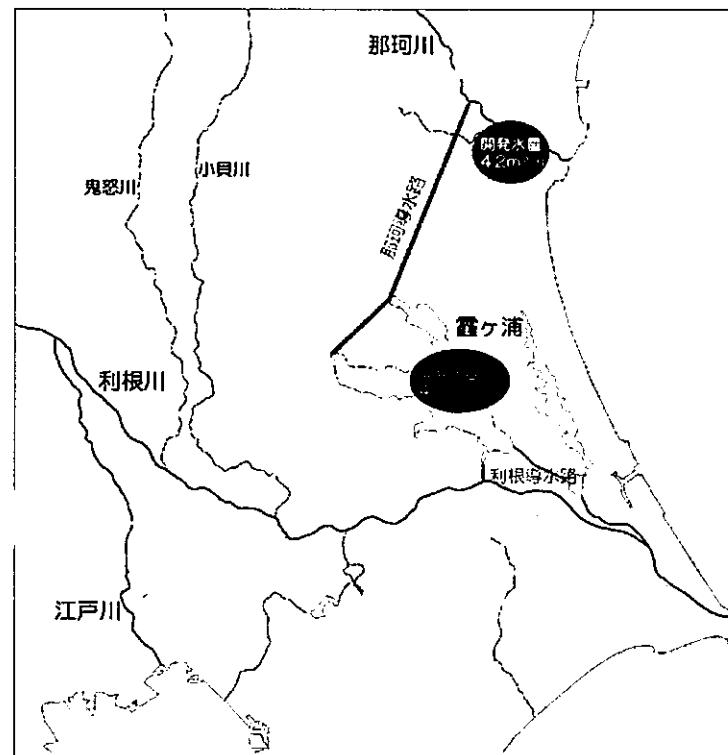
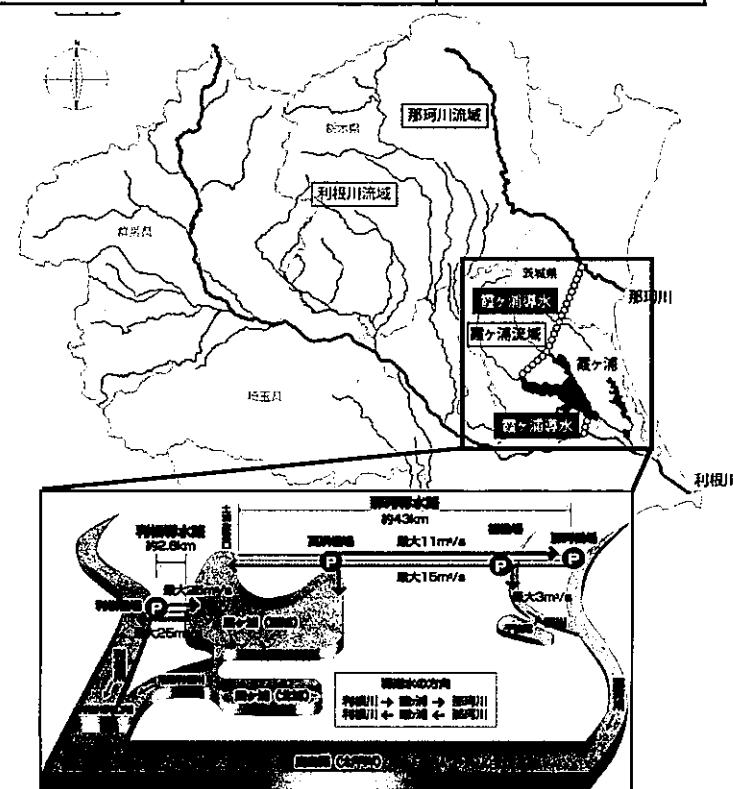
複数の新規利水対策案の立案

・新規利水

霞ヶ浦導水事業によって、東京都、九十九里地域水道企業団、印旛郡市広域市町村圏事務組合、埼玉県及び茨城県の水道用水並びに千葉県及び茨城県の工業用水を開発する。

◇霞ヶ浦導水事業の新規開発量

区分		開発量 (m ³ /s)
新規開発量 (都市用水)	霞ヶ浦	4.826
	利根川 霞ヶ浦	(3.826) (1.000)
	那珂川	4.2



石炭の新規利水対策案の立案

利根川流域 (1) 河口堰

■新規利水代替案の概要

- ・河口堰の改築及び河口堰上流の高水敷の掘削を行うことにより、淡水を貯留し、必要な開発量を確保する。
- ・対象施設：利根川河口堰

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">・既に湛水域として水利使用されており、既得利水者との調整が必要。・工事期間中において水門、堰水閘門の機能を維持する必要がある。・工事期間中、多くの樋門、樋管の利用に支障を与えないように、施工方法への配慮が必要。
地域社会への影響	<ul style="list-style-type: none">・平常時の水位上昇に伴う湿田化などの可能性があり、その場合対策工が必要。
環境への影響	<ul style="list-style-type: none">・土捨量1,200 千m³ の処分が必要。・水質に関しては、従前と比較して大きな変化ないと考えられる。

◇位置図



利根川河口堰

利根川河口堰	
開発量(m ³ /s)	0.6
水単価(億円/m ³ /s)	1,500～

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

※運用(供用)しながらの施工のため、概算コストは全面改築として算出している。

複数の新規利水対策案の立案

利根川流域（2）湖沼開発

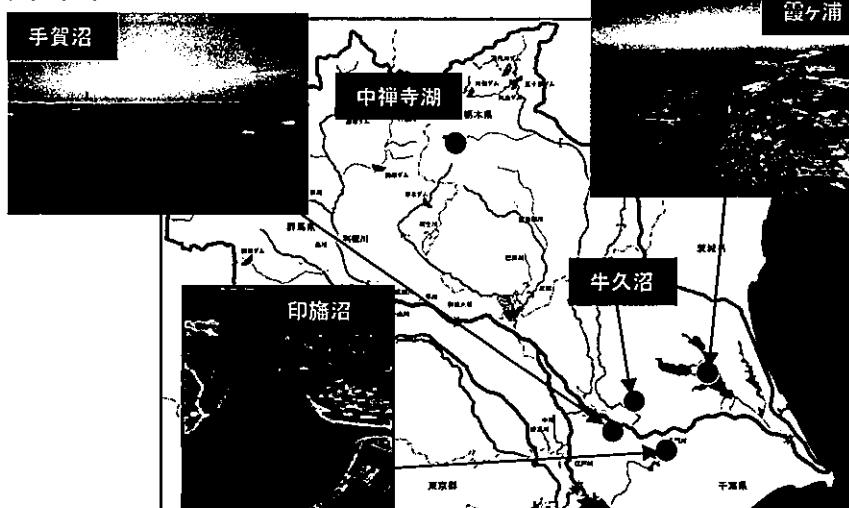
■新規利水代替案の概要

- 既存の湖沼で掘削等を行うことにより、必要な開発量を確保する。
- 対象施設：①中禅寺湖、②印旛沼、③手賀沼、④霞ヶ浦、⑤牛久沼

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
実現性	②④	・既に開発事業を実施しているため利水者との調整が必要。
	全施設	・用地買収にかかる地権者との調整が必要。
地域社会への影響	①	・中禅寺湖は、日光国立公園内に位置し、日本百景に指定されている。湖畔には重要文化財であり世界遺産にも指定されている日光二荒山神社中宮祠がある。また、周辺は日光国立公園の特別地域に指定されていることから、湖岸堤のかさ上げ等は困難。
環境への影響	全施設	・霞ヶ浦や印旛沼では準絶滅危惧種である抽水植物などが生息しているなど、すべての湖沼において動植物への影響について考慮する必要がある。
	⑤	・牛久沼に貯留する場合は、別途水質保全対策が必要。

◇位置図



	印旛沼	手賀沼	霞ヶ浦	牛久沼
開発量(m^3/s)	4.8	4.8	4.8	1.1
水単価(億円/ m^3/s)	1,500～	1,000～1,500	500～1,000	～500

※中禅寺湖は、上記地域社会への影響から開発困難とした。

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

複数の新規利水対策案の立案

利根川流域 (3) 河道外貯留施設

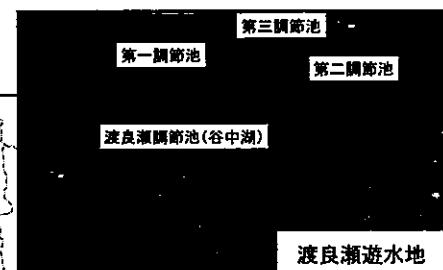
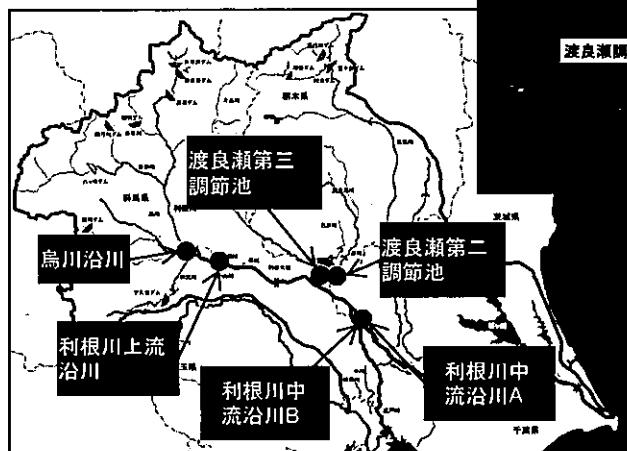
■新規利水代替案の概要

- ・河道外に貯留施設(貯水池など)を整備することにより、必要な開発量を確保する。
- ・対象施設:①渡良瀬第二調節地、②渡良瀬第三調節地、③烏川沿川、④利根川上流沿川、⑤利根川中流沿川A、⑥利根川中流沿川B

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
実現性	③～⑥	・用地買収に係る地権者との調整が必要。
	③	・地質が礫質土であるため貯留が可能か懸念がある。
環境への影響	①②	・渡良瀬第二、第三調節池については、湿地系の貴重種の保全を行う必要がある。また、平成24年7月にはラムサール条約に登録された。 ・多様な市民団体の活動が行われている。
	全施設	・利根川で確認されている貴重な動植物の生息・生育環境に配慮する必要がある。 ・掘削による地下水流动への影響が懸念される。

◇位置図



	渡良瀬第二調節池	渡良瀬第三調節池	烏川沿川	利根川上流沿川	利根川中流沿川A	利根川中流沿川B
開発量(m³/s)	1.8	0.7	0.3	1.0	0.8	0.4
水単価(億円/m³/s)	500～1,000	500～1,000	1,000～1,500	500～1,000	1,000～1,500	1,500～

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通常換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

複数の新規利水対策案の立案

利根川流域 (4)ダム再開発(かさ上げ・掘削)

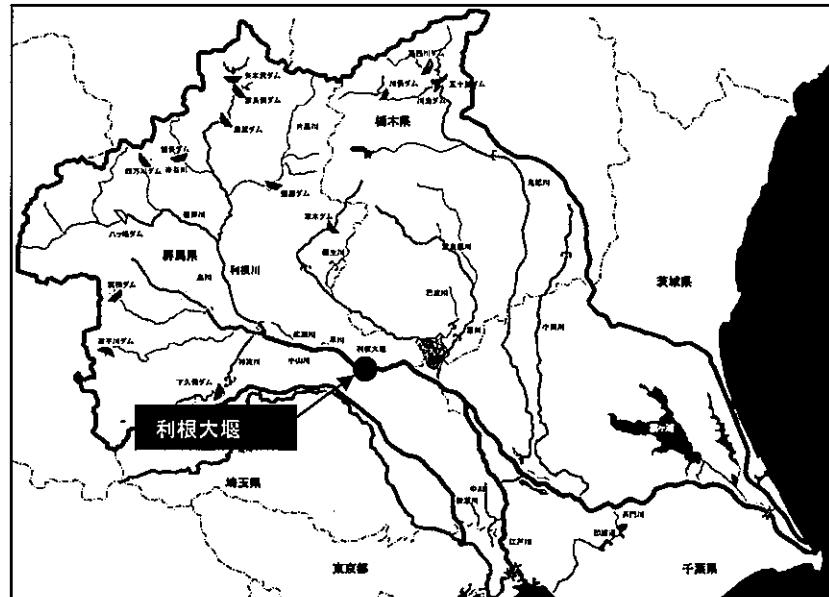
■新規利水代替案の概要

- ・中流部の取水堰である利根大堰の高水敷の掘削及びかさ上げを行うことにより、必要な開発量を確保する。
- ・対象施設:利根大堰

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	・堰本体及び取水施設(武蔵水路、各農業用水路、サイフォン)の改築の必要性があるが、工事期間中も運用を確保することが必要。
地域社会への影響	・貯留時に水位が上昇することから、支川を含めて、沿川耕地の湿田化などの可能性があり、その場合対策工が必要。 ・武蔵水路の呑口、サイフォンの改築が必要。
環境への影響	・水質に関しては、従前と比較して大きな変化はないと考えられる。

◇位置図



70

	利根大堰
開発量(m ³ /s)	3.0
水単価(億円/m ³ /s)	~500

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

※運用(供用)しながらの施工のため、概算コストは全面改築として算定している。

複数の新規利水対策案の立案

利根川流域（4）ダム再開発（かさ上げ）

■新規利水代替案の概要

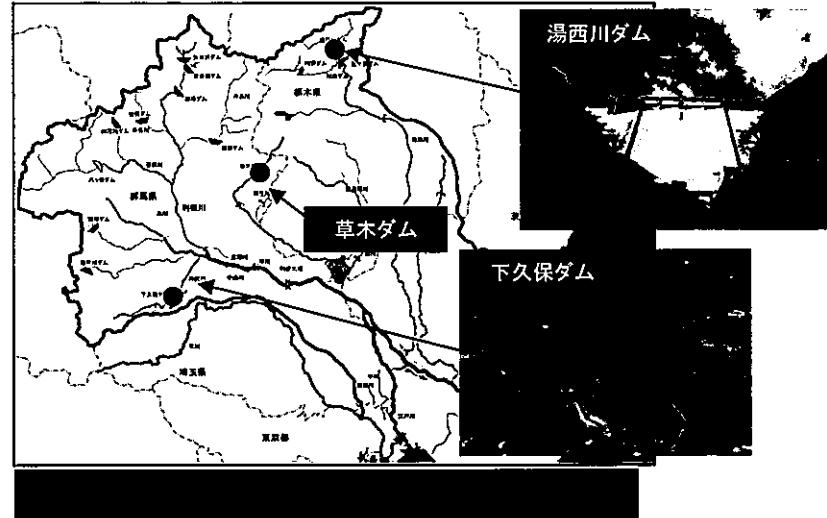
・かさ上げの可能性があるダムについて、家屋移転を発生させない高さまでかさ上げを行い、必要な開発量を確保する。

・対象施設：①下久保ダム、②草木ダム、③湯西川ダム

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
実現性	全施設	<ul style="list-style-type: none">地質、ダム構造等技術的に十分な調査検討が必要。対象ダムの既参画利水者の理解が必要。ダム周辺の水没する土地の所有者の協力が必要。工事期間中における洪水調節、安定的な利水補給に配慮する必要がある。

◇位置図



	下久保ダム	草木ダム	湯西川ダム
開発量(m³/s)	1.3	1.0	2.5
水単価(億円/m³/s)	~500	1,000~1,500	~500

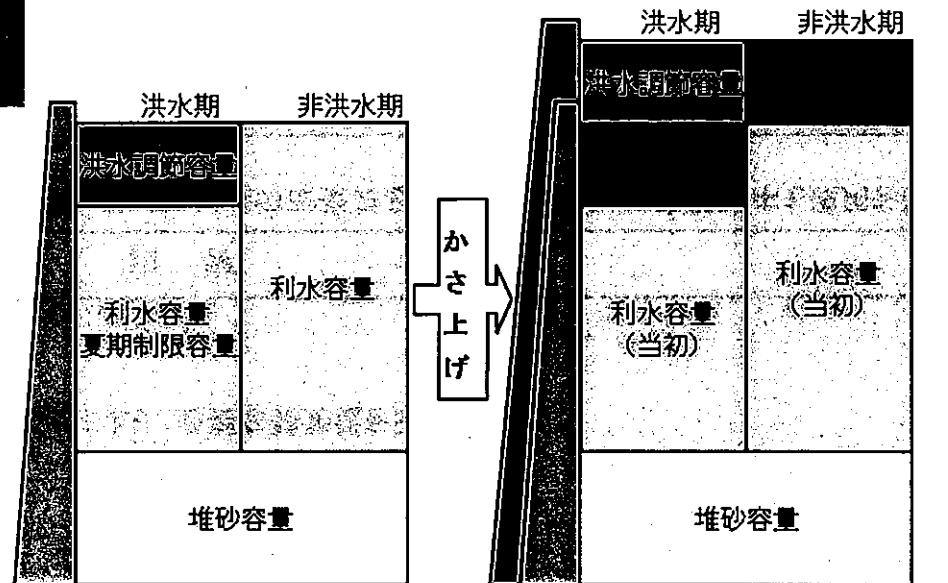
※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、逐年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

◇ダムかさ上げイメージ図



複数の新規利水対策案の立案

利根川流域（4）ダム再開発（掘削）

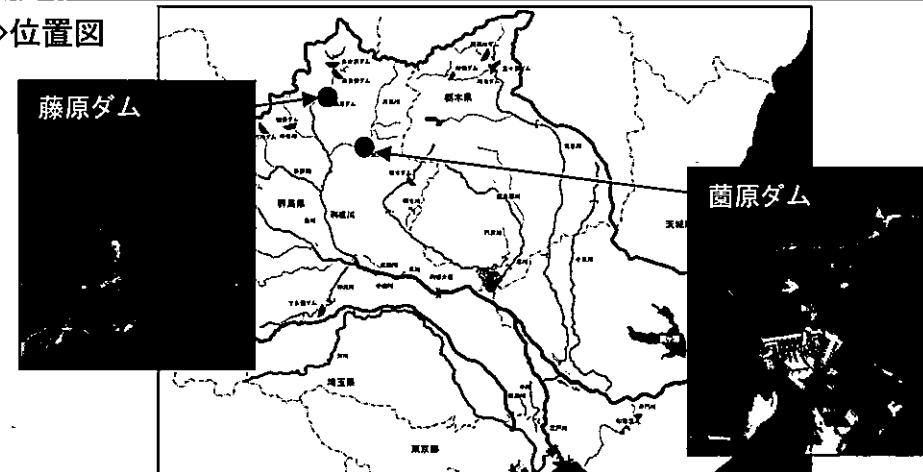
■新規利水代替案の概要

- ・家屋の移転や道路、橋梁等の付け替えが発生しない程度まで貯水池内的一部分を掘削し、必要な開発量を確保する。工事の施工性、効率性を考慮し、浚渫ではなく貯水池周辺の一部を掘削することとする。
- ・対象施設：①藤原ダム、②菌原ダム

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
実現性	全施設	・工事期間中の洪水調節、安定的な利水補給に配慮する必要がある。

◇位置図



	藤原ダム	菌原ダム
開発量(m ³ /s)	0.2	0.2
水単価(億円/m ³ /s)	500～1,000	1,000～1,500

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。



※上記、藤原ダム、菌原ダムの掘削等については、概略検討によるものである。



国土地理院基盤地図情報より作成

複数の新規利水対策案の立案

利根川流域 (4)ダム再開発(利根川上流ダム間連携)

■新規利水代替案の概要

- ・利根川の豊水時に、岩本地点の余剰水を既設の群馬用水を利用して下久保ダムに導水することにより、必要な開発量を確保する。
- ・対象施設：岩本地点から下久保ダムへの導水

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">・コスト縮減の観点から群馬用水の施設の活用を前提としており、群馬用水の関係者との調整及び同意が必要。・導水路を設置する区間の地権者との調整が必要。

◇位置図



	岩本地点から下久保ダムへの導水
開発量(m ³ /s)	0.1
水単価(億円/m ³ /s)	1,500~

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通常換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。。

複数の新規利水対策案の立案

利根川流域（5）他用途ダム容量の買い上げ（発電容量）

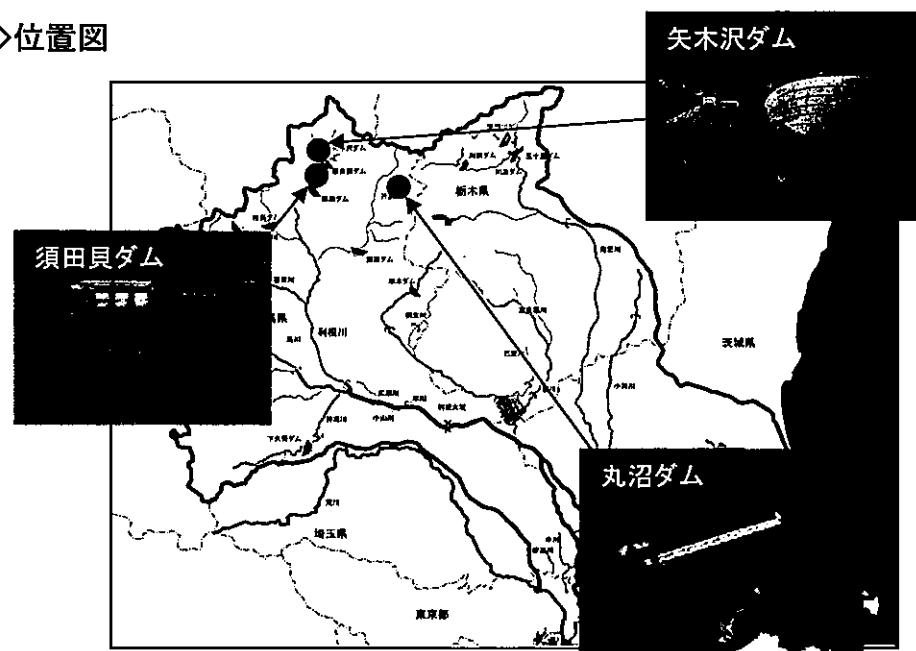
■新規利水代替案の概要

- ・発電専用のダム容量を買い取り、必要な開発量を確保する。効率性の観点から、10,000千m³以上の発電専用容量を有する施設を対象とした。ただし、揚水式発電は、ピーク需要に対応して発電するという特殊性を有していること、また、貯留時に電力を必要とすることにより、新規利水対策案の候補としない。
- ・対象施設：①矢木沢ダム、②須田貝ダム、③丸沼ダム

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
コスト	全施設	・関係する発電事業者との合意ができた場合、総コストは確定される。
実現性	全施設	・関係する発電事業者との合意ができた場合、可能となる。
地域社会、環境への影響	全施設	・影響は現況と変わらない。

◇位置図



	矢木沢ダム	須田貝ダム	丸沼ダム
開発量(m ³ /s)	4.8	2.8	1.5

※上記の開発量は、概略検討によるものである。
※開発量は、通年換算したものである。

複数の新規利水対策案の立案

利根川流域 (5)他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)

■新規利水代替案の概要

- 既設の多目的ダムの治水容量を買い上げ、必要な開発量を確保する。
- 利水容量は年間を通して必要となることから、洪水期と非洪水期に治水容量を有するダムを対象とする。
- 対象施設:①矢木沢ダム、②藤原ダム、③菌原ダム、④五十里ダム

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
実現性	全施設	・治水容量を買い上げることで不足する洪水調節効果に対して、別途代替措置を講ずることが必要である。

◇位置図



	矢木沢ダム	藤原ダム	菌原ダム	五十里ダム
開発量(m ³ /s)	2.3	0.6	0.1	1.8

※上記の開発量は、概略検討によるものである。
※開発量は、通年換算したものである。

石炭の新規利水対策案の立案

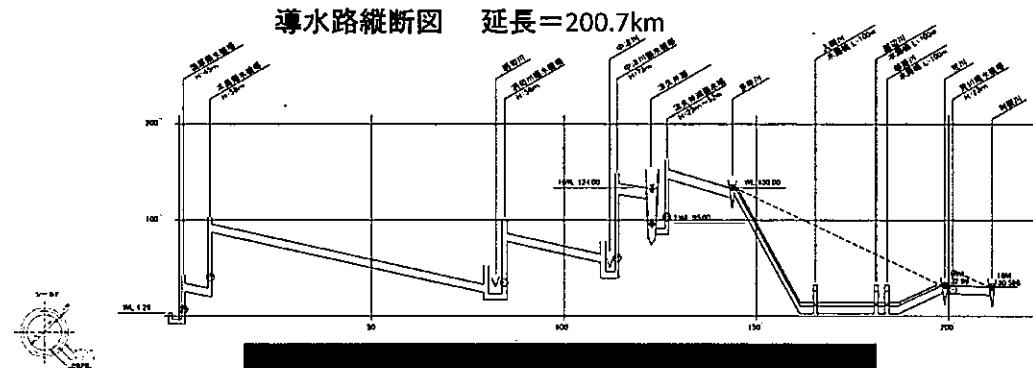
利根川流域 (6) 水系間導水(富士川からの導水)

■新規利水代替案の概要

- ・富士川水系富士川の最下流部に放流される発電に利用された流水を取水し、利根川に導水することで、必要な開発量を確保する。
- ・対象施設：富士川からの導水

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">・水を巡る地域間の衡平性の観点から、地域住民の十分な理解、協力が必要。・導水路を設置する区間の地権者との調整が必要。・公有地の道路の下を通して延長が長く、また、交通に対し工法・工程に十分考慮が必要。
地域社会への影響	<ul style="list-style-type: none">・海への放流量の減少による漁業への影響は、十分な調査・検討が必要。
環境への影響	<ul style="list-style-type: none">・海への放流量の減少による生態系への影響は、十分な調査・検討が必要。



石炭の新規利水対策案の立案

利根川流域 (6) 水系間導水(千曲川からの導水)

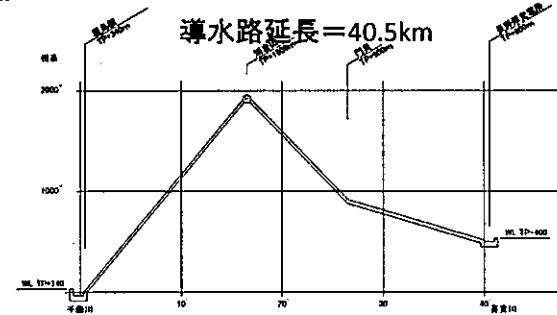
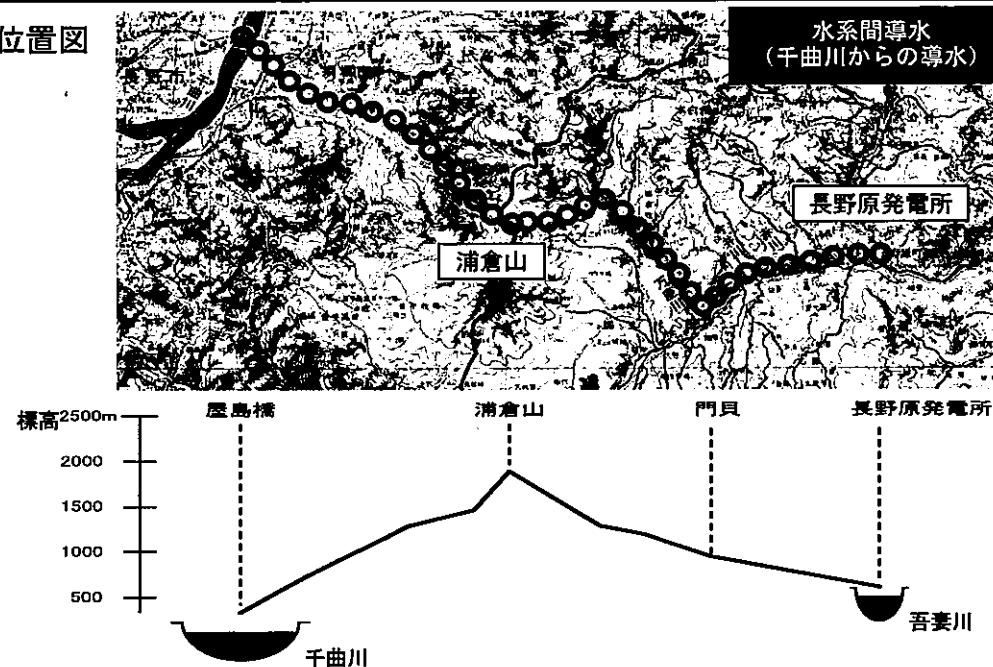
■新規利水代替案の概要

- ・信濃川水系千曲川の流水を、吾妻川を経由して利根川に導水し、必要な開発量を確保するものである。
- ・対象施設：千曲川からの導水

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・千曲川沿いの地域住民の十分な理解、協力が必要。 ・導水路を設置する区間の地権者との調整が必要。 ・流域外への導水のため、千曲川流域の住民の同意を得る見通しは不明。
地域社会への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・千曲川の流量減少により、千曲川の河川利用に影響が出る可能性があり、関係利水者等と十分な調整を図る必要がある。
環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・千曲川の流量減少により、河川環境が悪化する可能性がある。

◇位置図



千曲川からの導水	
開発量(m³/s)	4.8
水単価(億円/m³/s)	1,500～

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
※開発量は、通常換算したものである。
※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

複数の新規利水対策案の立案

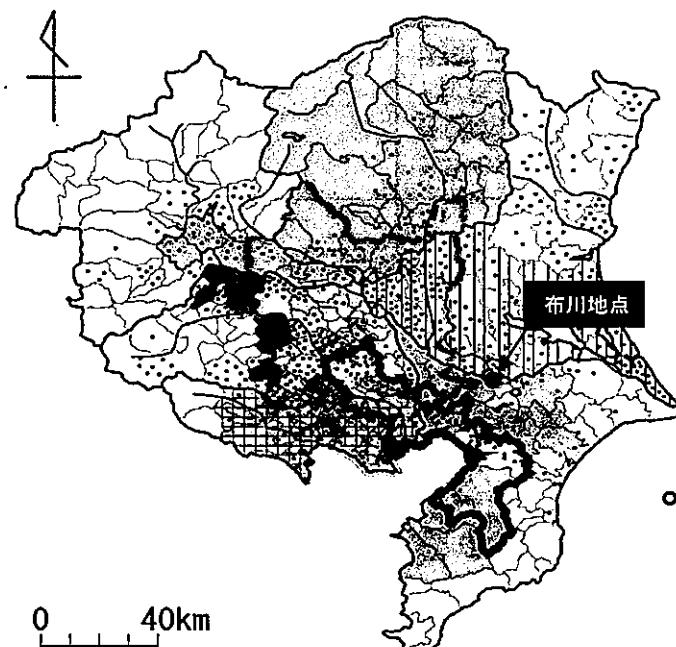
利根川流域 (7) 地下水取水

■新規利水代替案の概要

・地下水を取水し必要な開発量を確保する。なお、流域内には「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の保全区域及び都県の条例による地下水取水が規制されている区域がある。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">周辺に影響しない適正な地下水取水量の設定は、十分な調査検討が必要。飲用等に適する水質が継続的に得られるか、十分な調査検討が必要。複数井戸を設置する場合は、互いに影響しない程度間隔をあけて設置する必要がある。周辺地域で地盤沈下、地下水取水障害が発生していないか、継続的な観測が必要。自治体は、地下水から表流水へ水源を転換する方向である。
持続性	<ul style="list-style-type: none">地下水は、一度汚染されると長期間利用が困難となる。



- 関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱
- 工業用水法
- 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
- 茨城県生活環境の保全等に関する条例
- 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例
- 栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱
- 群馬県の生活環境を保全する条例
- 埼玉県生活環境保全条例（第1種指定地域）
- 埼玉県生活環境保全条例（第2種指定地域）
- 千葉県環境保全条例
- 東京都環境確保条例
- 東京都温泉法審査基準

○ 地下水水質継続監視調査地点

* 継続監視調査地点とは、過去に概況調査等で地下水汚染が確認された地域において、汚染状況を継続的に監視するための調査地点

	地下水
方策の開発水量(m ³ /s)	4.8
水単価(億円/m ³ /s)	~500

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

複数の新規利水対策案の立案

利根川流域 (8)ため池(取水後の貯留施設を含む)

■新規利水代替案の概要

- 既設の農業用のため池を利用し必要な開発量を確保する。具体的には非かんがい期に水源として別途水利権を手当て(以下「別途手当」という)することになる。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">かんがい期に用水補給した後のため池を活用し、非かんがい期の前半に貯留し、後半に必要な用水を補給するものであり、次期かんがい期までに容量の回復を図る必要がある。利根川流域でも一定量の開発量は見込めると想定されるが、利用期間が限定され、安定的な取水が困難であることから、代替案の候補としない。

※別途手当とは、かんがい期の開発量は農業用水合理化事業で手当済みであるが、非かんがい期はハツ場ダムの開発水量として手当を予定している水利権のことである。

- かんがい期取水終了後、9月中旬～11月にため池に貯留し、12月～3月に供給し、かんがい期の用水補給に影響を与えない4月のみの流入量で次期かんがい期までに容量を回復するものと想定する。
- 上記条件で、利根川流域に存在する貯水容量10万m³以上のため池(45池)の内、集水面積が把握可能なため池(33池)について、利根川流域の降雨特性を考慮し、開発量を試算すると、約0.13m³/sの開発が可能である。ただし、降雨条件により開発量は増減する。



利根川流域の新規利水代替案の立案

利根川流域 (8)ため池(新設)

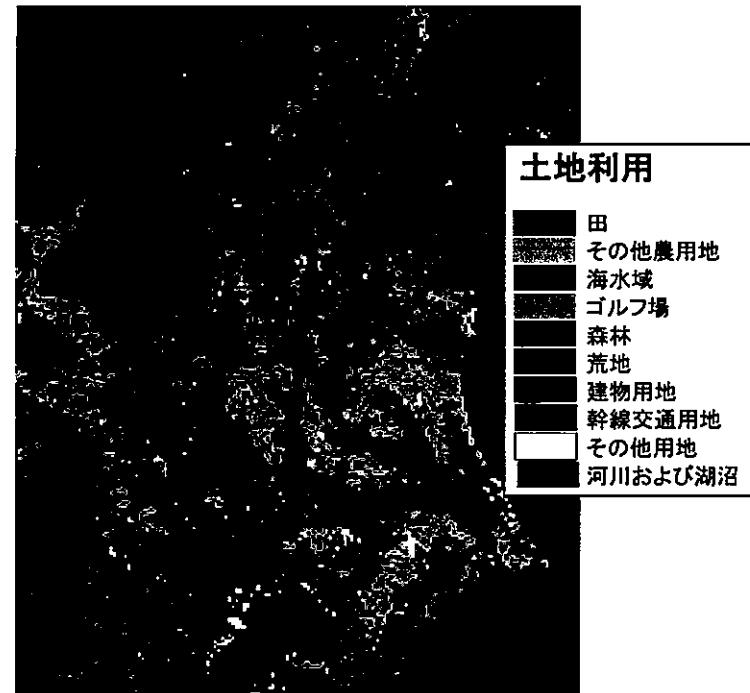
■新規利水代替案の概要

- ため池を新設し必要な開発量を確保する。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">利根川流域内は高度に利用されていることから、できるだけ家屋移転等がない場所を選定する必要がある。多数のため池を設置しなければならないことから、適切な維持管理を行う必要がある。

◇利根川流域の土地利用



ため池を利用した水源確保の検討概要

通年1m³/s を確保するためには、約31,000 千m³ の貯水容量が必要である。
概略検討では、大きなため池を想定して水単価を求めているが、実際に施工するに際して地域の状況を踏まえ分散させた場合は水単価が高くなる可能性がある。

	新設ため池
開発量(m ³ /s)	1.0
水単価(億円/m ³ /s)	1,500~

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
※開発量は、通年換算したものである。
※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

複数の新規利水対策案の立案

利根川流域 (9) 海水淡水化

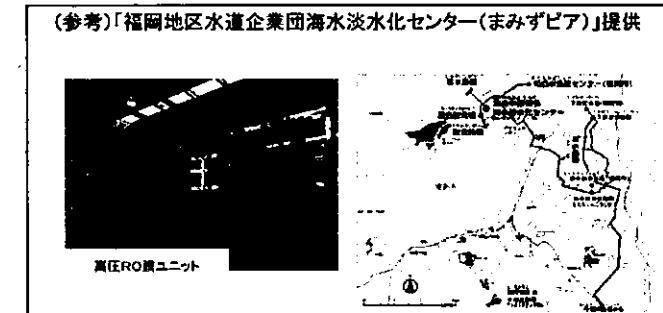
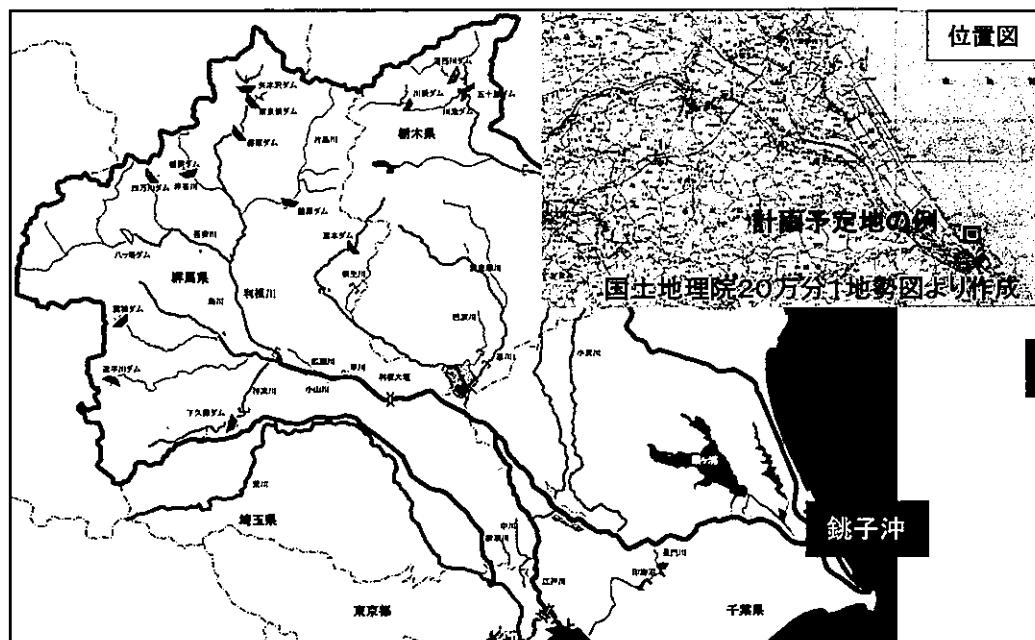
■新規利水代替案の概要

- ・海水を淡水化する施設を設置し、必要な開発量を確保する。海水をろ過する際に発生する、濃縮された塩水の処理方法等について先行事例を参考に検討する。
- ・対象施設：銚子沖

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">・プラント建設用地の地権者の協力が必要。・大容量の電力送電施設が必要。・供給可能区域は下流部のみである。
コスト	<ul style="list-style-type: none">・維持管理費が高額となる。

◇位置図



	銚子沖
開発量(m^3/s)	4.8
水単価(億円/ m^3)	1,500～

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通常換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

複数の新規利水対策案の立案

利根川流域 (10) 水源林の保全

■新規利水代替案の概要

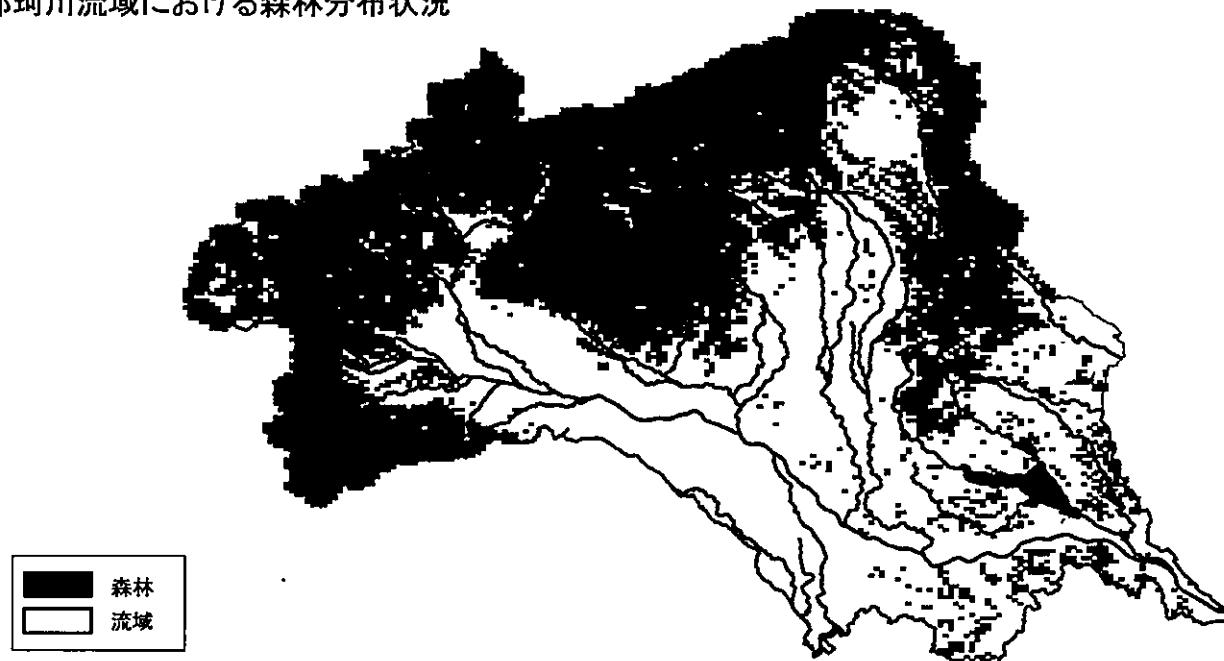
- ・水源林の土壤の働きにより、雨水を地中に浸透させゆっくりと流出させるという水源林の機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。
- ・総概算コスト：定量的な算定ができない。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
目標	・河川流量の安定化を期待する水源林の保全は重要である。
実現性	・水源林を保全することで、どの程度の安定した河川水量を増加させるか定量的に見込むことはできない。
持続性	・毎年、丁寧な森林の管理が必要である。

(参考)

■利根川・那珂川流域における森林分布状況



出典：国土交通省国土数値情報（土地利用3次メッシュ）より作成

複数の新規利水対策案の立案

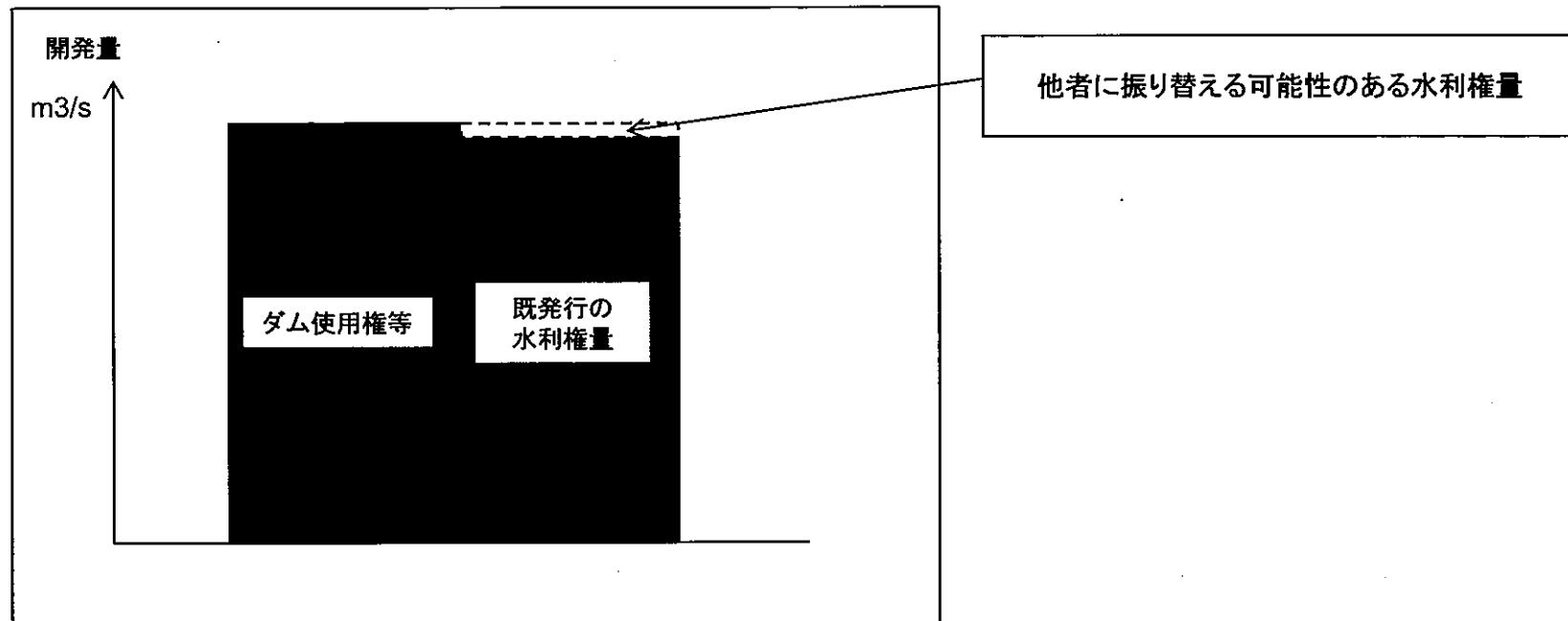
利根川流域 (11)ダム使用権等の振替

■新規利水代替案の概要

- ・水利権が付与されていないダム使用権等を他の水利権を必要とする水利使用者に振り替える。
- ・直轄・水機構・補助ダムにおいて、都市用水に換算して約6m³/sの水利権が付与されていないダム使用権等があり、今後ダム使用権設定者等に他者へ振り替え可能か確認するとともに、振り替え可能な場合は、その振り替え条件について整理する。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
コスト	全施設	・振り替え元と振り替え先の合意時に確定される。
実現性	全施設	・振り替え元と振り替え先の合意によって実施される。



複数の新規利水対策案の立案

利根川流域 (12)既得水利権の合理化・転用(農業用水合理化)

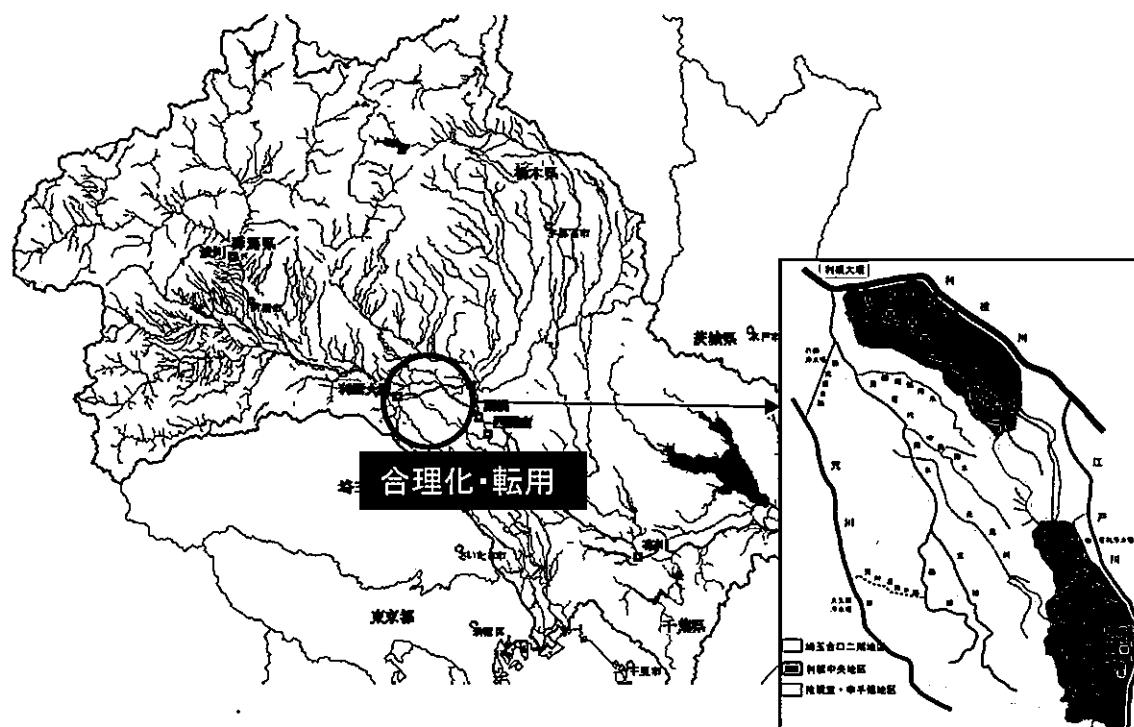
■新規利水代替案の概要

- 用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減等により発生した余剰水を他の必要とする用途に転用する。
- 利根川中流部の農業用水路は、既に多くの農業用水の合理化事業を実施してきたところであるが、現時点においては新たな合理化事業の要望がないことを確認した。^(注)

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	・利根川水系に関しては、これまで農業用水合理化事業等を通じて、都市用水の新規確保に努めてきたところであるが、現時点においては新たな合理化事業の要望がないことを確認した。 ^(注)

注)関東農政局からの聞き取り



農業用水合理化対策事業一覧表							
事業名	受益面積(ha)	事業主体	事業内容	事業年度	事業費(百万円)	合理化水量(余剰水量)(m³/秒)	転用水量(m³/秒)
中川水系農業水利合理化事業	9,500	埼玉県	裏西用水路	31.8km S43～47	2,010	3.166	2.666
県営農業用水合理化対策事業	2,713	埼玉県	[権現堂地区] パイプライン整備等 [幸手領地区] パイプライン整備等	1,217ha S47～61	8,129	2.871	1.581
埼玉合口二期	15,380		水公司 基幹統用水路等 埼玉県 西慶用水路等 農西慶用水路等 改良区 岩西側用水路等 埼玉県 見沼下流	75.9km S53～H6 9.2km S53～63 21.8km S63～H7 10.6km S54～63 17.2km S63～H7 11.2km S53～63 18.5km H1～H7	72,022 1,655 5,396 2,174 2,993 3,705 1,210	5.243	4.263 埼玉3.704 東京0.849
利根中央農業用水再編対策事業		農水省 基西用水路等 水公司 埼玉用水路等 埼玉県 宋堀水路等	H4～15 H4～13 H8～14	69,800 37,400 1,400	5,411	3,811 埼玉2,982 東京0.849	
計						211,658	12,321* 埼玉10,913 東京1,408

(※平成15年度の利根中央農業用水再編対策事業完了時の転用水量)

複数の新規利水対策案の立案

利根川流域 (13) 渇水調整の強化

■新規利水代替案の概要

- ・渴水調整協議会の機能を強化し、関係利水者が協力して渴水時の被害を最小となるよう取り組みを行う。
- ・渴水対策の強化は、新たに開発量を生み出すことはできない。
- ・総概算コスト:定量的な算定ができない。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
目標	・これまでの想定を超える渴水の発生も想定し、今後とも検討・強化していくことは重要である。
実現性	・渴水調整の強化は、効果をあらかじめ定量的に見込むことは困難である。



平成24年度 渴水対策協議会

項目 渴水年	取水制限状況		
	取水制限期間 自	至	最大取水 制限率
昭和 47 年	6/6	7/15	40
昭和 48 年	8/16	9/6	22
昭和 53 年	8/10	10/6	58
昭和 54 年	7/9	8/18	41
昭和 55 年	7/5	8/13	40
昭和 57 年	7/20	8/10	22
昭和 62 年	6/16	8/25	71
平成 2 年	7/23	9/5	45
平成 6 年	7/22	9/19	60
平成 8 年	1/12	3/27	76
	8/16	9/25	41
平成 9 年	2/1	3/26	53
平成 13 年	8/10	8/27	18
平成 24 年	9/11	10/3	23
取水制限の 平均日数			43.6

利根川水系における既往渴水の状況

注)取水期間は一時緩和期間を含む。
出典:利根川水系利根川・江戸川河川整備計画

複数の新規利水対策案の立案

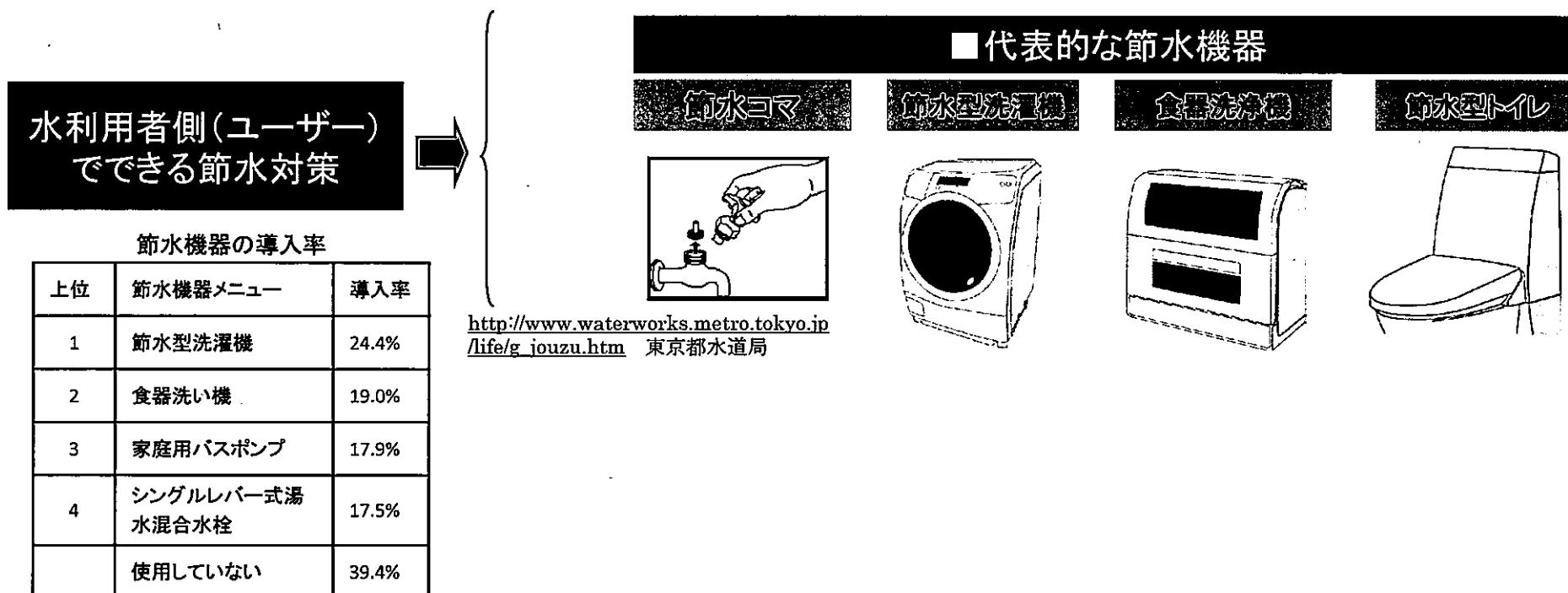
利根川流域 (14) 節水対策

■新規利水代替案の概要

- ・節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要を抑制するものである。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
目標	・水需要を抑制するものであることから、重要な方策である。
実現性	・最終利用者の意向に依存するものであり、効果を定量的に見込むことは困難である。



(複数回答あり)

節水に関する特別世論調査 内閣府 平成22年10月

複数の新規利水対策案の立案

利根川流域 (15) 雨水・中水利用

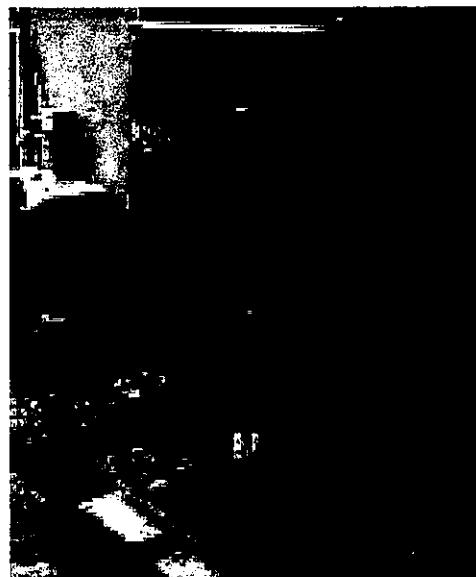
■新規利水代替案の概要

- ・雨水利用の推進、中水利用施設の整備により、河川水・地下水の使用量の抑制を図るものである。
- ・対象施設：家庭用雨水貯留タンク等

評価軸において特記すべき事項

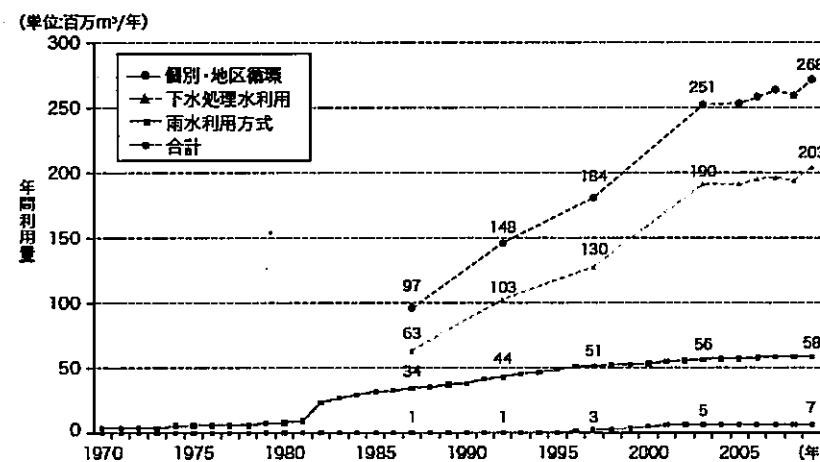
評価軸からの観点	内 容
目標	・雨水・中水利用は、水資源の有効活用として重要な方策である。
実現性	・最終利用者の意向に依存するものであり、効果を定量的に見込むことは困難である。

家庭用の雨水貯留タンク



出典：墨田区H.P

雨水・再生水の利用の推移



(注) 国土交通省水資源部調べ（2008年度末現在）
2008年度末調査において、従前のデータについて精査している。
四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

出典：日本の水資源

複数の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (1) 河口堰

■新規利水代替案の概要

- ・河口堰の新設を行うことにより、淡水を貯留し、必要な開発量を確保する。
- ・対象施設：那珂川下流部に新設

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">・漁協関係者との調整が必要。・橋梁を架け替える場合、道路の付替えが必要。
地域社会への影響	<ul style="list-style-type: none">・平常時の水位上昇に伴う湿田化などの可能性があり、その場合対策工が必要。
環境への影響	<ul style="list-style-type: none">・堰を建設するため、魚道等の設置が必要。・新たな湛水域ができることで、水質への影響、動植物への影響について考慮する必要がある。・堰を建設することで、海岸への土砂供給への影響を考慮する必要がある。

◇位置図



◇那珂川下流部



那珂川河口堰	
開発量(m ³ /s)	0.3
水単価(億円/m ³ /s)	1,000～1,500

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

石巻の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (2) 湖沼開発

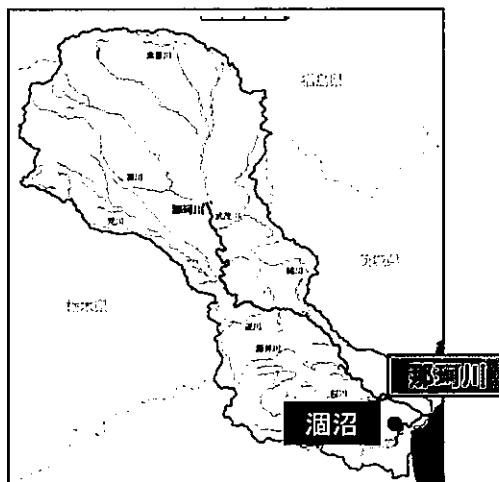
■新規利水代替案の概要

- 既存湖沼を開発することで、必要な水量を確保する。
- 対象施設：涸沼

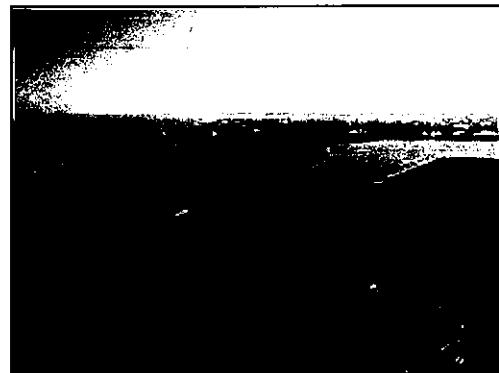
評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">漁協との調整が必要。涸沼で漁獲されるヤマトシジミは全国的に有名であるが、涸沼の淡水化によりヤマトシジミや海産魚が消滅する。用地買収に係る地権者との調整が必要。
地域社会への影響	<ul style="list-style-type: none">涸沼は自然公園として周辺住民にも親しまれているため、地域住民の理解が必要。平常時の水位上昇に伴う湿田化などの可能性があり、その場合対策工が必要。
環境への影響	<ul style="list-style-type: none">湖沼が淡水化することで、生態系(ヒヌマイトンボやシジミなどの海産魚)への影響に十分な配慮が必要。動植物への影響について考慮する必要がある。

◇位置図



◇涸沼



	涸沼
開発量(m³/s)	1.3
水単価(億円/m³/s)	～500

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通常換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

複数の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (3) 河道外貯留施設

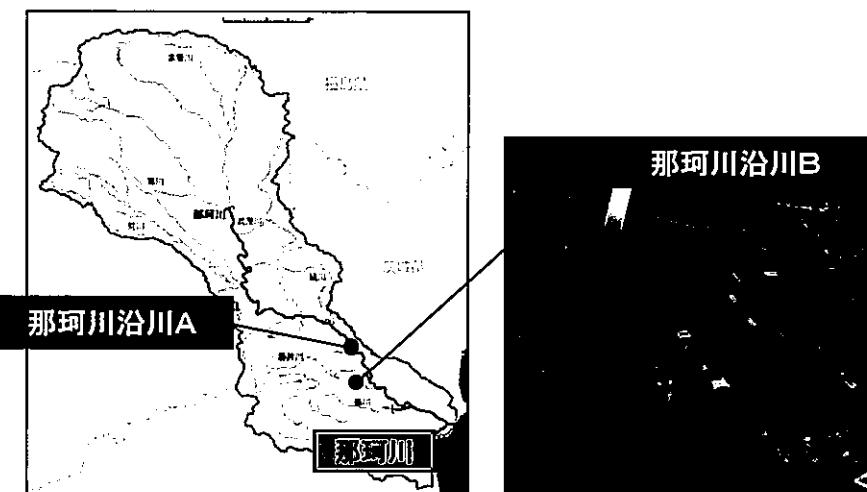
■新規利水代替案の概要

- ・河道外に貯留施設(貯水池など)を整備することにより、必要な水量を確保する。
- ・対象施設: ①那珂川沿川A、②那珂川沿川B

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
実現性	全施設	<ul style="list-style-type: none">・用地買収にかかる地権者との調整が必要。・貯水池の周辺土壤の透水性が高いため対策工が必要。
環境への影響	全施設	<ul style="list-style-type: none">・那珂川で確認されている貴重な動植物の生息・生育環境に配慮する必要がある。・掘削による地下水流动への影響が懸念される。
地域社会への影響	全施設	<ul style="list-style-type: none">・既存の水利権者、周辺住民との調整が必要。

◇位置図



	那珂川沿川A	那珂川沿川B
開発量(m³/s)	3.2	1.2
水単価(億円/m³/s)	~500	~500

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
※開発量は、通常換算したものである。
※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

複数の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (4)ダム再開発(かさ上げ)

■新規利水代替案の概要

- ・かさ上げの可能性のあるダムについて、家屋移転を発生させない高さまでかさ上げを行い、必要な開発量を確保する。
- ・対象施設:深山ダム

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">・地質、ダム構造等技術的に十分な調査検討が必要。・対象ダムの既参画利水者の理解が必要。・ダム周辺の水没する土地の所有者の協力が必要。・工事期間中における安定的な利水補給に配慮する必要がある。

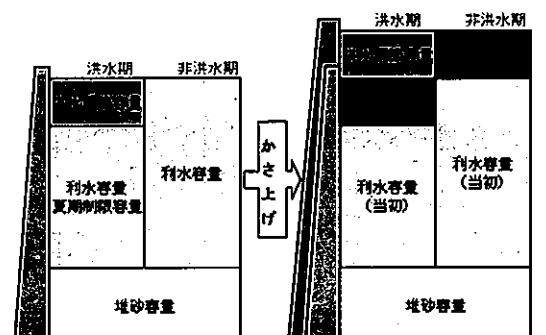
◇位置図



◇深山ダム



◇ダムかさ上げイメージ図



	深山ダム
開発量(m³/s)	0.9
水単価(億円/m³/s)	~500

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

複数の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (4)ダム再開発(掘削)

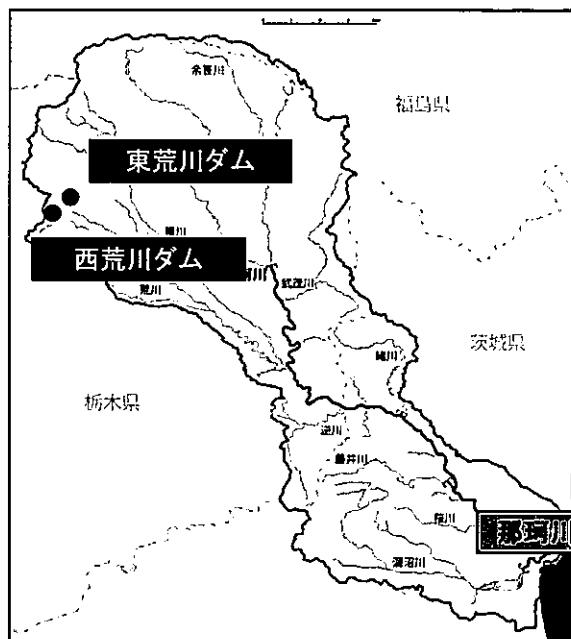
■新規利水代替案の概要

- ・家屋の移転や道路、橋梁等の付け替えが発生しない程度まで貯水池内的一部分を掘削し、必要な開発量を確保する。工事の施工性、効率性を考慮し、浚渫ではなく、貯水池周辺の一部を掘削することとする。
- ・対象施設: ①西荒川ダム、②東荒川ダム

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
実現性	全施設	・工事期間中における洪水調節、安定的な利水補給に配慮する必要がある。

◇位置図



※上記、東荒川ダム、西荒川ダムの掘削等については、概略検討によるものである。

	西荒川ダム	東荒川ダム
開発量(m^3/s)	0.2	0.2
水単価(億円/ m^3/s)	500～1,000	500～1,000

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

複数の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (5)他用途ダム容量の買い上げ(発電容量)

■新規利水代替案の概要

- ・発電専用のダム容量を買い取り、必要な開発量を確保する。ただし、揚水式発電は、ピーク需要に対応して発電するという特殊性を有していること、また、貯留時に電力を必要とすることにより、新規利水対策案の候補としない。
- ・対象施設: ①深山ダム、②蛇尾川ダム

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
コスト	全施設	・関係する発電事業者との合意ができた場合、総コストは確定される。
実現性	全施設	・関係する発電事業者との合意ができた場合、可能となる。
地域社会、環境への影響	全施設	・影響は現況と変わらない。

◇位置図



◇蛇尾川ダム



◇深山ダム



	深山ダム	蛇尾川ダム
開発量(m³/s)	1.0	1.7

※上記の開発量は、概略検討によるものである。
※開発量は、通年換算したものである。

那珂川流域の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (5)他用途ダム容量の買い上げ(治水容量)

■新規利水代替案の概要

- 既設の多目的ダムの治水容量を買い上げ、必要な開発量を確保する。
- 利水容量は年間を通して必要となることから、洪水期と非洪水期に治水容量を有するダムを対象とする。
- 対象施設:①藤井川ダム、②東荒川ダム

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
実現性	全施設	・治水容量を買い上げることで不足する洪水調節効果に対して、別途代替措置を講ずることが必要である。

◇位置図



◇藤井川ダム



◇東荒川ダム



	藤井川ダム	東荒川ダム
開発量(m^3/s)	0.6	0.3

※上記の開発量は、概略検討によるものである。
※開発量は、通年換算したものである。

複数の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (6) 水系間導水

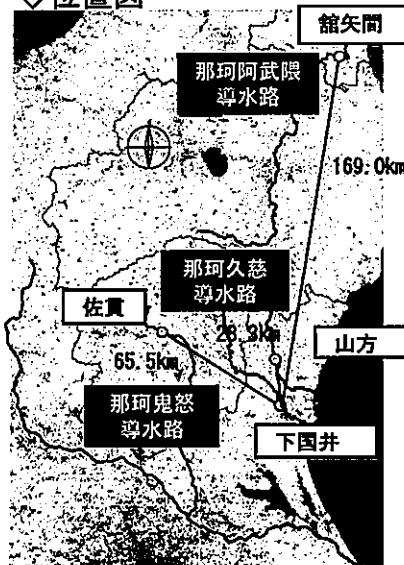
■新規利水代替案の概要

- ・那珂川の近隣水系からの導水により必要な開発量を確保する。
- ・水系が異なる河川と連絡することで、時期に応じて、水量に余裕のある時に導水する。
- ・対象施設:①鬼怒川、②久慈川、③阿武隈川

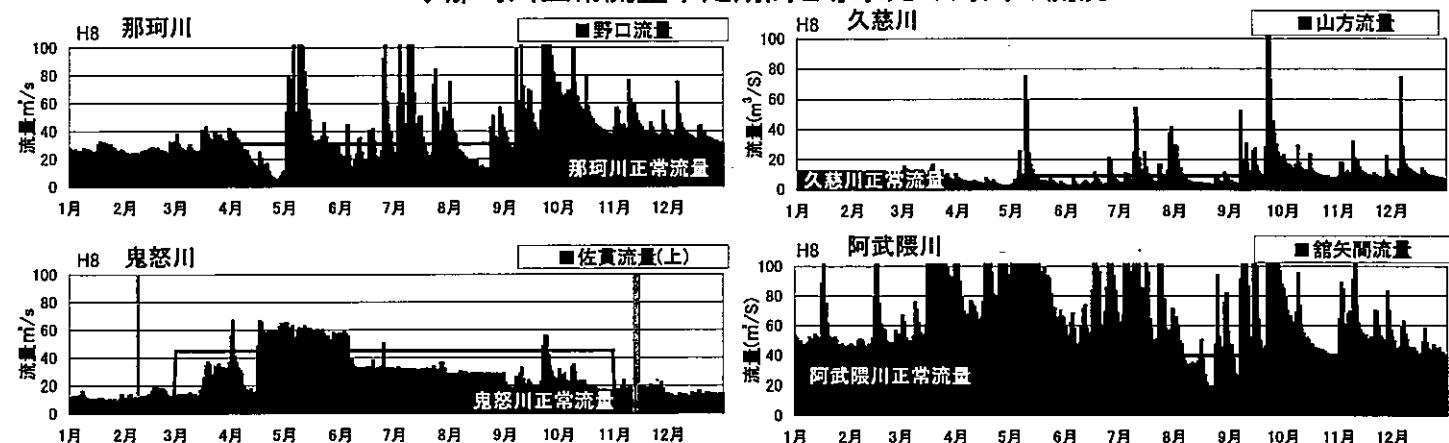
評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
実現性	全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・導水路を設置する区間の地権者との調整が必要。 ・那珂川の水量の不足時期に、導水元の河川でも水量が不足しており、水系間導水を実施することは困難である。 ・導水元の河川の地域住民の十分な理解、協力が必要。
地域社会への影響	全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・導水元河川の流量減少により、河川利用に影響が出る可能性があり、関係利水者等と十分な調整が必要。
環境への影響	全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・導水元河川の流量減少により、河川環境が悪化する可能性がある。

◇位置図



◇那珂川正常流量不足期間と導水元の河川の流況



*グレー箇所は欠測

*データは流量年表、正常流量は河川整備基本方針による

複数の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (7) 地下水取水

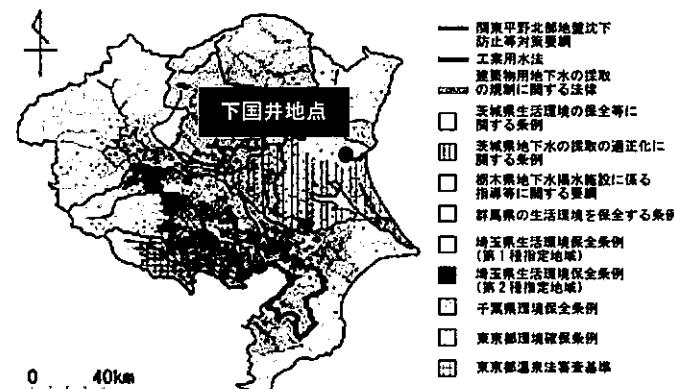
■新規利水代替案の概要

- ・地下水を取水し必要な開発量を確保する。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">・周辺に影響しない適正な地下水取水量の設定は、十分な調査検討が必要。・飲用等に適する水質が継続的に得られるか、十分な調査検討が必要。・複数井戸を設置する場合は、互いに影響しない程度間隔をあけて設置する必要がある。・周辺地域で地盤沈下、地下水取水障害が発生していないか、継続的な観測が必要。・自治体は、地下水から表流水へ水源を転換する方向である。
持続性	<ul style="list-style-type: none">・地下水は、一度汚染されると長期間利用が困難となる。

◇関東平野部地盤沈下防止等対策要領



	地下水
方策の開発水量(m ³ /s)	4.2
水単価(億円/m ³ /s)	~500

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。
※開発量は、通年換算したものである。
※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

複数の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (8)ため池(新設)

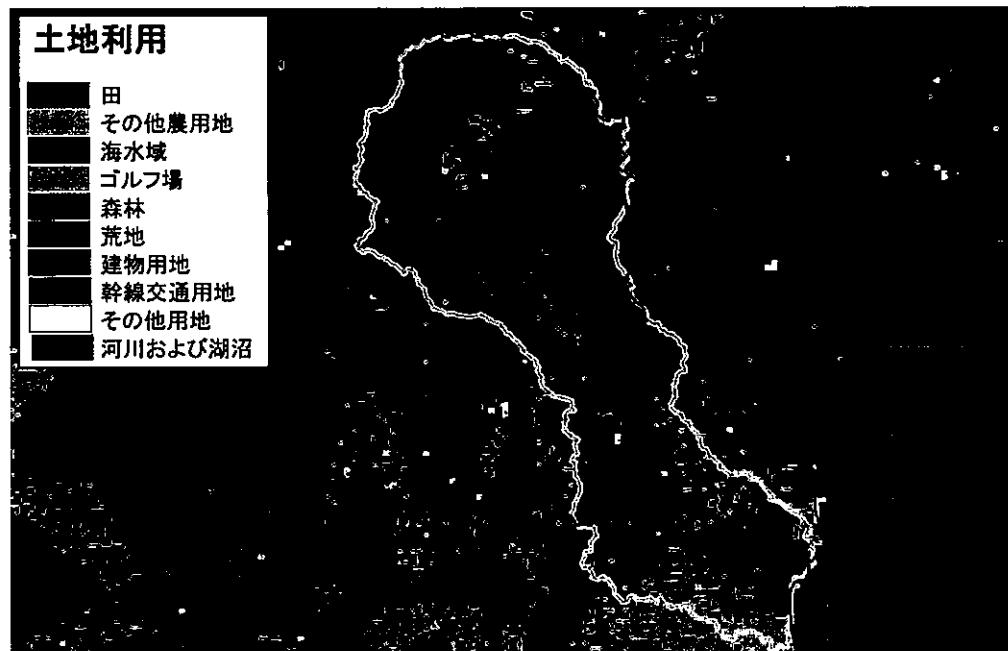
■新規利水代替案の概要

- ため池を新設し必要な開発量を確保する。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">できるだけ家屋移転等がない場所を選定する必要がある。多数のため池を設置しなければならないことから、適切な維持管理を行う必要がある。

◇那珂川流域の土地利用



国土数値情報(土地利用3次メッシュ) 国土交通省

ため池を利用した水源確保の検討概要

通年1m³/sを確保するためには、約31,000千m³の貯水容量が必要である。
概略検討では、大きなため池を想定して水単価を求めているが、実際に施工するに際して地域の状況を踏まえ分散させた場合は水単価が高くなる可能性がある。

	ため池
開発量(m ³ /s)	1.0
水単価(億円/m ³ /s)	1,500~

※上記の開発量・水単価は、概略検討によるものである。

※開発量は、通年換算したものである。

※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。

※水単価は、総概算コストを開発量で除して算出したものである。

複数の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (9) 海水淡化化

■新規利水代替案の概要

・海水を淡水化する施設を設置し、必要な開発量を確保する。海水をろ過する際に発生する、濃縮された塩水の処理方法等について先行事例を参考に検討する。

・対象施設：那珂川河口部

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	<ul style="list-style-type: none">・プラント建設用地の地権者の協力が必要。・大容量の電力送電施設が必要。・供給可能区域は下流部のみである。
コスト	<ul style="list-style-type: none">・維持管理費が高額となる。

◇位置図



海水淡化化施設を新設	
開発量(m ³ /s)	4.2
水単価(億円/m ³ /s)	1,500~

※上記の開発量は、概略検討によるものである。
※総概算コストには、概略検討した維持管理費が含まれている。
※開発量は、通年換算したものである。

在数の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (10) 水源林の保全

■新規利水代替案の概要

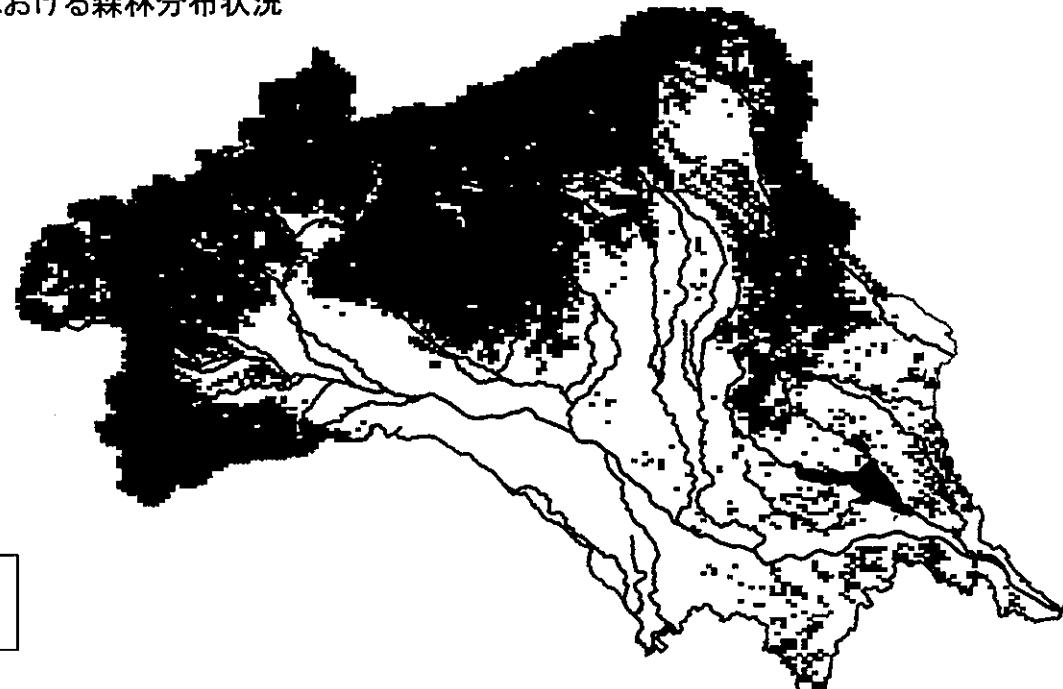
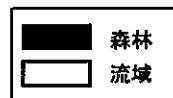
- ・水源林の土壤の働きにより、雨水を地中に浸透させゆっくりと流出させるという水源林の機能を保全し、河川流況の安定化を期待する。
- ・総概算コスト：定量的な算定ができない。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
目標	・河川流量の安定化を期待する水源林の保全は重要である。
実現性	・水源林を保全することで、どの程度の安定した河川水量を増加させるか定量的に見込むことはできない。
持続性	・毎年、丁寧な森林の管理が必要である。

(参考)

■利根川・那珂川流域における森林分布状況



出典：国土交通省国土数値情報（土地利用3次メッシュ）より作成
99

複数の新規利水対策案の立案

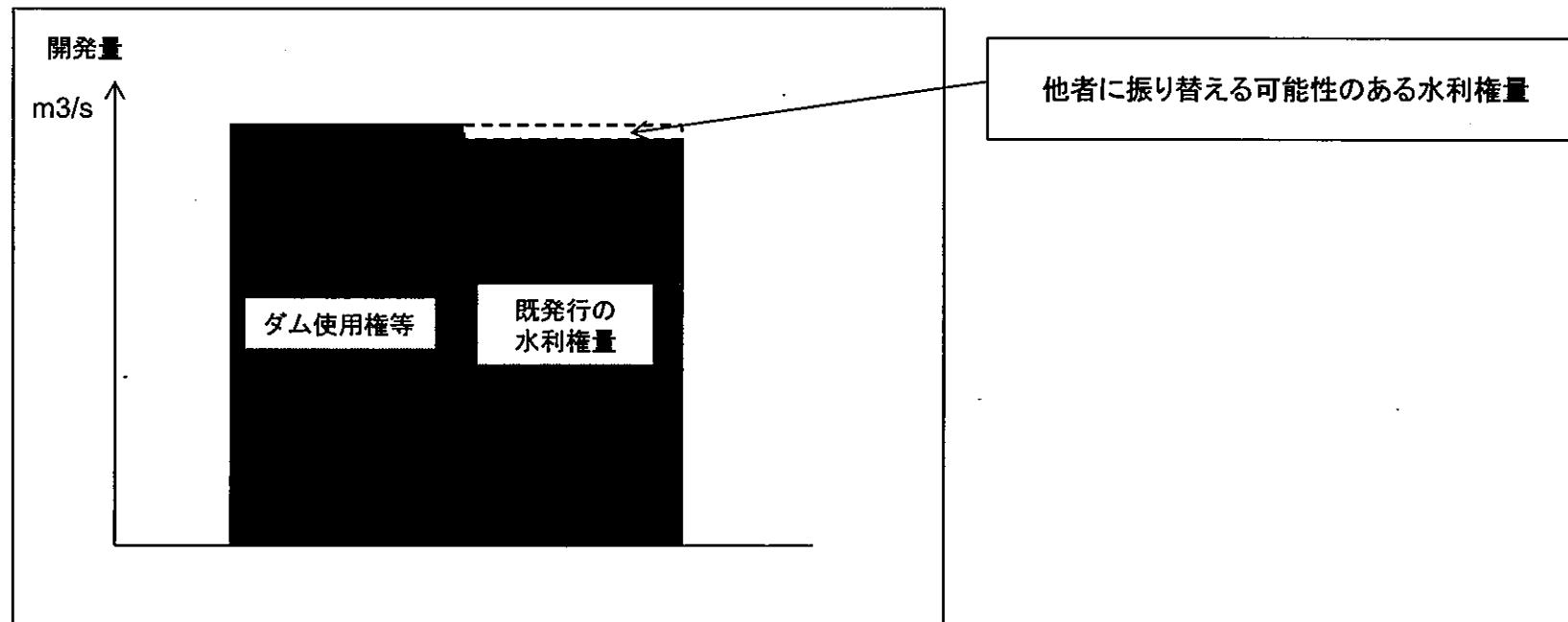
那珂川流域 (11)ダム使用権等の振替

■新規利水代替案の概要

- ・水利権が付与されていないダム使用権等を他の水利権を必要とする水利使用者に振り替える。
- ・補助ダム等において都市用水に換算して約 $0.1\text{m}^3/\text{s}$ の水利権が付与されていないダム使用権等があり、今後、ダム使用権設定者等に他者へ振り替え可能か確認するとともに、振り替え可能な場合は、その振り替え条件について整理する。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	対象施設	内 容
コスト	全施設	・振り替え元と振り替え先の合意時に確定される。
実現性	全施設	・振り替え元と振り替え先の合意によって実施される。



石巻の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (12)既得水利権の合理化・転用(農業用水合理化)

■新規利水代替案の概要

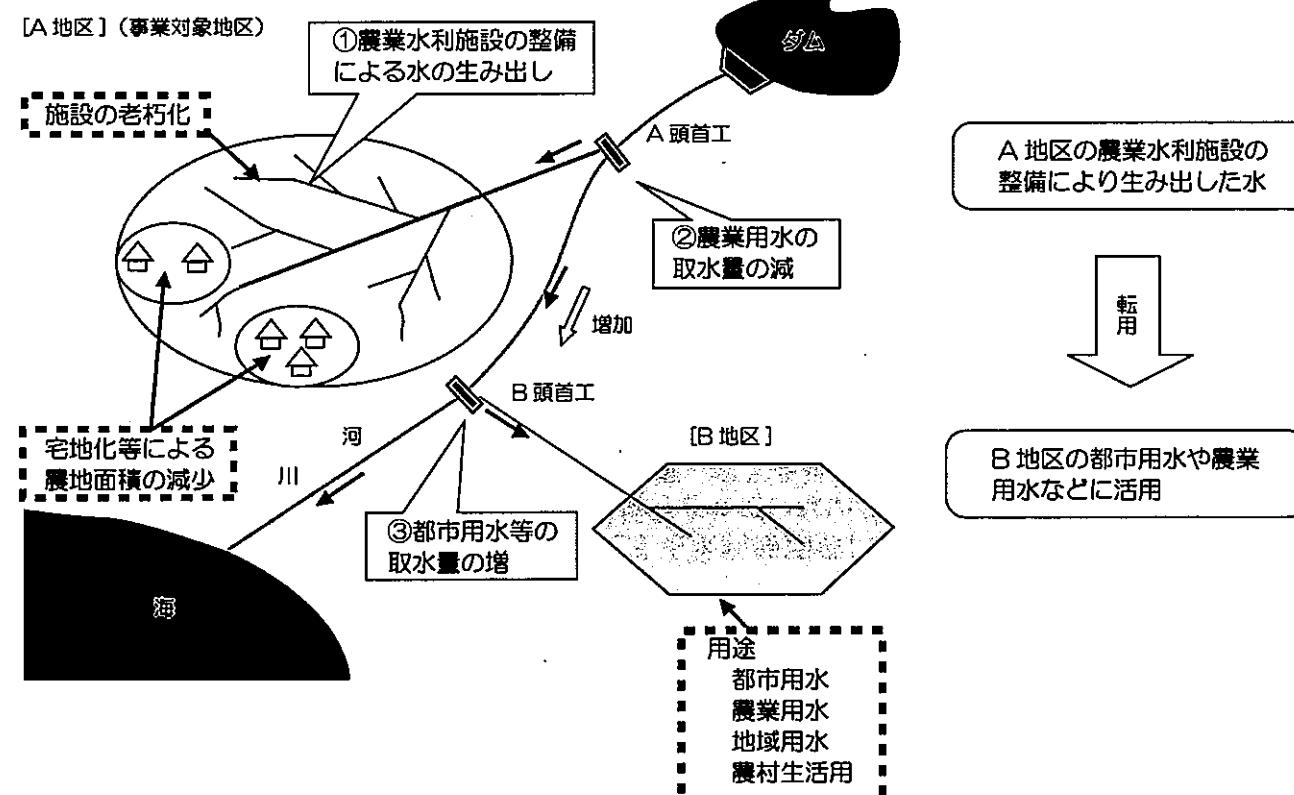
- 用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減等により発生した余剰水を他の必要とする用途に転用する。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
実現性	・那珂川水系に関しては、現時点においては新たな合理化事業の要望がないことを確認した。 ^{注)}

農業用水合理化・転用のイメージ

注)関東農政局からの聞き取り



複数の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (13) 渇水調整の強化

■新規利水代替案の概要

- ・渴水調整協議会の機能を強化し、関係利水者が協力して渴水時に被害を最小とするよう取り組みを行う。
- ・渴水対策の強化は、新たに必要な開発量を生み出すことはできない。
- ・総概算コスト：定量的な算定ができない。

評価軸において特記すべき事項

評価軸からの観点	内 容
目標	・これまでの想定を超える渴水の発生も想定し、今後とも検討・強化していくことは重要である。
実現性	・渴水調整の強化は、効果をあらかじめ定量的に見込むことは困難である。



那珂川水系渴水調整連絡会(平成14年5月)

年度	期間 (月)	状 態
S62	4～5	取水制限最大 農水 30%、都市用水 20% 5/1～5/4、5/6～5/14(13日間) 千波湖土地改良区 機管取水 5/2～5/14(13日間) 勝田市(現:ひたちなか市)上水 機管取水 4/22～5/14(23日間)
H2	8	勝田市(現:ひたちなか市)上水 15%の減圧給水 8/9～8/10(2日間)
H5	4～5	取水制限最大 農水 30%、都市用水 20% 4/23～5/3(11日間) 千波湖土地改良区 取水停止 暫間不明 那珂川工業用水道・那珂町(現:那珂市)水道 潟見運転 4/23～5/1(9日間)
H6	4～5	取水制限最大 農水 15%、都市用水 10% 4/28～5/6(8日間) 千波湖土地改良区 機管取水 5/3～5/5(3日間) 那珂川工業用水道・那珂町(現:那珂市)水道 潟見運転 4/26～5/2(7日間) 水戸市水道 潟見運転 4/28～4/30(3日間) 狭川排水機場 潟見運転 4/29(1日間)
H8	4～5	取水制限最大 農水 15%、都市用水 10% 4/28～5/2(5日間) 千波湖土地改良区 機管取水 4/27～5/3(7日間) 那珂川工業用水道・那珂町(現:那珂市)水道・水戸市水道 潟見運転 4/27～5/2(6日間) 狭川排水機場 潟見運転 4/27～28, 5/1～2(4日間)
	8	千波湖土地改良区 機管取水 8/13～24(12日間)
H9	4～5	千波湖土地改良区 潟見運転 4/17～25(9日間) 千波湖土地改良区 機管取水 4/26～5/14(20日間) 那珂川工業用水道・那珂町(現:那珂市)水道 潟見運転 4/27～29(3日間)
H13	4～5	取水制限最大 農水 15%、工水 10% 4/27～5/9(13日間) 千波湖土地改良区 潟見運転 4/16～23(8日間) 千波湖土地改良区 機管取水 4/24～5/8(15日間) 那珂川工業用水道・那珂町(現:那珂市)水道 機管取水 4/27～5/9(13日間)

那珂川水系における既往渴水の状況

注)取水期間は一時緩和期間を含む。

出典:第31回河川整備基本方針検討小委員会資料
「那珂川水系の流域及び河川の概要(案)」

複数の新規利水対策案の立案

那珂川流域 (14) 節水対策

■新規利水代替案の概要

・節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により、水需要を抑制するものである。

評価軸において特記すべき事項

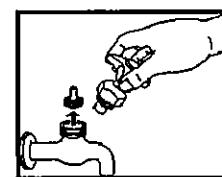
評価軸からの観点	内 容
目標	・水需要を抑制するものであることから、重要な方策である。
実現性	・最終利用者の意向に依存するものであり、効果を定量的に見込むことは困難である。

水利用者側(ユーザー)
ができる節水対策

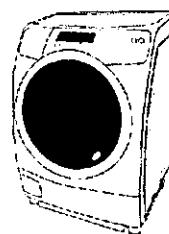


■代表的な節水機器

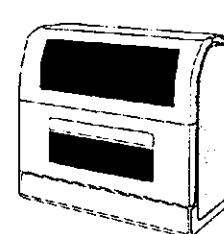
節水コマ



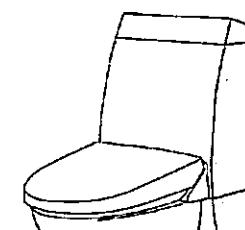
節水型洗濯機



食器洗い機



節水型トイレ



[http://www.waterworks.metro.tokyo.jp
/life/g_jouzu.htm](http://www.waterworks.metro.tokyo.jp/life/g_jouzu.htm) 東京都水道局

節水機器の導入率

上位	節水機器メニュー	導入率
1	節水型洗濯機	24.4%
2	食器洗い機	19.0%
3	家庭用バスポンプ	17.9%
4	シングルレバー式湯水混合水栓	17.5%
	使用していない	39.4%

(複数回答あり)

節水に関する特別世論調査 内閣府 平成22年10月

複数の新規利水対策案の立案

那珂川流域（15）雨水・中水利用

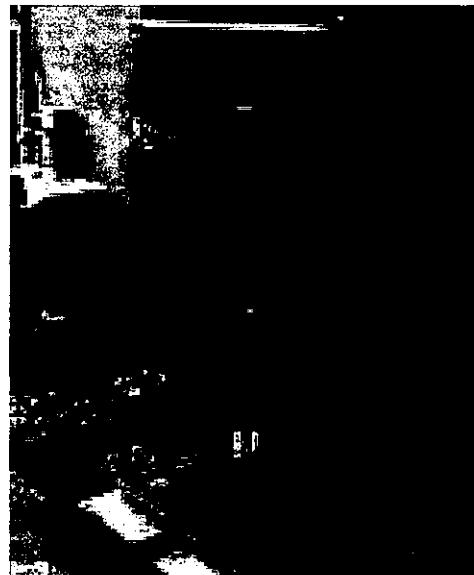
■新規利水代替案の概要

- ・雨水利用の推進、中水利用施設の整備により、河川水・地下水の使用量の抑制を図るものである。
- ・対象施設：家庭用雨水貯留タンク等

評価軸において特記すべき事項

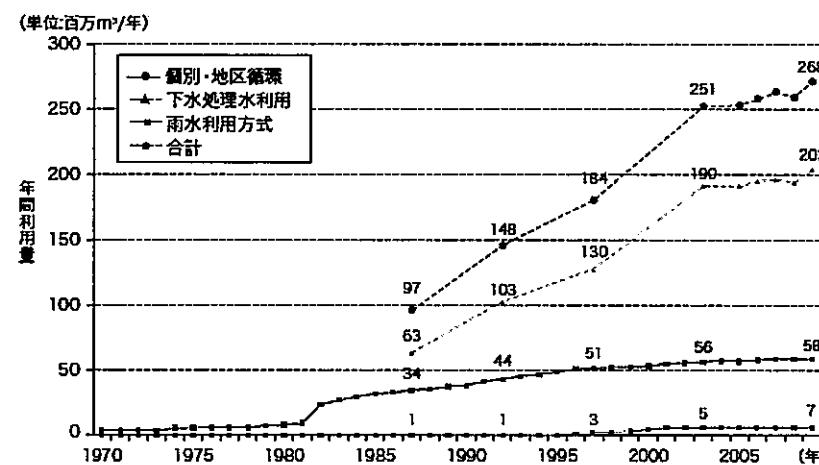
評価軸からの観点	内 容
目標	・雨水・中水利用は、水資源の有効活用として重要な方策である。
実現性	・最終利用者の意向に依存するものであり、効果を定量的に見込むことは困難である。

家庭用の雨水貯留タンク



出典：墨田区H.P

雨水・再生水の利用の推移



(注) 国土交通省水資源部調べ（2008年度末現在）
2008年度末調査において、従前のデータについて精査している。
四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

出典：日本の水資源

複数の新規利水対策案の立案

3. 概略検討による新規利水対策案の立案

導水事業参画継続の意思・必要な開発量の確認で点検・確認した必要な開発量を確保することを基本とし、新規利水代替案又は新規利水代替案の組み合わせにより、複数の新規利水対策案を立案した。

- ・霞ヶ浦導水事業は、それぞれ確認した必要な開発量は、利根川水系霞ヶ浦において $4.826\text{m}^3/\text{s}$ (取水地点:利根川 $3.826\text{m}^3/\text{s}$ 、取水地点:霞ヶ浦 $1.000\text{m}^3/\text{s}$)及び那珂川水系那珂川において $4.2\text{m}^3/\text{s}$ であり、複数の新規利水対策案の立案に当たっては、利根川水系及び那珂川水系で必要な開発量が確保できるように検討した。
- ・新規利水代替案の組み合わせは、制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる新規利水代替案を除外した上で、水単価を重視して検討を進めることとするが、利根川流域及び那珂川流域においては多様な既設施設が多数存在するため、現時点で水単価が確定できないものの、既設施設の利用を新規利水代替案とした組み合わせについても検討を行う。
- ・「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水、中水利用」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれが大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての新規利水対策案に組み合わせることとした。

(1) 制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる新規利水代替案

① 水系間導水

那珂川近傍の鬼怒川、久慈川及び阿武隈川については、那珂川の水量の不足時期に導水元の河川でも水量が不足しており、水系間導水は困難である。

② 既得水利の合理化・転用

利根川水系に関してはこれまで農業用水合理化事業等を通じて、都市用水の新規確保に努めてきたところであるが、利根川水系及び那珂川水系において現時点において新たな合理化事業の要望箇所は無いことを確認した。

上記、2つの新規利水代替案を含む新規利水対策案は、極めて実現性が低いと考えられるため、新規利水対策案の組合せの候補から除外する。

複数の新規利水対策案の立案

(2)新規利水代替案の水単価からの整理

イ)水単価が500億円未満の代替案となる新規利水代替案

水系	取水地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
利根川 水系	利根川	湖沼開発	牛久沼(掘削)	1.1
		ダム再開発	利根大堰(かさ上げ) 下久保ダム(かさ上げ)	3.0 1.3
			湯西川ダム(かさ上げ)	2.5
		地下水取水	地下水取水	4.8
那珂川 水系	那珂川	湖沼開発	涸沼	1.3
		河道外貯留施設	那珂川沿川A 那珂川沿川B	3.2 1.2
		ダム再開発	深山ダム(かさ上げ)	0.9
		地下水取水	地下水取水	4.2

ロ)水単価が500億円以上、1,000 億円未満となる新規利水代替案

水系	取水地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
利根川 水系	利根川	河道外貯留施設	渡良瀬第二調節池	1.8
			渡良瀬第三調節池	0.7
			利根川上流沿川	1.0
		ダム再開発	藤原ダム(貯水池掘削)	0.2
		水系間導水	富士川導水	4.8
那珂川 水系	霞ヶ浦	湖沼開発	霞ヶ浦(掘削)	2.3
	那珂川	ダム再開発	西荒川ダム(貯水池掘削)	0.2
			東荒川ダム(貯水池掘削)	0.2

複数の新規利水対策案の立案

(2) 新規利水代替案の水単価からの整理

ハ) 水単価が1,000億円以上、1,500億円未満となる新規利水代替案

水系	取水地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
利根川 水系	利根川	湖沼開発	手賀沼(掘削)	4.8
		河道外貯留施設	烏川沿川	0.3
			利根川中流沿川A	0.8
		ダム再開発	草木ダム(かさ上げ)	1.0
			蘆原ダム(貯水池掘削)	0.2
那珂川 水系	那珂川	河口堰	那珂川河口堰	0.3

二) 1,500億円以上となる新規利水代替案

水系	取水地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
利根川 水系	利根川	河口堰	利根川河口堰(かさ上げ・掘削)	0.6
		湖沼開発	印旛沼(掘削)	4.8
		河道外貯留施設	利根川中流沿川B	0.4
		ダム再開発	利根川上流ダム間連携	0.1
		水系間導水	千曲川導水	4.8
		ため池	ため池	1.0
		海水淡水化	海水淡水化	4.8
那珂川 水系	那珂川	ため池	ため池	1.0
		海水淡水化	海水淡水化	4.2

複数の新規利水対策案の立案

(2)新規利水代替案の水単価からの整理

ホ)現時点では、水単価が確定できない利水代替案

水系	取水地点	新規利水代替案	具体的な方策	開発量 (m³/s)
利根川 水系	利根川	他用途ダム容量買い上げ	矢木沢ダム(発電容量)	4.8
			須田貝ダム(発電容量)	2.8
			丸沼ダム(発電容量)	1.5
			矢木沢ダム(治水容量)	2.3
			藤原ダム(治水容量)	0.6
			菌原ダム(治水容量)	0.1
			五十里ダム(治水容量)	1.8
			ダム使用権の振替①	2.8
	霞ヶ浦		ダム使用権の振替②	3.2
那珂川 水系	那珂川	他用途ダム容量買い上げ	深山ダム(発電容量)	1.0
			蛇尾川ダム(発電容量)	1.7
			藤井川ダム(治水容量)	0.6
			東荒川ダム(治水容量)	0.3

複数の新規利水対策案の立案

(3) 複数の新規利水対策案の立案

【ケース1】水単価が500億円未満の代替案等を組み合わせた新規利水対策案

【ケース1-1】利根川、霞ヶ浦及び那珂川で必要な開発量を確保する新規利水対策案

利根川水系								那珂川水系														
利根川								霞ヶ浦														
供 給 川 面 区 域 内 の 対 応	対策案(1) 牛久沼 (掘削)	対策案(2) 利根大堤 (かさ上げ・掘 削)	対策案(3) 牛久沼 (掘削)	対策案(4) 利根大堤 (かさ上げ・掘 削)	対策案(5) 利根大堤 (かさ上げ・掘 削)	対策案(6) 利根大堤 (かさ上げ・掘 削)	対策案(7) 利根大堤 (かさ上げ・掘 削)	供 給 川 面 区 域 内 の 対 応	対策案(1) 霞ヶ浦 (掘削)													
供給面での対応(河川区域外)								供給面での対応														
に全 おて むいの 方で対 見策 込案	水蒸林の保全 漏水調整の強化 節水対策 雨水・中水利用								供給面での対応(河川区域外)	水蒸林の保全 漏水調整の強化 節水対策 雨水・中水利用												
利根川水系	対策案(1) 牛久沼 (掘削)	対策案(2) 利根大堤 (かさ上げ・掘 削)	対策案(3) 牛久沼 (掘削)	対策案(4) 利根大堤 (かさ上げ・掘 削)	対策案(5) 利根大堤 (かさ上げ・掘 削)	対策案(6) 利根大堤 (かさ上げ・掘 削)	対策案(7) 利根大堤 (かさ上げ・掘 削)	那珂川水系	対策案(1) 霞ヶ浦 (掘削)	対策案(2) 那珂川 沿川A	対策案(3) 那珂川 沿川A	対策案(4) 那珂川 沿川A	対策案(5) 那珂川 沿川A	対策案(6) 那珂川 沿川B	那珂川 沿川B	対策案(1) 深山ダム (かさ上げ)	対策案(2) 那珂川 沿川B	対策案(3) 那珂川 沿川B	対策案(4) 那珂川 沿川B	対策案(5) 那珂川 沿川B	対策案(6) 深山ダム (かさ上げ)	
霞ヶ浦	供 給 川 面 区 域 内 の 対 応	対策案(1) 霞ヶ浦 (掘削)						供給面での対応								供給面での対応						
に全 おて むいの 方で対 見策 込案	水蒸林の保全 漏水調整の強化 節水対策 雨水・中水利用								供給面での対応(河川区域外)	水蒸林の保全 漏水調整の強化 節水対策 雨水・中水利用								供給面での対応				

複数の新規利水対策案の立案

(3) 複数の新規利水対策案の立案

これらの対策案について、概算事業費を検討する。

No.	ケース	No.	利根川水系					那珂川水系							
			利根川		霞ヶ浦										
			対策案	概算事業費 (億円)	対策案	概算事業費 (億円)	対策案	概算事業費 (億円)	対策案	概算事業費 (億円)	対策案	概算事業費 (億円)	対策案		
1-1	既存施設の改築、改良及び施設の新設による対策案	(1)	湖沼開発(牛久沼掘削)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約1,800	湖沼開発(霞ヶ浦掘削)			約600	湖沼開発(濁沼掘削)+河道外貯留施設(那珂川沿川A)	約1,950					
			湖沼開発(牛久沼掘削)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約1,750							湖沼開発(濁沼掘削)+河道外貯留施設(那珂川沿川B)+河道外貯留施設(那珂川沿川A)	約1,750			
			湖沼開発(牛久沼掘削)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)	約1,700							湖沼開発(濁沼掘削)+ダム再開発(深山ダムかさ上げ)+河道外貯留施設(那珂川沿川A)	約1,850			
			湖沼開発(牛久沼掘削)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約1,750							ダム再開発(深山ダムかさ上げ)+湖沼開発(濁沼掘削)+河道外貯留施設(那珂川沿川B)+河道外貯留施設(那珂川沿川A)	約1,600			
			ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約1,850							河道外貯留施設(那珂川沿川A)+河道外貯留施設(那珂川沿川B)	約1,800			
			ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)	約1,850							河道外貯留施設(那珂川沿川A)+ダム再開発(深山ダムかさ上げ)+河道外貯留施設(那珂川沿川B)	約1,900			
			ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約1,750											

*利根川、霞ヶ浦及び那珂川において概算事業費が小さい対策案を組み合わせる。

【ケース1-1】利根川、霞ヶ浦及び那珂川で必要な開発量を確保する新規利水対策案

水系		(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導水	(7) 地下水取水	(8) ため池(新設)	(9) 海水淡水化	(10) 水源林保全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理合理化	(13) 減水調整強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
利根川水系	利根川		牛久沼		下久保ダム 湯西川ダム							流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策
	霞ヶ浦		霞ヶ浦													
那珂川水系			濁沼	那珂川沿川A 那珂川沿川B	深山ダム											

複数の新規利水対策案の立案

(3) 複数の新規利水対策案の立案

【ケース1】水単価が500億円未満の代替案等を組み合わせた新規利水対策案

【ケース1-2】利根川で4.826m³/sの開発量を確保し、霞ヶ浦に導水する新規利水対策案

ケース1-1では、霞ヶ浦において水単価が500億円未満の新規利水代替案がなかったが、既設の利根導水路及び利根機場を活用すれば利根川から霞ヶ浦へ導水可能である。

そこで利根川で4.826m³/sの開発を確保し、そのうち1.00m³/sを霞ヶ浦へ導水する案を検討する。

利根川水系					那珂川水系						
	対策案(1)	対策案(2)	対策案(3)	対策案(4)		対策案(1)	対策案(2)	対策案(3)	対策案(4)	対策案(5)	対策案(6)
供給川区域での内対応	利根大堤 (かさ上げ・掘削)	利根大堤 (かさ上げ・掘削)	利根大堤 (かさ上げ・掘削)	利根大堤 (かさ上げ・掘削)		溜沼 (掘削)	溜沼 (掘削)	溜沼 (掘削)	溜沼 (掘削)		
	牛久沼 (掘削)		牛久沼 (掘削)		牛久沼 (掘削)	那珂川沿川A	那珂川沿川A	那珂川沿川A	那珂川沿川A	那珂川沿川A	那珂川沿川A
	下久保ダム (かさ上げ)			下久保ダム (かさ上げ)	下久保ダム (かさ上げ)	那珂川沿川B		那珂川沿川B	那珂川沿川B	那珂川沿川B	那珂川沿川B
	湯西川ダム (かさ上げ)		湯西川ダム (かさ上げ)	湯西川ダム (かさ上げ)	湯西川ダム (かさ上げ)	深山ダム (かさ上げ)		深山ダム (かさ上げ)		深山ダム (かさ上げ)	
供給面での対応											
に全ての方策見込案						水源林の保全 渓水調整の強化 節水対策 雨水・中水利用					
供給面での対応(河川区域外)											
に全ての方策見込案											

複数の新規利水対策案の立案

(3) 複数の新規利水対策案の立案

これらの対策案について、概算事業費を検討する。

No.	ケース	No.	利根川水系		那珂川水系	
			利根川・霞ヶ浦		那珂川	
			対策案	概算事業費 (億円)	対策案	概算事業費 (億円)
1-2	既存施設の改築、改良及び施設の新設による対策案	(1)	ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)	約2,350	湖沼開発(涸沼掘削)+河道外貯留施設(那珂川沿川A)	約1,950
		(2)	ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)+湖沼開発(牛久沼掘削)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約2,250	湖沼開発(涸沼掘削)+河道外貯留施設(那珂川沿川B)+河道外貯留施設(那珂川沿川A)	約1,750
		(3)	ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)+湖沼開発(牛久沼掘削)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)	約2,300	湖沼開発(涸沼掘削)+ダム再開発(深山ダムかさ上げ)+河道外貯留施設(那珂川沿川A)	約1,850
		(4)	ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)	約2,300	ダム再開発(深山ダムかさ上げ)+湖沼開発(涸沼掘削)+河道外貯留施設(那珂川沿川B)+河道外貯留施設(那珂川沿川A)	約1,600
		(5)	湖沼開発(牛久沼掘削)+ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)+ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)	約2,200	河道外貯留施設(那珂川沿川A)+河道外貯留施設(那珂川沿川B)	約1,800
					河道外貯留施設(那珂川沿川A)+ダム再開発(深山ダムかさ上げ)+河道外貯留施設(那珂川沿川B)	約1,900

※利根川、霞ヶ浦及び那珂川において概算事業費が小さい対策案を組み合わせる。

【ケース1-2】利根川で4.826m³/sの開発量を確保し、霞ヶ浦に導水する新規利水対策案

水系		(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導水	(7) 地下水取水	(8) ため池(新設)	(9) 海水淡水化	(10) 水源林保全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理合理化	(13) 漏水調整強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
利根川水系	利根川		牛久沼	下久保ダム 湯西川ダム												
那珂川水系			涸沼	那珂川沿川A 那珂川沿川B	深山ダム											

複数の新規利水対策案の立案

(3) 複数の新規利水対策案の立案

【ケース2】他用途ダム容量(治水容量)買い上げによる新規利水対策案

水系		(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導水	(7) 地下水取水	(8) ため池(新設)	(9) 海水淡水化	(10) 水源林保全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理合理化	(13) 漏水調整強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
利根川水系	利根川					矢木沢ダム 五十里ダム					流域全体で取り組む方策			流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策
	霞ヶ浦					五十里ダム 藤原ダム 齒原ダム										
那珂川水系			涸沼	那珂川沿川B	深山ダム	藤井川ダム 東荒川ダム										

※那珂川については、他用途ダム容量(治水容量)買い上げのみでは開発量を満足することができないため、ケース1で検討した単価が500億円未満の新規利水対策案を組み合わせる。

複数の新規利水対策案の立案

(3) 複数の新規利水対策案の立案

【ケース3】他用途ダム容量(発電容量)買い上げによる新規利水対策案

水系		(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯 留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導 水	(7) 地下水取 水	(8) ため池(新 設)	(9) 海水淡水 化	(10) 水処林保 全	(11) ダム使用 権	(12) 既得水理 合理化	(13) 漏水調整 強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
利根川 水系	利根川					発電					流域 全体で取り組む方 策			流域 全体で取り組む方 策	流域 全体で取り組む方 策	流域 全体で取り組む方 策
	霞ヶ浦					発電										
那珂川水系				那珂川 沿川B	深山ダム	発電										

※那珂川については、他用途ダム容量(発電容量)買い上げのみでは開発量を満足することができないため、ケース1で検討した水単価が500億円未満の新規利水対策案を組み合わせる。

複数の新規利水対策案の立案

(3) 複数の新規利水対策案の立案

【ケース4】ダム使用権等の振替による新規利水対策案

水系		(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導水	(7) 地下水取水	(8) ため池(新設)	(9) 海水淡水化	(10) 水源林保全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理合理化	(13) 湯水調整強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
利根川水系	利根川											流域全体で取り組む方策	振り替え		流域全体で取り組む方策	流域全体で取り組む方策
	霞ヶ浦											振り替え				
那珂川水系			涸沼	那珂川沿川A 那珂川沿川B	深山ダム											

※那珂川については、振替可能なダム使用権等が僅かの量であり、対策案を立案せず、ケース1で検討した水単価が500億円未満の新規利水対策案を組み合わせる。

複数の新規利水対策案の立案

(3) 複数の新規利水対策案の立案

【ケース5】地下水取水による新規利水対策案

【ケース5-1】全ての開発量を地下水取水により確保する新規利水対策案

水系		(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯 留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導 水	(7) 地下水取 水	(8) ため池(新 設)	(9) 海水淡水 化	(10) 水源林保 全	(11) ダム使用 権	(12) 既得水理 合理化	(13) 渇水調整 強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
利根川 水系	利根川							地下水 取水			流域全 体で取 り組 む方 策			流域全 体で取 り組 む方 策	流域全 体で取 り組 む方 策	
	霞ヶ浦							地下水 取水								
那珂川水系								地下水 取水								

複数の新規利水対策案の立案

(3) 複数の新規利水対策案の立案

【ケース5】地下水取水による新規利水対策案

既設の利根導水路及び利根機場を活用すれば利根川から霞ヶ浦へ導水可能である。
そこで利根川で4.826m³/sの開発を確保し、そのうち1.00m³/sを霞ヶ浦へ導水する案を検討する。

【ケース5-2】那珂川における開発量を地下水取水により確保する新規利水対策案

水系		(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導水	(7) 地下水取水	(8) ため池(新設)	(9) 海水淡水化	(10) 水源林保全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理合理化	(13) 湯水調整強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用	
利根川水系	利根川		牛久沼		下久保ダム 湯西川ダム							流域全体で取り組む 方策			流域全体で取り組む 方策	流域全体で取り組む 方策	流域全体で取り組む 方策
那珂川水系								地下水取水									

※利根川については、ケース1で検討した水単価が500億円未満の新規利水対策案を組み合わせる。

概略評価による新規利水対策案の抽出

4. 概略評価による新規利水対策案の抽出

P53～P61に示した7ケースから、以下の観点を踏まえて複数の新規利水対策案を抽出する。

- ・地下水取水については、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」等で定められた保全地域内にある、利根川の布川地点と霞ヶ浦周辺においては、新たな地下水取水を行うことは非常に困難である。

上記の観点より検討した結果、【ケース1-1】、【ケース1-2】、【ケース2】、【ケース3】、【ケース4】、【ケース5-2】を抽出した。

新規利水対策案の概略検討を下表に示した。また、流況調整河川案及び抽出された複数の各新規利水対策案の概要をP63～P69に示す。

以上より、6つの新規利水対策案に流況調整河川案を加えた案について、利水参画者等に提示し、意見聴取を行うとともに今後詳細に検討を行うこととする。

ケース	水系	(1) 河口直 接取水	(2) 地下水 直接取水	(3) 地下水 間接取水	(4) 河川内 直接取水	(5) 地下水 水質汚染 対策	(6) 地下水取 水規制	(7) 地下水取 水規制	(8) ため池(耕 作用)	(9) 地下水取 水規制	(10) 地下水 ダム開削	(11) 地下水取 水規制強化	(12) 地下水取 水規制緩和	(13) 地下水取 水規制緩和	(14) 地下水取 水規制緩和	(15) 地下水取 水規制緩和	備考
ケース1	利根川 水系	利根川	牛久田		下久保 ダム 利根川 ダム								真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	
		霞ヶ浦	霞ヶ浦														
	那珂川水系		那珂川 沿川A 那珂川 沿川B	那珂川 深山ダム													
ケース1-2	利根川 水系	利根川	利根川	牛久田	下久保 ダム 利根川 ダム								真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	
			那珂川水系	那珂川 沿川A 那珂川 沿川B	那珂川 深山ダム												
ケース2	利根川 水系	利根川				大沢川 ダム 利根川 ダム							真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	
		霞ヶ浦				五十嵐 ダム 那珂川 深山ダム											
	那珂川水系		那珂川 沿川A 那珂川 沿川B	那珂川 深山ダム													
ケース3	利根川 水系	利根川				大沢川 ダム 利根川 ダム							真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	
		霞ヶ浦															
	那珂川水系																
ケース4	利根川 水系	利根川											真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	
		霞ヶ浦															
	那珂川水系		那珂川 沿川A 那珂川 沿川B	那珂川 深山ダム	大沢川 ダム 利根川 ダム												
ケース5	利根川 水系	利根川	利根川	牛久田	下久保 ダム 利根川 ダム								真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	
		霞ヶ浦															
	那珂川水系																
ケース5-2	利根川 水系	利根川	利根川	牛久田	下久保 ダム 利根川 ダム								真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	真夏休止水位 を考慮した方 案	
	那珂川水系																

概略評価による新規利水対策案の抽出

新規利水対策案の概要

【現計画】

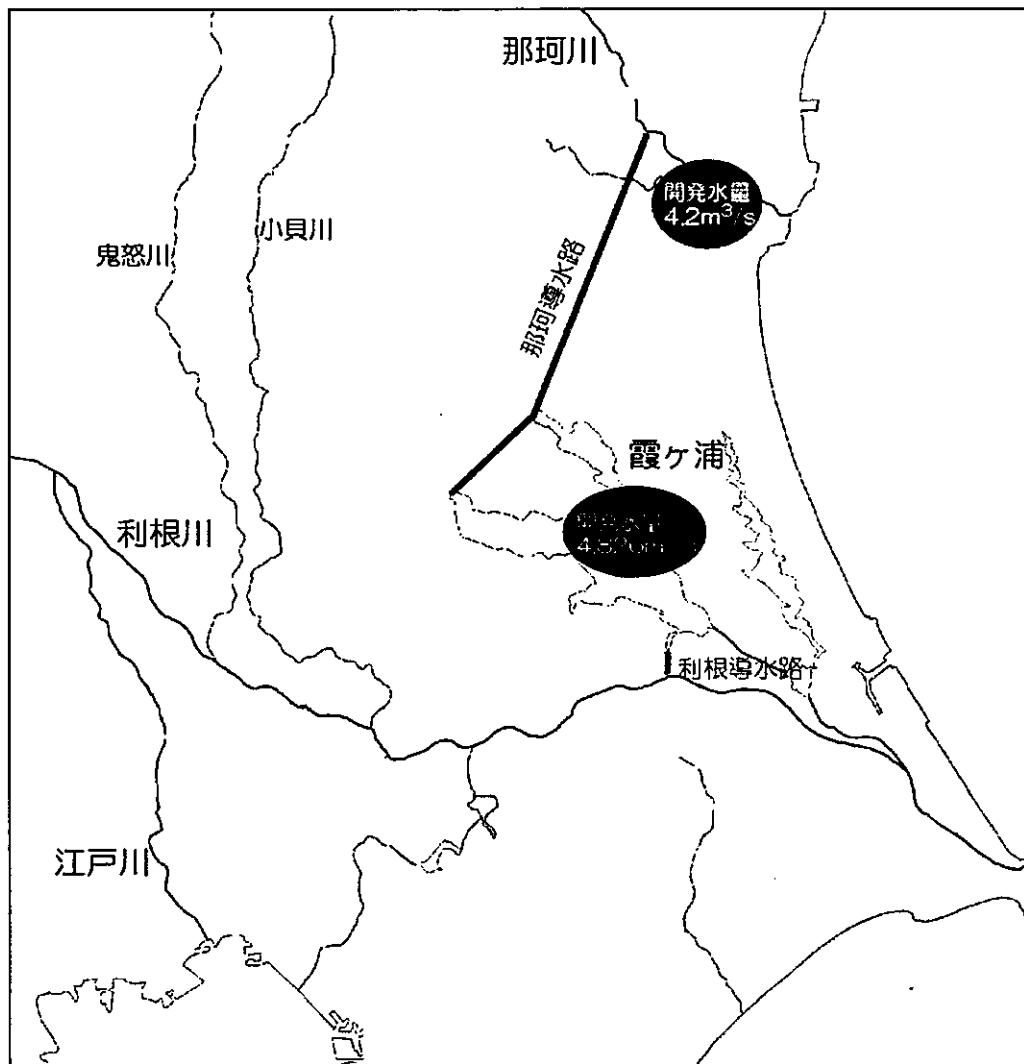
流況調整河川案(霞ヶ浦導水事業)

□ 霞ヶ浦導水事業 建設中

□ 整備内容

霞ヶ浦導水事業によって、茨城県、東京都、九十九里地域水道企業団、印旛都市広域市町村圏事務組合及び埼玉県の水道用水並びに茨城県及び千葉県の工業用水を開発する。

利水者		水量
利根川・霞ヶ浦	茨城県（上水）	1.0m ³ /s
	埼玉県（上水）	0.94m ³ /s
	東京都（上水）	1.40m ³ /s
	千葉県（工水）	0.40m ³ /s
	印旛都市広域市町村圏事務組合（上水）	0.746m ³ /s
	九十九里地域水道企業団（上水）	0.340m ³ /s
那珂川	茨城県（上水）	2.626m ³ /s
	茨城県（工水）	1.574m ³ /s



河川評価による新規利水対策案の抽出

新規利水対策案の概要

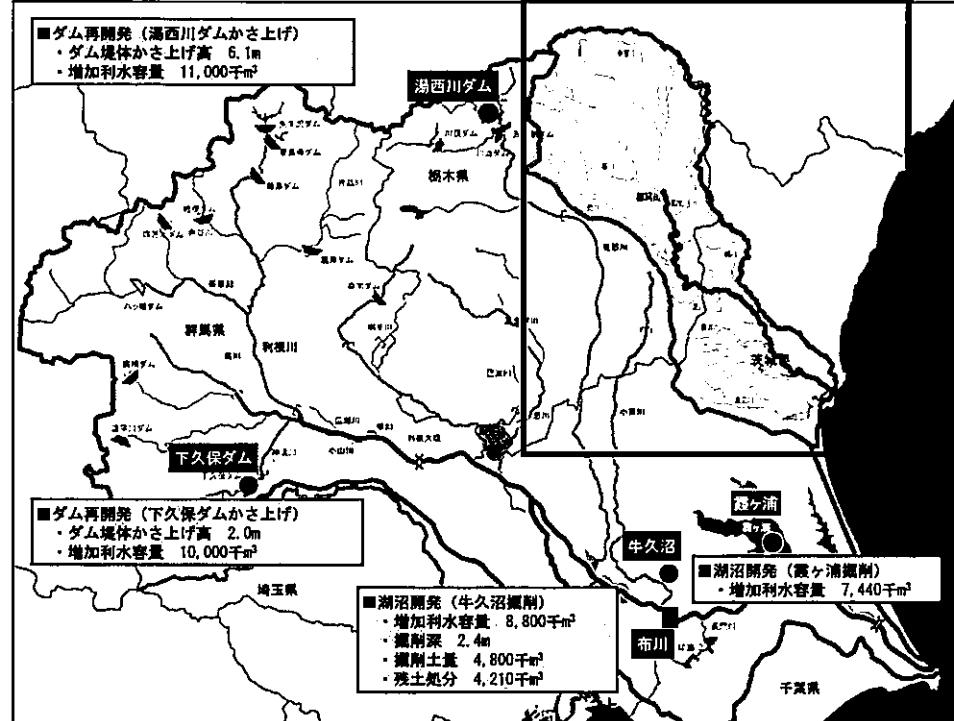
【ケース1-1】

利根川(湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ+牛久沼掘削)

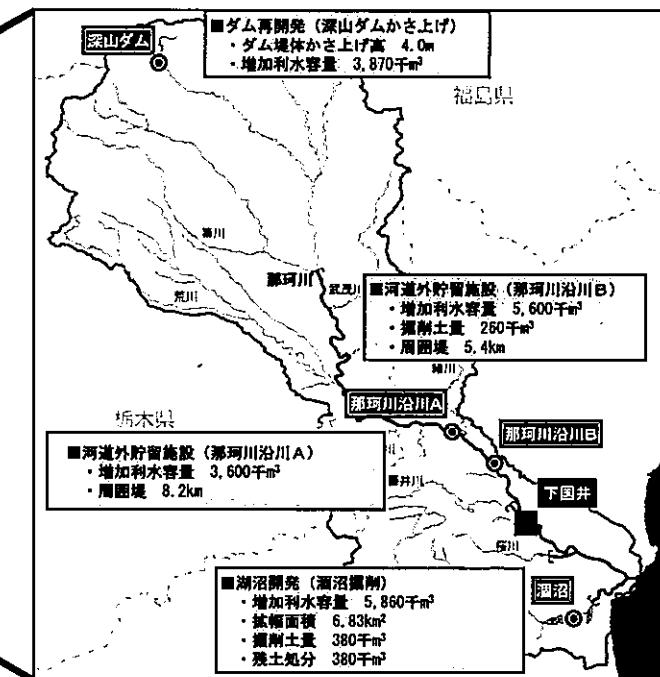
+霞ヶ浦(霞ヶ浦掘削)

+那珂川(涸沼掘削+那珂川沿川A+那珂川沿川B+深山ダムかさ上げ)

◇利根川・霞ヶ浦



◇那珂川



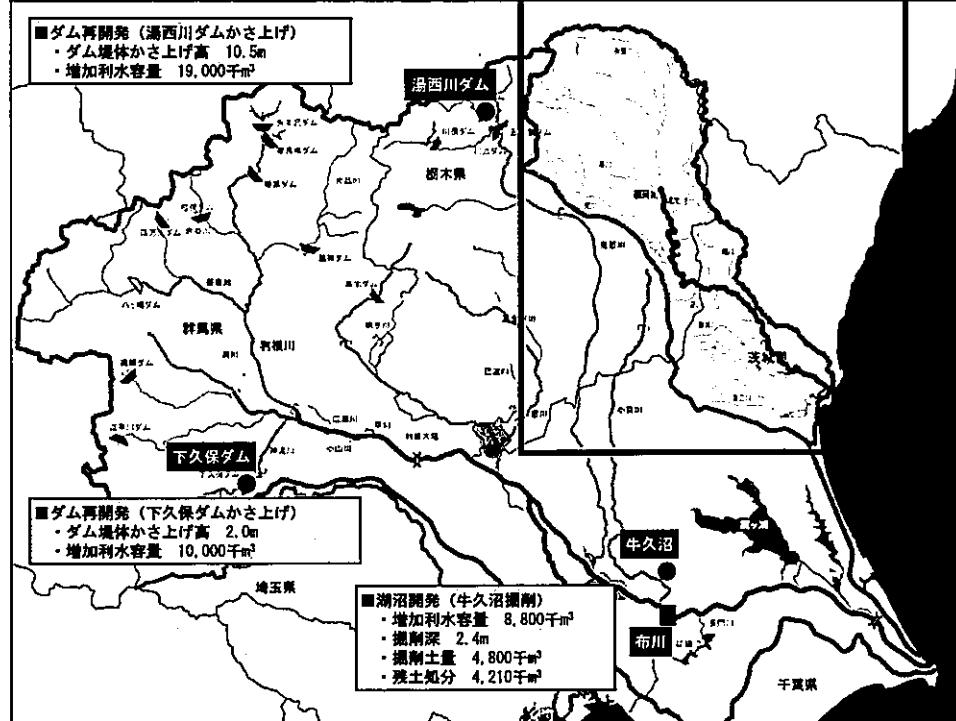
概略評価による新規利水対策案の抽出

新規利水対策案の概要

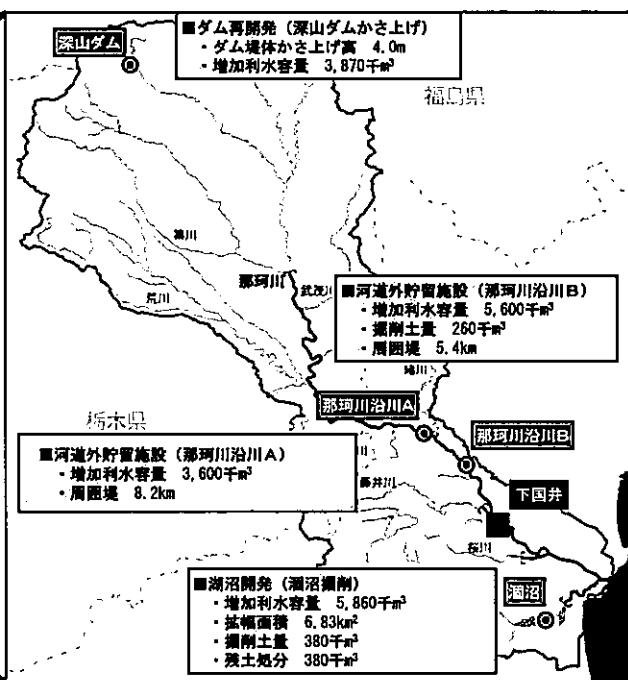
【ケース1-2】

利根川・霞ヶ浦(湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ+牛久沼掘削)
+那珂川(涸沼掘削+那珂川沿川A+那珂川沿川B+深山ダムかさ上げ)

◇利根川・霞ヶ浦



◇那珂川



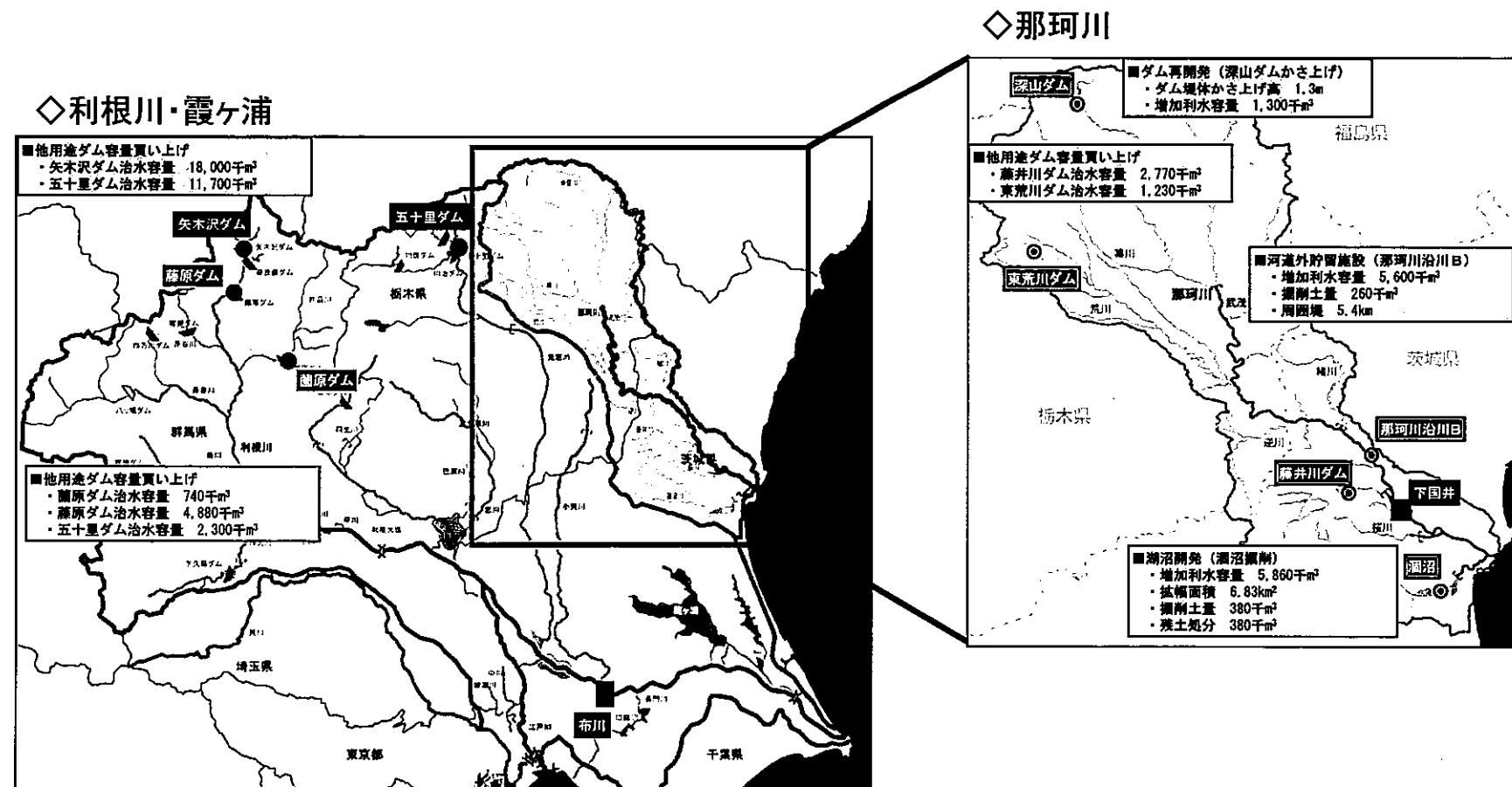
概略評価による新規利水対策案の抽出

新規利水対策案の概要

【ケース2】

利根川(他用途ダム容量(治水容量)買上げ)

+ 那珂川(他用途ダム容量(治水容量)買上げ+涸沼掘削+深山ダムかさ上げ+那珂川沿川B)

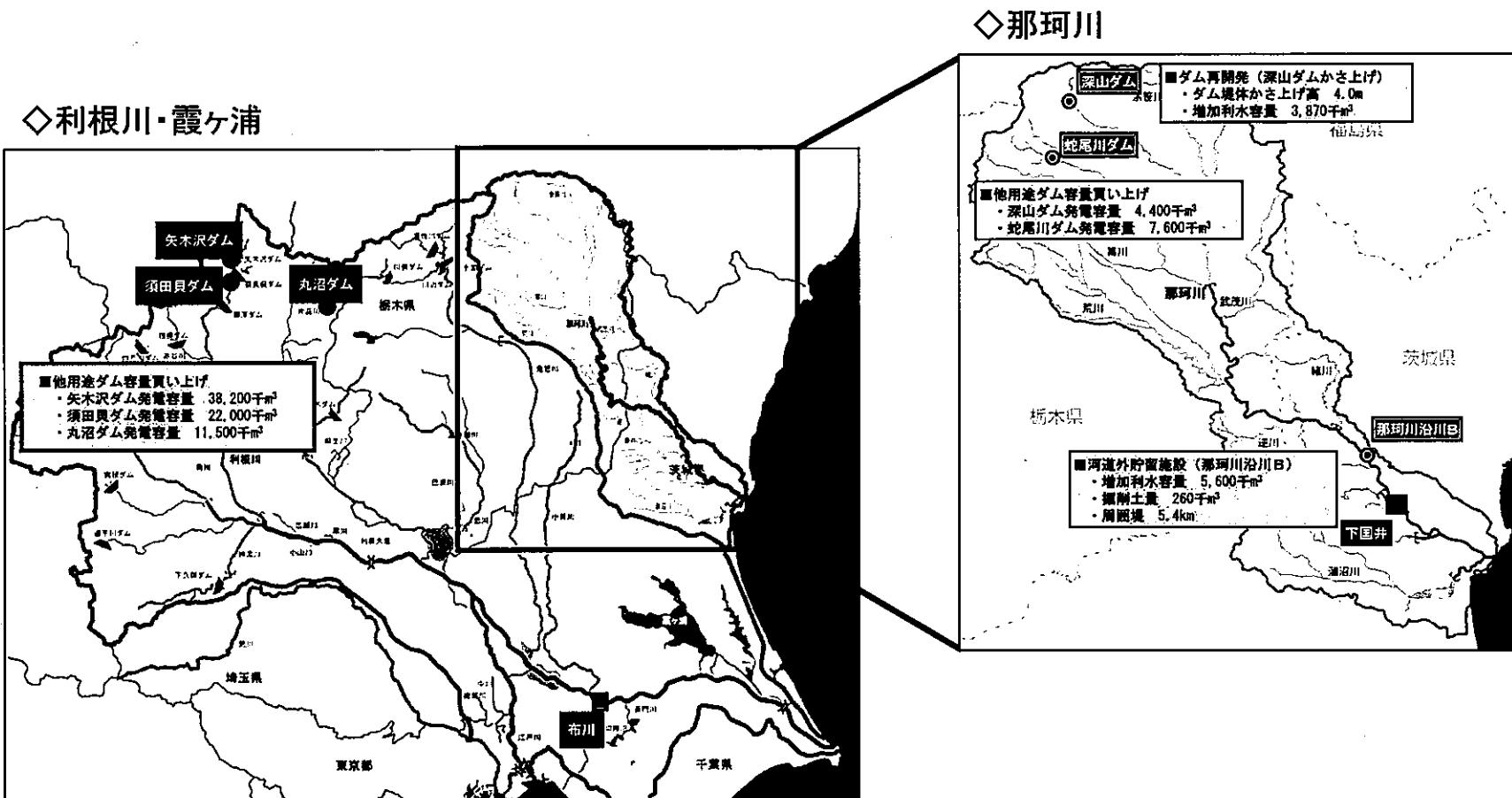


概略評価による新規利水対策案の抽出

新規利水対策案の概要

【ケース3】

利根川(他用途ダム容量(発電容量)買上げ)+霞ヶ浦(他用途ダム容量(発電容量)買上げ)
+那珂川(他用途ダム容量(発電容量)買上げ+那珂川沿川B+深山ダムかさ上げ)



概略評価による新規利水対策案の抽出

新規利水対策案の概要

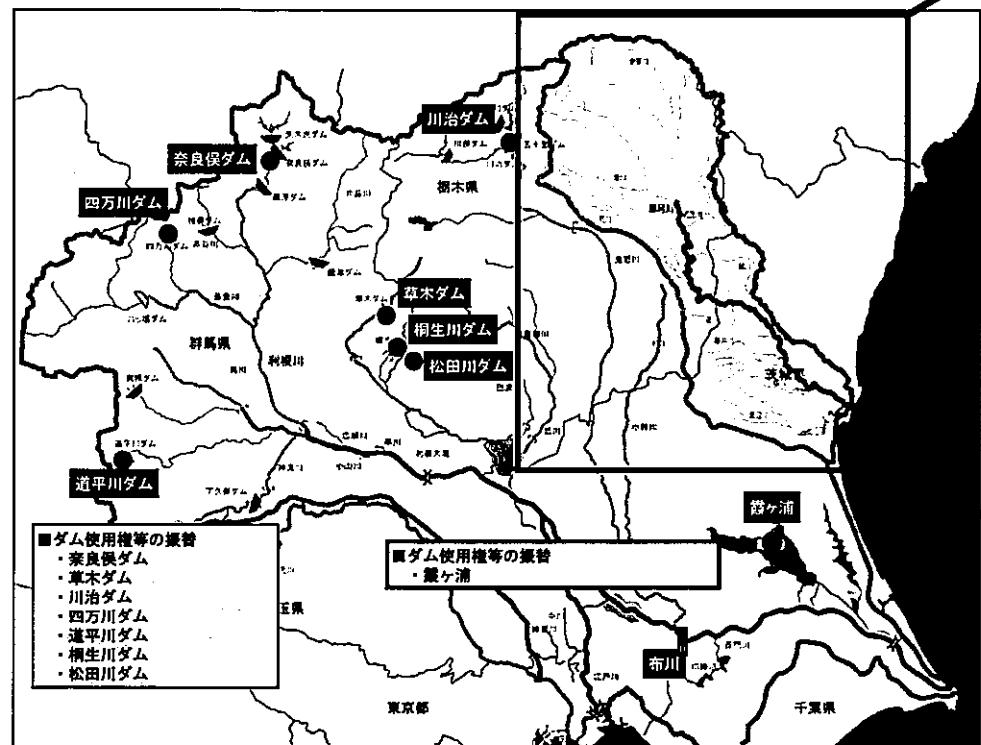
【ケース4】

利根川(ダム使用権等の振替)

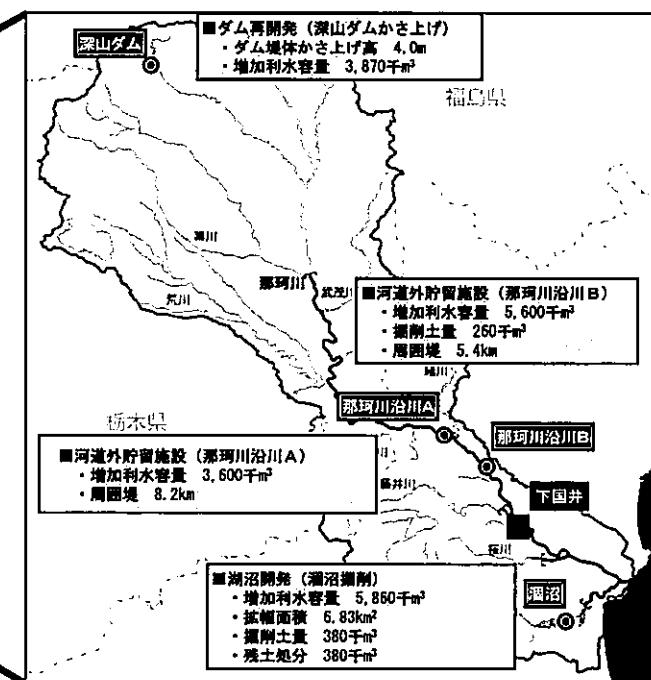
+霞ヶ浦(ダム使用権等の振替)

+那珂川(涸沼掘削+那珂川沿川A+那珂川沿川B+深山ダムかさ上げ)

◇利根川・霞ヶ浦



◇那珂川



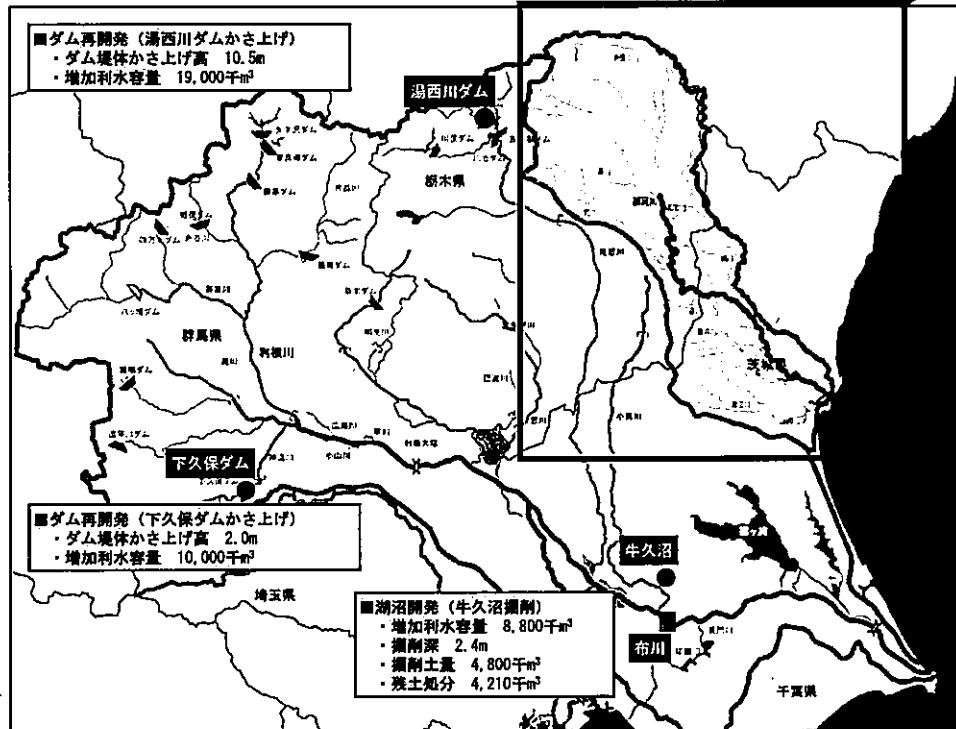
戦略評価による新規利水対策案の抽出

新規利水対策案の概要

【ケース5-2】

利根川(湯西川ダムかさ上げ+下久保ダムかさ上げ+牛久沼掘削)
+那珂川(地下水)

◇利根川・霞ヶ浦



◇那珂川



霞ヶ浦導水事業の検証について(流水の正常な機能の維持)

平成25年8月8日

国土交通省 関東地方整備局

流水の正常な機能の維持の目標について(案)

河川整備計画における流水の正常な機能の維持の目標等

(1)利根川

利根川は河川整備計画が策定されており、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮し、利根川河口堰下流地点においては概ね $30\text{m}^3/\text{s}$ を流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、流量を安定的に確保するよう努めることを目標としている。



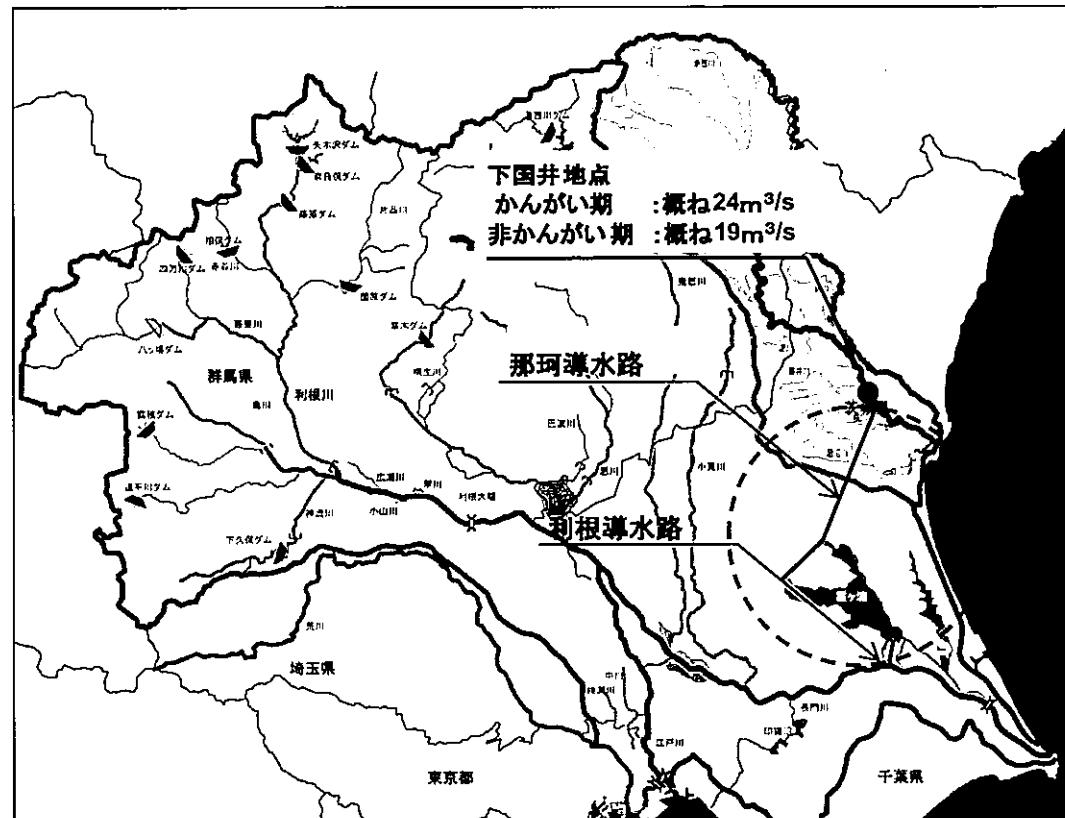
河川整備計画における流水の正常な機能の維持の目標等

(2) 那珂川

那珂川水系においては、河川整備計画が策定されていない。那珂川水系河川整備基本方針の策定時において、下国井地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量として、かんがい期概ね $24\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期概ね $19\text{m}^3/\text{s}$ とすることが想定されていた。

霞ヶ浦導水事業においては、下国井地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量として、那珂川水系河川整備基本方針の策定時に想定されていた流量と同じ流量を目標として事業計画を策定してきている。

そこで、霞ヶ浦導水事業の検証にあたっては、河川整備計画相当の目標流量として、下国井地点において、かんがい期概ね $24\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期概ね $19\text{m}^3/\text{s}$ とする。



複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案及び 概略評価による複数の流水の正常な機能の維持対策案の抽出（案）

複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

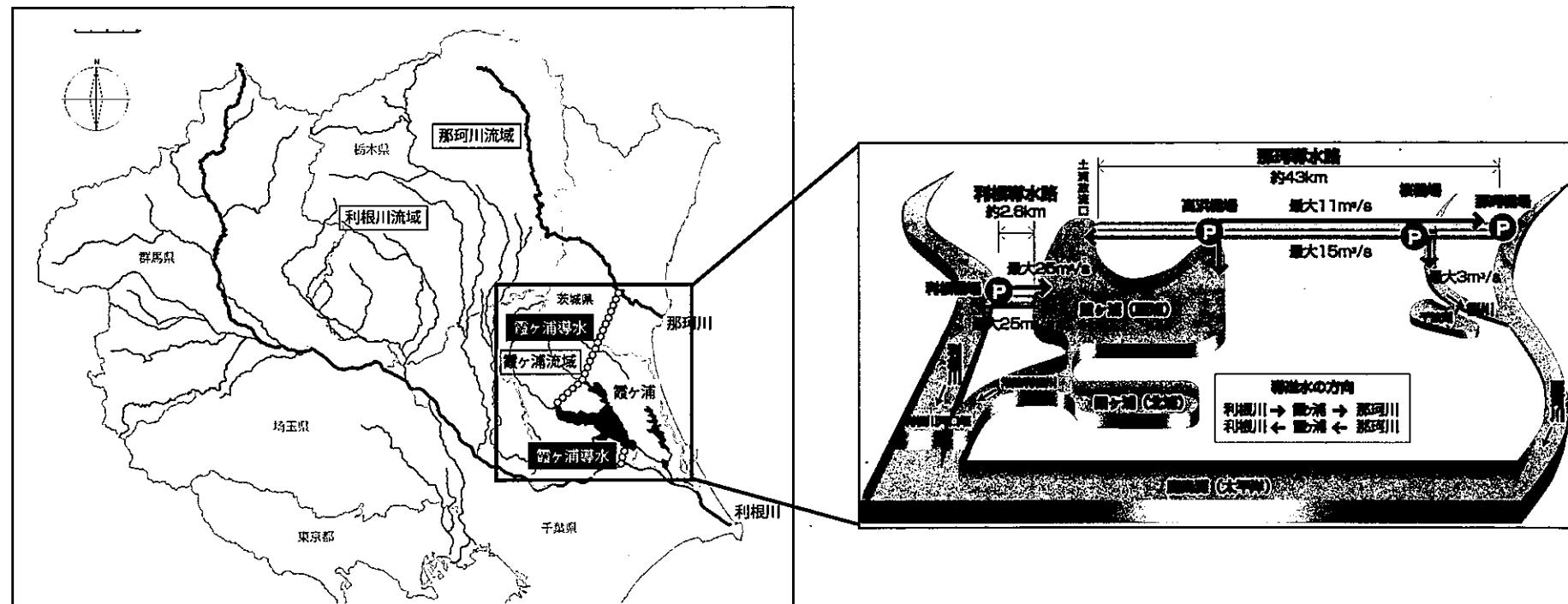
1. 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案(現計画)

複数の流水な機能の維持対策案(霞ヶ浦導水事業案)の検討は、P2及びP3で示した目標を達成することを基本とする。

現計画(流況調整河川案): 霞ヶ浦導水事業

【現計画の概要】

- ・霞ヶ浦導水事業を実施する。
- ・霞ヶ浦導水事業のうち、那珂導水路等の工事を行う。



複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

2. 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案(霞ヶ浦導水事業を含まない案)

2-1. 流水の正常な機能の維持対策案の基本的な考え方

検証要領細目で示されている方策を参考にして、できる限り幅広い流水の正常な機能の維持対策案を立案することとした。

(1) 流水の正常な機能の維持対策案検討の基本的な考え方

- ・流水の正常な機能の維持対策案は、P2及びP3で示した目標を達成することを基本として立案する。
- ・立案にあたっては、検証要領細目に示されている17方策について、新規利水対策案と同様に概略検討を行い、複数の流水の正常な機能の維持代替案を立案する。今回検討を行う各方策の流水の正常な機能の維持代替案については、資料2のP11～P48を参照。

複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

3. 流水の正常な機能の維持対策案の立案

(1) 流水の正常な機能の維持対策案の組み合わせの考え方

・流水の正常な機能の維持代替案の組み合わせは、制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる流水の正常な機能の維持代替案を除外した上で、水単価を重視して検討を進めることがあるが、利根川流域及び那珂川流域においては多様な既設施設が多数存在するため、現時点では水単価が確定できないものの、既設施設の利用を流水の正常な機能の維持代替案とした組み合わせについても検討を行う。水単価については、資料2のP50～P52を参照。

・流水の正常な機能の維持対策案の立案にあたっては、利根川流域及び那珂川流域の地形、地域条件、既存施設を踏まえ検討を行った。なお、「水源林の保全」、「渇水調整の強化」、「節水対策」、「雨水、中水利用」については、効果を定量的に見込むことが困難であるが、それぞれが大切な方策であり継続していくべきと考えられるため、全ての流水の正常な機能の維持に対する対策案に組み合わせる。

(2) 制度上、技術上の観点から極めて実現性が低いと考えられる流水の正常な機能の維持代替案

イ) 水系間導水

那珂川近傍の鬼怒川、久慈川及び阿武隈川については、那珂川の水量の不足時期に導水元の河川でも水量が不足しており、水系間導水は困難である。

ロ) 既得水利の合理化・転用

利根川水系に関してはこれまで農業用水合理化事業等を通じて、都市用水の新規確保に努めてきたところであるが、利根川水系及び那珂川水系において現時点において新たな合理化事業の要望箇所は無いことを確認した。

上記、2つの流水の正常な機能の維持代替案を含む流水の正常な機能の維持対策案は、極めて実現性が低いと考えられるため、流水の正常な機能の維持対策案の組合せの候補から除外する。

複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

(3) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

【ケース1】水単価が500億円未満の代替案を組み合わせた流水の正常な機能の維持対策案

利根川		那珂川											
		対策案(1)	対策案(2)	対策案(3)	対策案(4)	対策案(5)	対策案(6)	対策案(1)	対策案(2)	対策案(3)	対策案(4)	対策案(5)	対策案(6)
供 給 川 面 区 域 の 内 対 応		牛久沼(掘削) 利根大堰 (かさ上げ・掘 削)	牛久沼(掘削) 下久保ダム (かさ上げ)	牛久沼(掘削) 湯西川ダム (かさ上げ)	利根大堰 (かさ上げ・掘 削)	下久保ダム (かさ上げ)	湯西川ダム (かさ上げ)	潤沼 (掘削)	那珂川 沿川A	那珂川 沿川B	那珂川 沿川A	那珂川 沿川B	那珂川 沿川B
に全 ての 方 対 見 策 込 案		水源林の保全 湯水調整の強化 節水対策 雨水・中水利用						水源林の保全 湯水調整の強化 節水対策 雨水・中水利用					

複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

(3) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

これらの対策案について、概算事業費を検討する。

No.	ケース	No.	利根川		那珂川	
			対策案	概算事業費 (億円)	対策案	概算事業費 (億円)
1	既存施設の改築、改良及び施設の新設による対策案	(1)	湖沼開発(牛久沼掘削) +ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約540	湖沼開発(涸沼掘削)	約550
		(2)	湖沼開発(牛久沼掘削) +ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約540	河道外貯留施設(那珂川沿川A)	約600
		(3)	湖沼開発(牛久沼掘削) +ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)	約530	河道外貯留施設(那珂川沿川B)	約330
		(4)	ダム再開発(利根大堰かさ上げ・掘削)	約630	湖沼開発(涸沼掘削)+深山ダム(かさ上げ)	約490
		(5)	ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)	約590	河道外貯留施設(那珂川沿川A)+深山ダム(かさ上げ)	約500
		(6)	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ)	約590	河道外貯留施設(那珂川沿川B)+深山ダム(かさ上げ)	約420

※利根川及び那珂川において概算事業費が小さい対策案を組み合わせる。

【ケース1】500億円未満の代替案を組み合わせた流水の正常な機能の維持対策案

取水地点	(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導水	(7) 地下水取水	(8) ため池(新設)	(9) 海水淡水化	(10) 水源林保全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理合理化	(13) 渇水調整強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用	
利根川		牛久沼		湯西川ダム										流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む
那珂川			那珂川沿川B											流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む

複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

(3) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

【ケース2】他用途ダム容量(治水容量)買い上げによる流水の正常な機能の維持対策案

取水地点	(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯 留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導 水	(7) 地下水取 水	(8) ため池(新 設)	(9) 海水淡水 化	(10) 水源林保 全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理 合理化	(13) 湯水調整 強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
利根川					矢木沢 ダム					流域 全体で 取り組む 方 策			流域 全体で 取り組む 方 策		流域 全体で 取り組む 方 策
那珂川			那珂川 沿川B		藤井川 ダム 東荒川 ダム										

※那珂川については、他用途ダム容量(治水容量)買い上げのみでは満足することができないため、ケース1で検討した水単価が500億円未満の流水の正常な機能の維持対策案を組み合わせる。

複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

(3) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

【ケース3】他用途ダム容量(発電容量)買い上げによる流水の正常な機能の維持対策案

取水地点	(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導水	(7) 地下水取水	(8) ため池(新設)	(9) 海水淡水化	(10) 水源林保全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理合理化	(13) 漏水調整強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
利根川					発電					流域全体で取り組む 方策			流域全体で取り組む 方策	流域全体で取り組む 方策	流域全体で取り組む 方策
那珂川					発電										

複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

(3) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

【ケース4】ダム使用権等の振替による流水の正常な機能の維持対策案

取水地点	(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯 留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導 水	(7) 地下水取 水	(8) ため池(新 設)	(9) 海水淡水 化	(10) 水源林保 全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理 合理化	(13) 湯水調整 強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
利根川											流域 全体 で 取り 組 む 方 策	振り替え		流域 全体 で 取り 組 む 方 策	
那珂川			那珂川 沿川B											流域 全体 で 取り 組 む 方 策	

※那珂川については、振替可能なダム使用権が僅かの量であり、対策案を立案せず、ケース1で検討した水単価が500億円未満の流水の正常な機能の維持対策案を組み合わせる。

複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

(3) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

【ケース5】地下水取水による流水の正常な機能の維持対策案

【ケース5-1】地下水取水による流水の正常な機能の維持対策案

取水地点	(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導水	(7) 地下水取水	(8) ため池(新設)	(9) 海水淡水化	(10) 水源林保全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理合理化	(13) 漏水調整強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
利根川							地下水取水							流域全体で取り組む 方策	流域全体で取り組む 方策
那珂川							地下水取水							流域全体で取り組む 方策	流域全体で取り組む 方策

複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

(3) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

【ケース5】地下水取水による流水の正常な機能の維持対策案

【ケース5-2】那珂川における流水の正常な機能のため必要な流量を地下水取水により確保する流水の正常な機能の維持対策案

取水地点	(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯留施設	(4) 再開発	(5) 他用途	(6) 水系間導水	(7) 地下水取水	(8) ため池(新設)	(9) 海水淡水化	(10) 水源林保全	(11) ダム使用権	(12) 既得水理合理化	(13) 湯水調整強化	(14) 節水対策	(15) 雨水利用
利根川		牛久沼		湯西川ダム										流域全体で取り組む 方策	流域全体で取り組む 方策
那珂川							地下水取水							流域全体で取り組む 方策	流域全体で取り組む 方策

※利根川については、ケース1で検討した水単価が500億円未満の流水の正常な機能の維持対策案を組み合わせる。

概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

4. 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

P8～P14に示した6ケースから、以下の観点を踏まえて複数の流水の正常な機能の維持対策案を抽出する。

- ・地下水取水については、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」で定められた保全地域内等にある、利根川の布川地点と霞ヶ浦周辺においては、新たな地下水取水を行うことは非常に困難である。

上記の観点より検討した結果、【ケース1】、【ケース2】、【ケース3】、【ケース4】、【ケース5-2】を抽出した。

また、流水の正常な機能の維持対策案の概略評価を下表に、流況調整河川案及び抽出された複数の各流水の正常な機能の維持対策案の概要をP16～P21に示す。

以上より、5つの流水の正常な機能の維持対策案に流況調整河川案を加えた案について、利水参画者等に提示し、意見聴取を行うとともに今後詳細に検討を行うこととする。

ケース	取水地点	(1) 河口堰	(2) 湖沼開発	(3) 河道外貯留施設	(4) 河開発	(5) 他用途	(6) 水系間導水	(7) 地下水取水	(8) ため池(新設)	(9) 海水淡化化	(10) 水源幹渓全	(11) ダム使用権	(12) 取得水理合理化	(13) 河水調節強化	(14) 雨水対策	(15) 雨水利用	備考	
ケース1	利根川		牛久沼		湯西川ダム										流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	
	那珂川			那珂川治川B											流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	
ケース2	利根川					矢木沢ダム									流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	
	那珂川			那珂川治川B		藤井川ダム 東荒川ダム									流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	
ケース3	利根川					発電									流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	
	那珂川					発電									流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	
ケース4	利根川														振り替え	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	
	那珂川			那珂川治川B											流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	
ケース5	利根川														流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む
	那珂川														流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む
	利根川		牛久沼		湯西川ダム										流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む
ケース5-2	那珂川							地下水取水							流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	流域全体で取り組む	

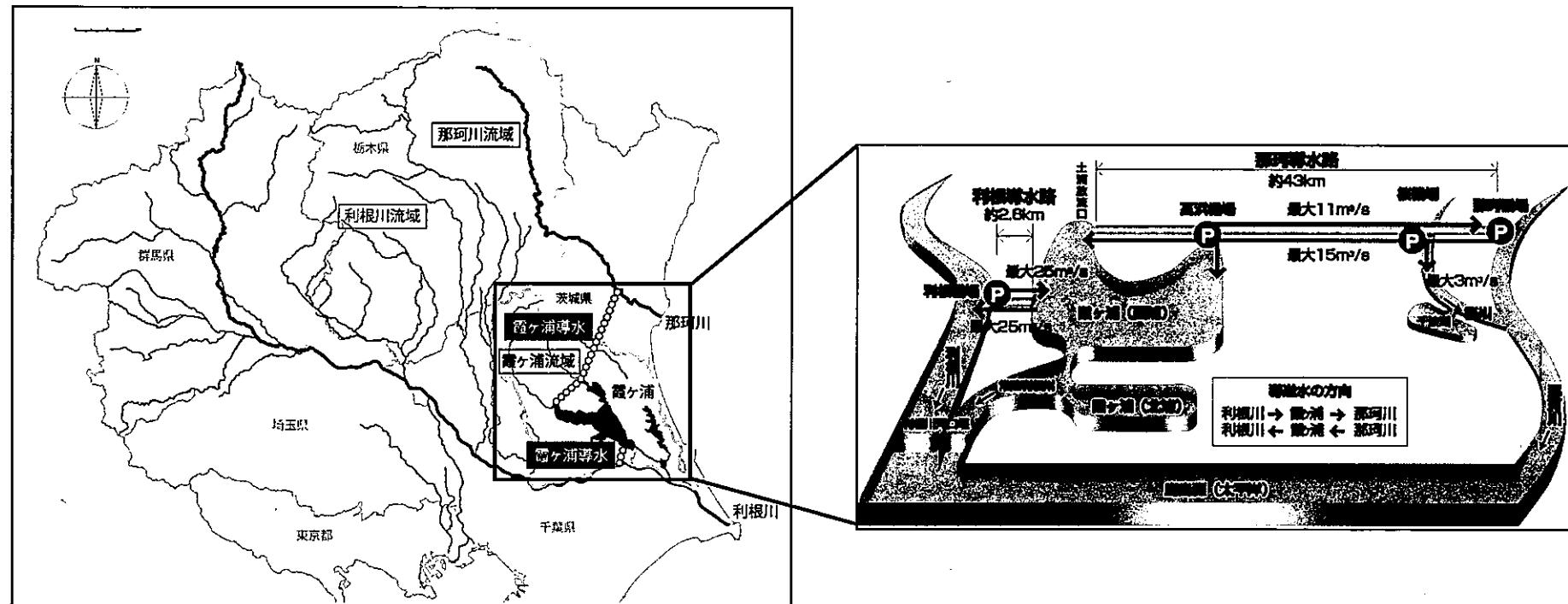
概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

(1)各対策案の概要

流水の正常な機能の維持対策案

【現計画】

流況調整河川案(霞ヶ浦導水事業)

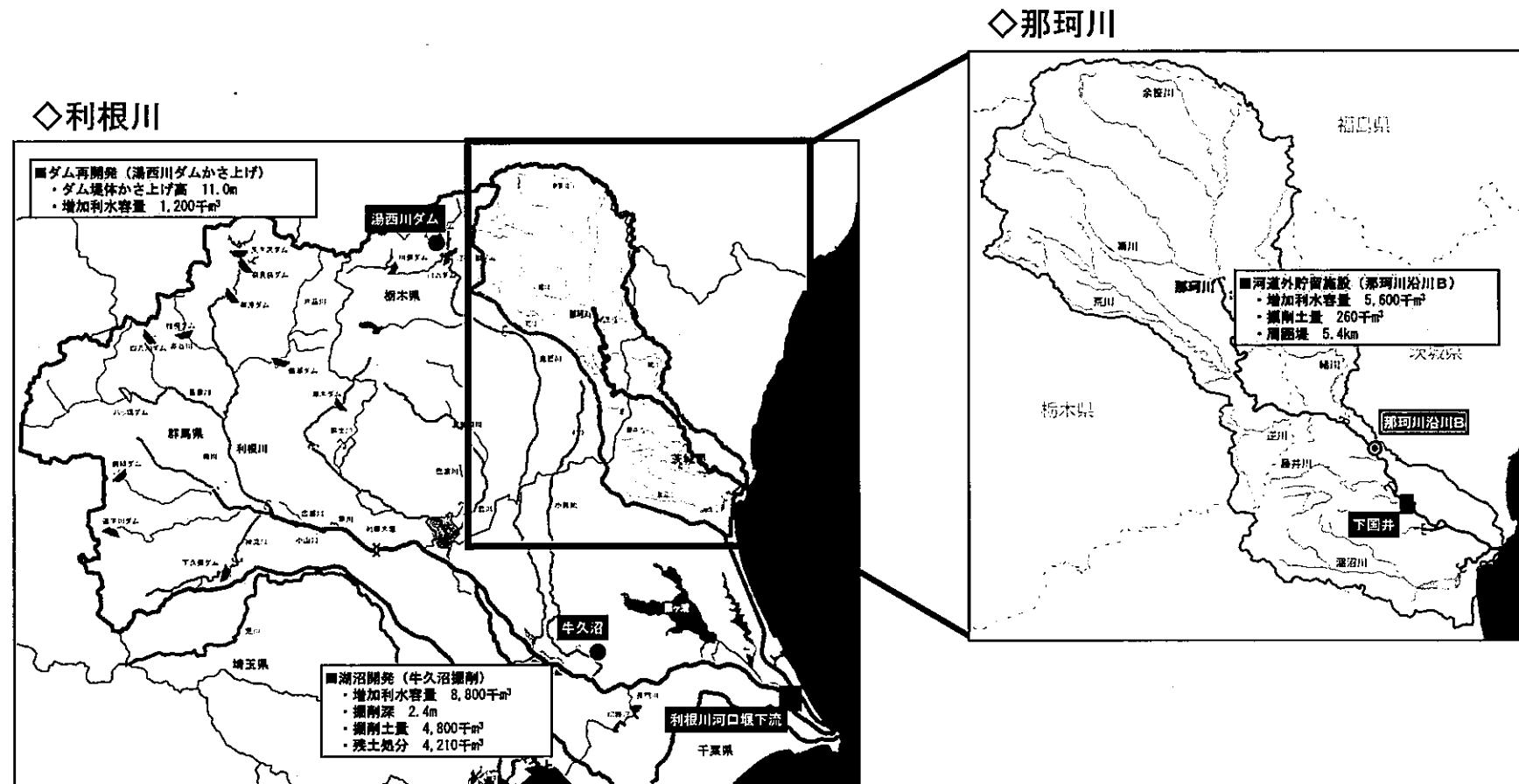


概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

(1) 各対策案の概要

【ケース1】

利根川水系(湖沼開発(牛久沼(掘削))+ダム再開発(湯西川ダム(かさ上げ))
+那珂川水系(河道外貯留施設(那珂川沿川B))

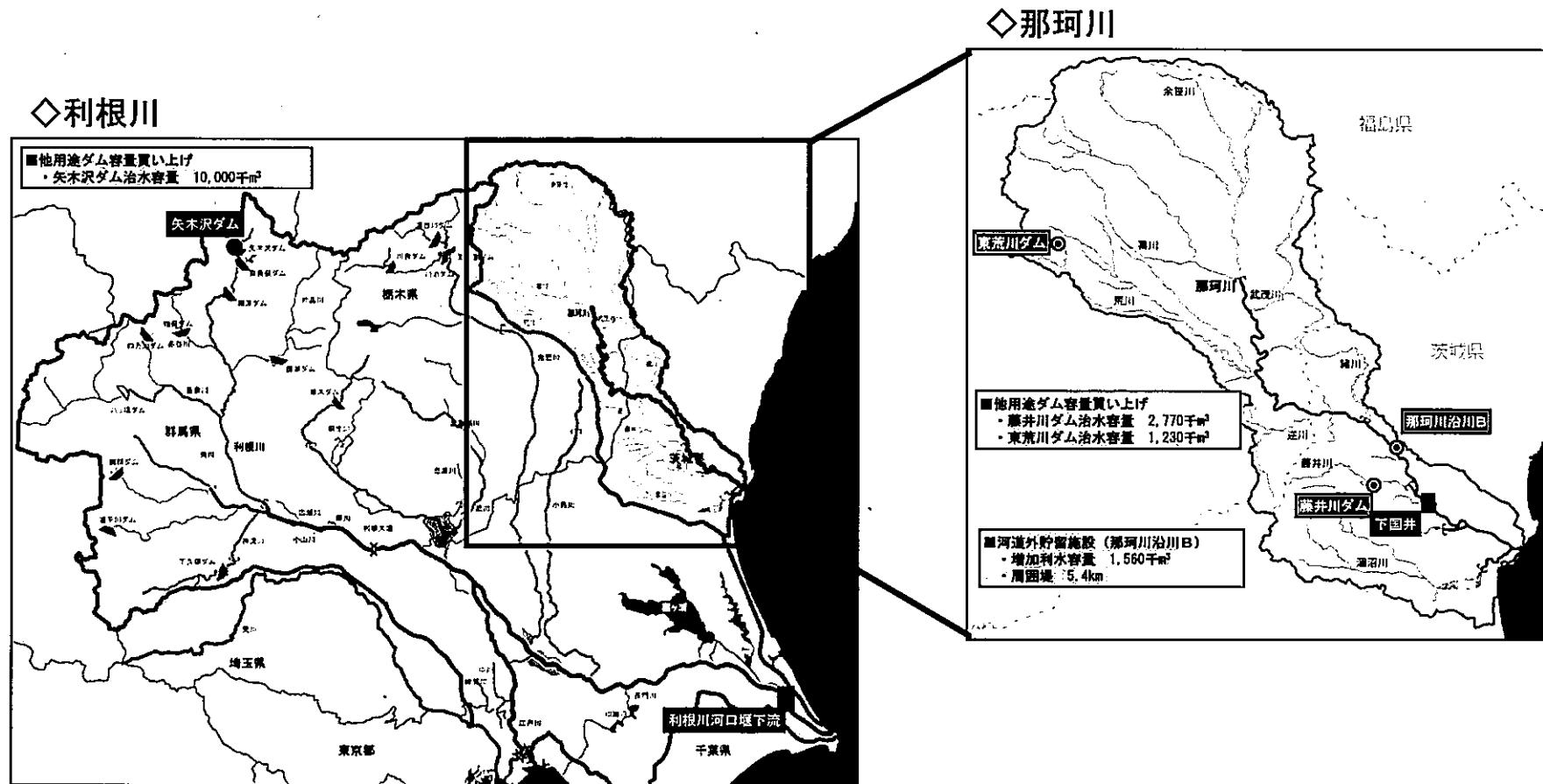


概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

(1) 各対策案の概要

【ケース2】

利根川水系(他用途ダム容量(治水容量)買い上げ(矢木沢ダム治水容量))
+那珂川水系(他用途ダム容量(治水容量)買い上げ+那珂川沿川B)



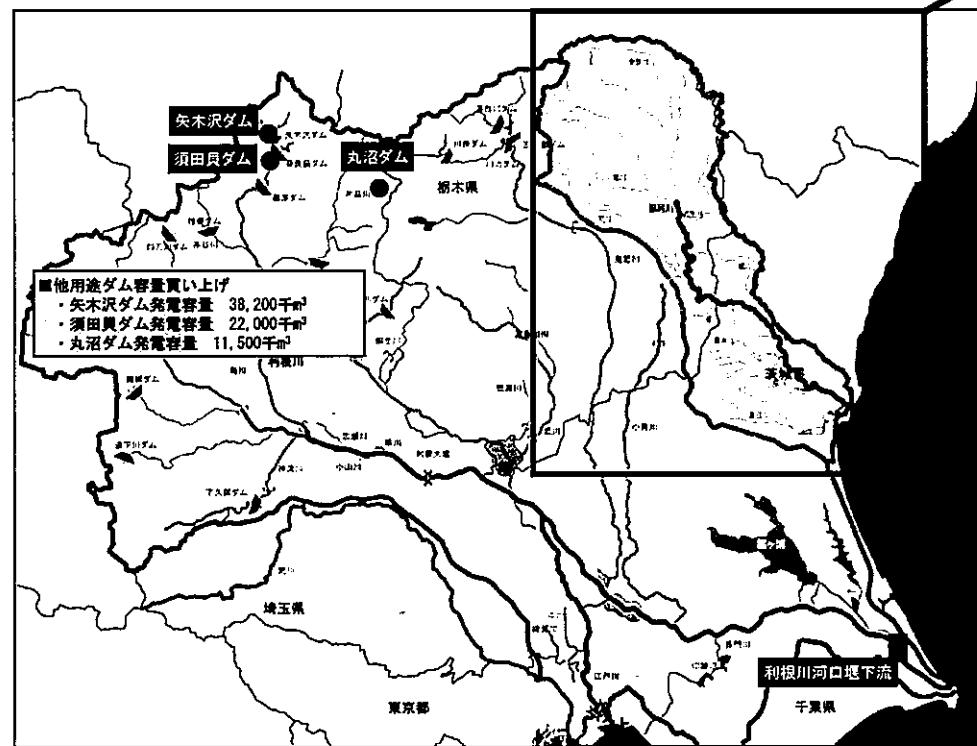
概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

(1) 各対策案の概要

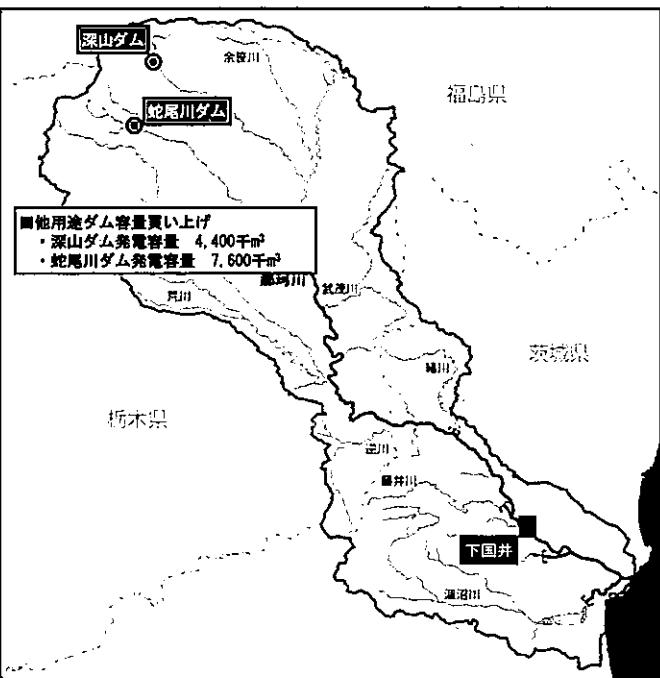
【ケース3】

利根川水系(他用途ダム容量(発電容量)買い上げ)
+ 那珂川水系(他用途ダム容量(発電容量)買い上げ)

◇利根川



◇那珂川



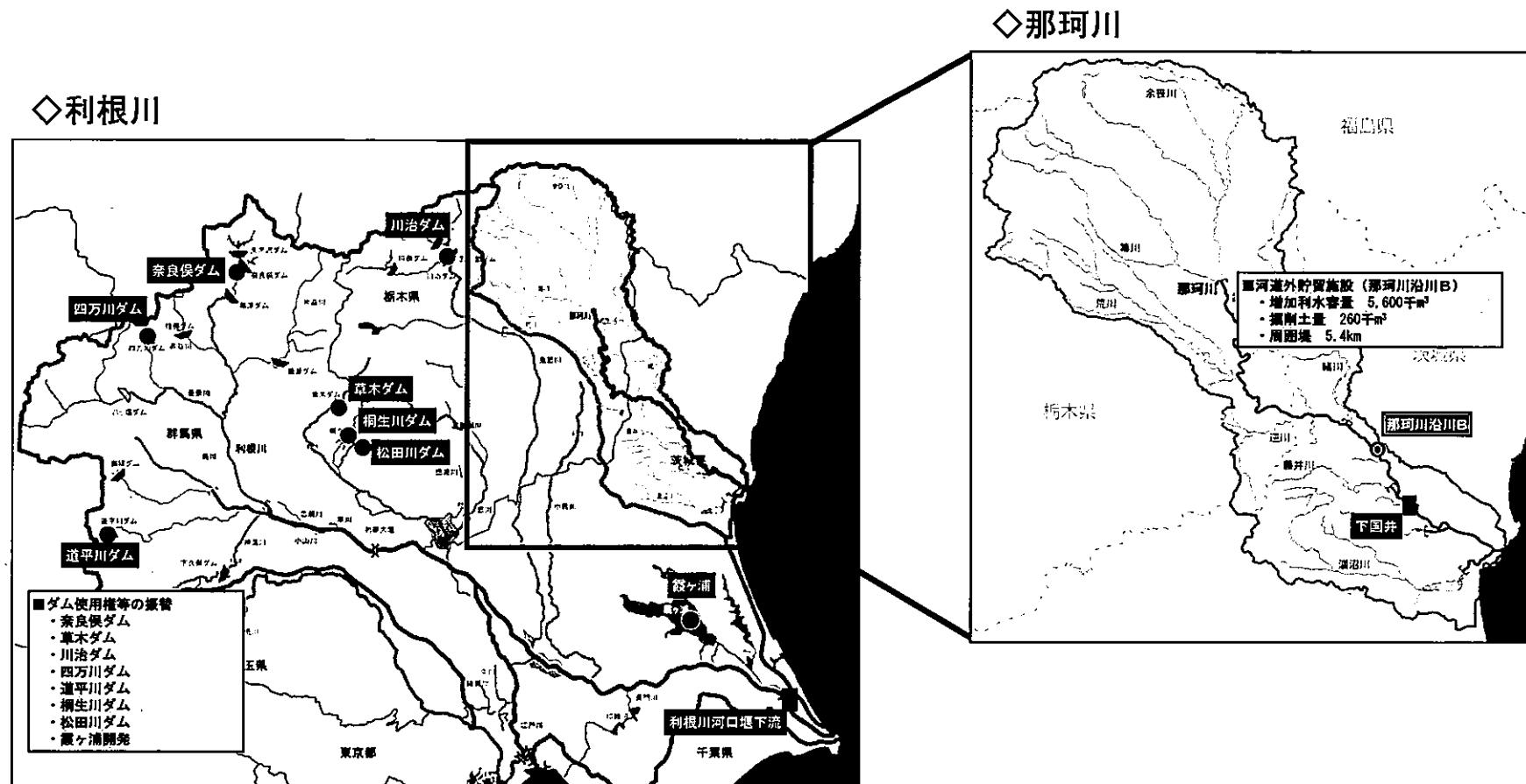
概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

(1) 各対策案の概要

【ケース4】

利根川水系(ダム使用権等振替)

+ 那珂川水系(河道外貯留施設(那珂川沿川B))

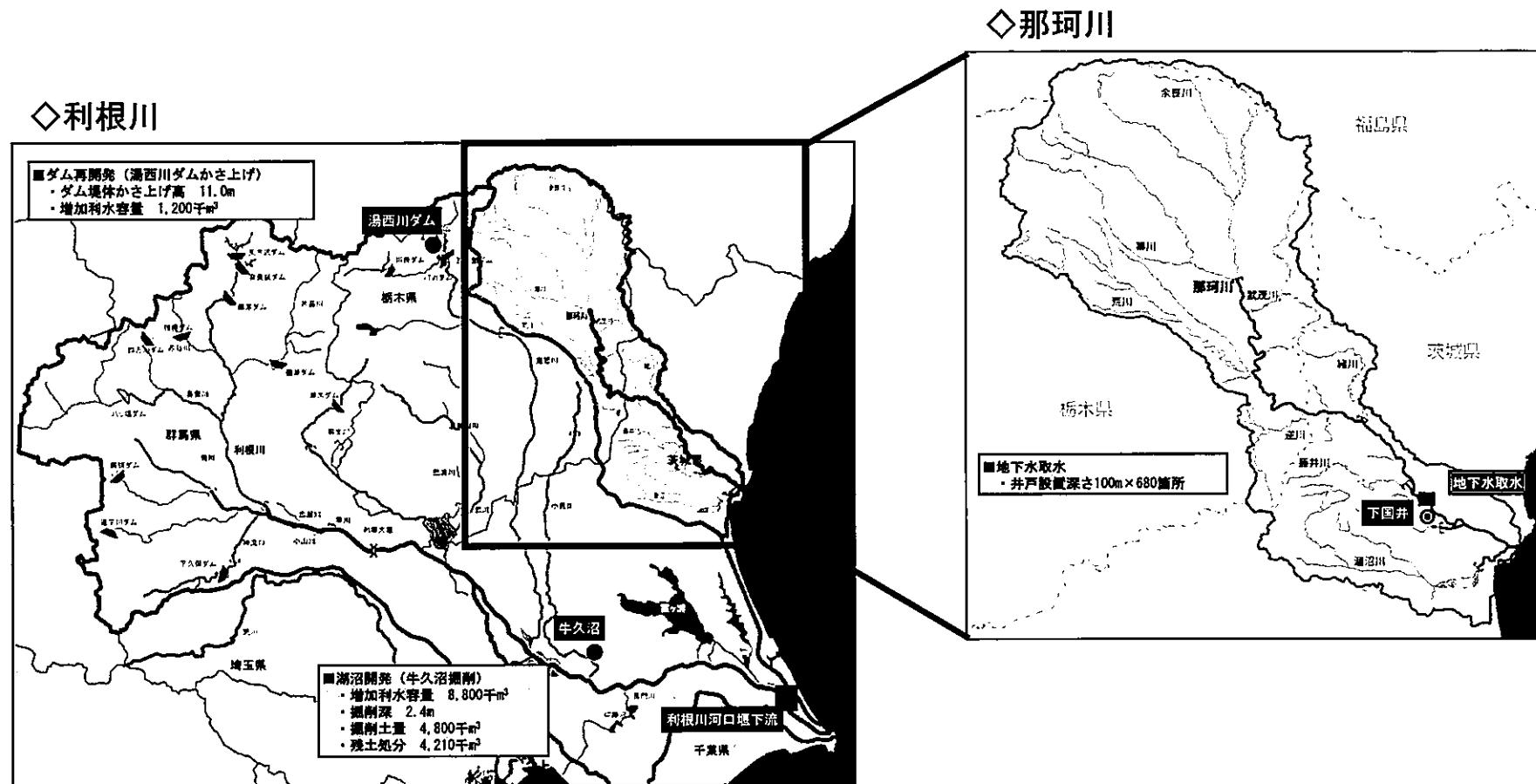


概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

(1) 各対策案の概要

【ケース5-2】

利根川水系(湖沼開発(牛久沼(掘削))+ダム再開発(湯西川ダム(かさ上げ))
+那珂川水系(地下水取水)





東水企第 296 号

平成 25 年 8 月 19 日

国土交通省関東地方整備局長 様

東総広域水道企業団

企業長 越川信



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成 25 年 8 月 9 日付け国関整河環第 15 号で意見聴取のありましたこのことについて、別添のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	東総広域水道企業団	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0478-86-3821	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。）	①～⑦	<p>当企業団は、国庫補助を受けて実施する水道施設整備事業に係る事業の評価実施要領に基づく再評価結果の対応方針として、霞ヶ浦導水事業への参画中止を表明しており、意見回答をする立場に無いと思われるが、②～⑦の対策案については、コストや工期等が明確ではなく、実現性に乏しいと思われる。</p> <p>よって、実現性の高い対策案①により事業継続していくことが、新規利水対策としては優位性が高いと思われる。</p>

(別添 3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	東総広域水道企業団	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0478-86-3821	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて（御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。）	①～⑥	<p>当企業団は、国庫補助を受けて実施する水道施設整備事業に係る事業の評価実施要領に基づく再評価結果の対応方針として、霞ヶ浦導水事業への参画中止を表明しており、意見回答をする立場に無いと思われるが、②～⑥の対策案については、コストや工期等が明確ではなく、実現性に乏しいと思われる。</p> <p>よって、実現性の高い対策案①により事業継続していくことが、流水の正常な機能の維持対策としては優位性が高いと思われる。</p>

大都発第271号
平成25年8月21日

国土交通省関東地方整備局長様

大洗町長 小谷 隆



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け、国閥整河環第15号にて照会がありましたのこと
について、別紙のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

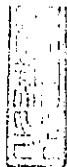
① 団体名	茨城県 大洗町	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	029-267-5111	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑦を付記下さるようお願いいたします。)	②③④⑥	涸沼の掘削については、生態系に影響が生じることが想定されるため、事前の十分な調査の外慎重な対応をお願いしたい。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

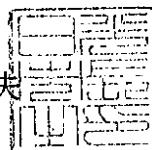
① 団体名	茨城県 大洗町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029-267-5111	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号	御意見
	①	・採用すべき案である。
②～⑥	・提示された対策案は、実現性に乏しい。	



日政第134号
平成25年(2013年)8月20日

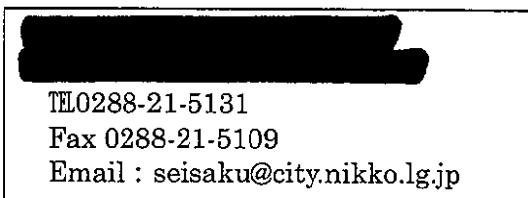
関東地方整備局
局長 深澤 淳志様

日光市長 斎藤 文夫



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環境第15号にて依頼がありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	日光市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0288-21-5131	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑦を付記下さるようお願いいたします。)	②・③・⑦ ④	湯西川ダムは、平成16年10月には下流利水者の水需要の減により、ダム高を130mから119mに変更した経緯もある中で、平成24年度完成したばかりのダムであり、新たな地元負担を強いいるダムの嵩上げについて、受け入れることは困難である。 治水容量の買い上げについては、既存の水量の減少につながり、ひいては治水安全度が低下することから容認できない。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

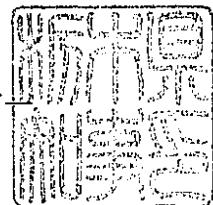
① 団体名	日光市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0288-21-5131	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意 見の対象の対策 案番号①~⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	②・⑥	湯西川ダムは、平成16年10月には下流利水者の水需要 の減により、ダム高を130mから119mに変更した経緯 もある中で、平成24年度完成したばかりのダムであり 、新たな地元負担を強いいるダムの嵩上げについて、受 け入れることは困難である。

砂水第126号

平成25年8月21日

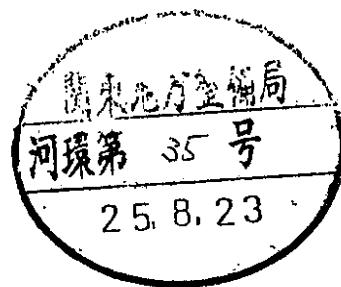
国土交通省 関東地方整備局長 様

栃木県知事 福田 富



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で依頼があった標題の件について別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	栃木県		
② 担当者名	[REDACTED]		
③ 連絡先(TEL)	028-623-2565		
④ 御意見	対策案番号	御意見	
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑦を付記下さるようお願いいたします。)	②ケース1-1 ③ケース1-2 ⑦ケース5-2 ④ケース2 ⑤ケース3 ⑥ケース4	<p>○ダム再開発（湯西川ダムのかさ上げ）【利水者の立場】 湯西川ダムは、昨年完成したばかりであり、水源地に新たな地元調整が必要となる案については受け入れできない。</p> <p>○他用途ダム容量の買い上げ（東荒川ダム・五十里ダム治水容量）【治水関係者の立場】 現在の治水安全度が低下することとなり、受け入れできない。</p> <p>○他用途ダム容量の買い上げ（深山ダム）【発電事業者の立場】 深山ダムから取水する県営板室発電所は、灌漑用水等の補給を踏まえた貯水池運用計画に基づき発電を行っているため、深山ダムにおいて発電専用（揚水式発電所は除く）のダム容量は確保されておらず、他用途ダム容量の買い上げの対象となる発電容量は、深山ダムに存在しない。</p> <p>○ダム使用権の振り替え（川治ダム）【利水者の立場】 今後、本県としての利活用策について検討することとしているため受け入れできない。</p>	

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	栃木県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	028-623-2565	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	②ケース1 ⑥ケース5-2 ③ケース2 ④ケース3 ⑤ケース4	<p>○ダム再開発（湯西川ダムのかさ上げ）【利水者の立場】 湯西川ダムは、昨年完成したばかりであり、水源地に 新たな地元調整が必要となる案については受け入れでき ない。</p> <p>○他用途ダム容量の買い上げ（東荒川ダム治水容量） 【治水関係者の立場】 現在の治水安全度が低下することとなり、受け入れでき ない。</p> <p>○他用途ダム容量の買い上げ（深山ダム）【発電事業者の 立場】 深山ダムから取水する県営板室発電所は、灌漑用水等の 補給を踏まえた貯水池運用計画に基づき発電を行っている ため、深山ダムにおいて発電専用（揚水式発電所は除く） のダム容量は確保されておらず、他用途ダム容量の買い上 げの対象となる発電容量は、深山ダムに存在しない。</p> <p>○ダム使用権の振り替え（川治ダム）【利水者の立場】 今後、本県としての利活用策について検討することとし ており、利水対策案とすることはできない。</p>

第136-2号
平成25年8月23日

国土交通省 関東地方整備局長 様

高崎市長 富岡賢治
(担当: 経営企画課)

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について

国関整河環第15号（平成25年8月9日付）で意見を求められました標題の件につきまして、別紙のとおり意見を申し上げます。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	高崎市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	027-321-1282	
④ 御意見	対策案番号	意 見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	⑥	<p>ケース4 【利根川】ダム使用権等の振替(道平川ダム)について下記のとおり意見を申し上げます。</p> <p>記 必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。</p>

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

① 団体名	高崎市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	027-321-1282	
④ 御意見	対策案番号	意 見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	⑤	<p>ケース4</p> <p>【利根川】ダム使用権等の振替（道平川ダム）について下記のとおり意見を申し上げます。</p> <p>記</p> <p>必要な水道水源として確保したものであり、振替はで きません。</p>



九水企第923号
平成25年8月22日

国土交通省関東地方整備局長様

九十九里地域水道企業団
企業長 志賀直温



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する
意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で依頼のありましたこのことについて、別添
のとおり回答いたします。



(別添 2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	九十九里地域水道企業団	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0475-54-0623	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑦を付記下さるようお願いいたします。)	①~⑦	<p>②~⑦の新規利水対策案については、新たに係る費用負担や完成までに必要とされる期間など明確ではないことや、実現性という点においても明らかでないと考える。</p> <p>①の利水対策については、他案と比べ実現性が高いことや、利水以外の面においても、その優位性は高いと考えられる。</p> <p>以上のことから、霞ヶ浦導水事業の早期完成がなされるよう検証後、直ちに工事の再開をしていただきたい。</p>

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	九十九里地域水道企業団	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0475-54-0623	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①~⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)		意見なし



阿都管第330号
平成25年8月22日

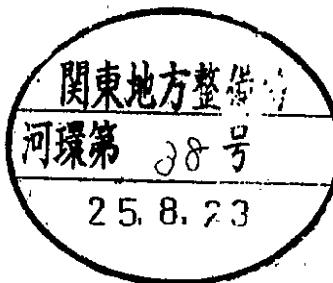
国土交通省関東地方整備局長 殿

阿見町長職務代理者
阿見町職員



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け、国関整河環第15号で照会のあった標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 阿見町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	阿見町都市整備部都市施設管理課 (029-888-1111)	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	①	採択すべき案であり早期完成を要望する。
	②～⑦	いずれの案も具体的な案や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。コスト面、時間面から霞ヶ浦導水事業以外は考えられない。

(別添 3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 阿見町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	阿見町都市整備部都市施設管理課 (029-888-1111)	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号	御意見
	①	採択すべき案であり早期完成を要望する。
②～⑥		いずれの案も具体的な案や完成時期が示されておらず 、実現性に乏しい案である。コスト面、時間面から霞 ヶ浦導水事業以外は考えられない。



水土第219号
平成25年8月21日

関東地方整備局長 殿

茨城県知事 橋 本



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で照会のあったことについては、別紙のとおり回答する。



(別添 2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県企画部水・土地計画課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029-301-2625	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。）	対策案番号 ①	御意見 ・採用すべき対策案であり、早期完成を要望する。
	②～⑦	・いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面や時間面からも霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県企画部水・土地計画課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029-301-2625	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意 見の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号	御意見
	①	・採用すべき対策案であり、早期完成を要望する。
②～⑥	・いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面や時間面からも霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。	

(別紙)

平成25年8月21日
茨 城 県

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する個別意見について

1 湖沼開発

(1) 牛久沼掘削

- 牛久沼は、渡り鳥の集団渡来地として全域が県指定鳥獣保護区に指定されており、大規模掘削により野鳥をはじめとする生態系や漁業に大きな影響を与えることが強く懸念される。
- 牛久沼では、牛久沼に残された貴重な水と緑を守り育み、牛久沼らしさを残した水際景観を保全すること等を基本理念として、牛久沼水際線地域計画が策定されており、大規模掘削を行うことにより、優れた水際景観に大きな影響を与えることが強く懸念される。

(2) 霞ヶ浦掘削

- 全国第2位の湖沼面積を誇り、多様な動植物が生息する霞ヶ浦は、全域が水郷筑波国定公園に指定されており、土地の改変等を規制して自然環境を保護してきた。大規模掘削を行うことにより、自然環境や景観に大きな影響を与えることが強く懸念される。
- また、本県が全国第一位の生産量を誇るレンコンは、ほとんどが霞ヶ浦周辺のレンコン田で生産され、地域の基幹的な農産物のひとつとなっており、大規模掘削によりレンコン田が減少することとなれば、地域農業へ計り知れない影響をもたらすことが懸念されるとともに、農業関係者や関係自治体との調整が極めて難航・長期化するものと考えられることから実現は非常に困難であると思われる。
- さらに、霞ヶ浦はワカサギやエビ等を対象とした漁業やこい養殖業が営まれ、年間約3,100トンが漁獲・養殖されている。
大規模掘削による漁場環境の変化が生じ、漁業生産に影響を及ぼすことが懸念されることから、水産業関係者との調整を行う必要があるため、その調整が長期化する恐れがある。

(3) 潤沼掘削

- 潤沼は全域が大洗県立自然公園や県指定鳥獣保護区に指定されており、また、水鳥やヒヌマイトトンボ等の希少動植物の生息地であることから、国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録しようとする動きもある。大規模掘削を行うことにより水鳥や希少動植物に大きな影響を与えることが強く懸念される。
- 汽水湖である潤沼では、シジミ漁業が盛んで、年間約500トンのヤマトシジミが漁獲されるとともに、漁協ではブランド化の取り組みを実施している。
潤沼が淡水化されることになれば、シジミ資源の消滅もさることながら、環境や漁業に対して甚大な影響があると考えられることから、現実的な対策案として取扱うことは極め困難である。

2 河道外貯留施設

那珂川沿岸 A, B

○ 提示された河道外貯留施設の場所は、肥沃な土壌を有する畠地が広がっており、優良な農地を取得して河道外貯留施設を造成することに対して、農業経営者等の理解を得ることは極めて困難であると予想される。

加えて、大規模な河道外貯留施設の造成による周辺地域の環境や漁業への影響も強く懸念される。

3 他用途ダム容量の買い上げ

藤井川ダム治水容量

○ 藤井川ダムは、藤井川の河川改修と併せて洪水調節を行うことにより、ダム下流域の洪水被害の軽減を図っている。

近年の気候変動の影響により大雨災害の深刻化が懸念されている中、藤井川ダムの治水容量を減し、利水に充当することは、流域住民の生命・財産を守る立場にある茨城県として、現実的な対策案として取扱うことは困難である。

4 ダム使用権等の振替

○ 水資源開発への参画は、水道事業者等の事情、地域の特性、人口や経済の動向及び非常時の水源分散化等、様々な要素を総合的に判断し、長期的視野に立ち決定しているものであり、取得したダム使用権等は、地域の将来発展に必要なものであることから、本対策案は認められない。

5 地下水取水

○ 「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」の指定地域内における許可井戸数は、平成24年12月末現在、30市町村889箇所で、1市町村あたりの平均数は約30箇所となっている。

一方、対策案では、水戸市下国井地点に420箇所の井戸を設置することとなっており、県条例の指定地域外であるとはいえ、地盤沈下、既存井戸の枯渇や水質悪化等、周辺環境に影響を及ぼすものと懸念される。

○ 本県では、平成24年度に新たに23地区（約80井戸）において、「ヒ素」や「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、「トリクロロエチレン」等による地下水汚染が発覚した。

また、平成元年以降に汚染が発覚した地区において継続監視調査を行っているが、20年以上経過した現在でも基準超過している井戸がある。

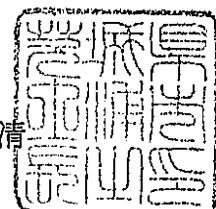
このように、地下水が一度汚染されると、長期にわたり使用出来なくなる可能性が高いことから、地下水のみに依存することは危機管理上問題があるものと考えられる。



土政発第 25号
平成25年8月26日

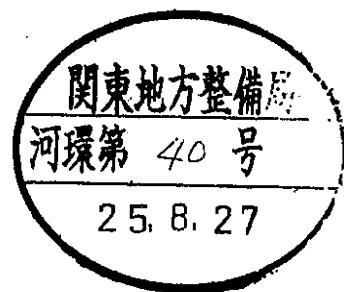
関東地方整備局長 殿

土浦市長 中川 清



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の
維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で照会のあったことについて、別紙のとおり回答します。



(別添 2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	土浦市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029 (826) 1111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。）	①	・採用すべき対策案であり、霞ヶ浦全体の水質改善に寄与するものであるため、早期完成を要望する。
	②～⑦	・いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面や時間面からも霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

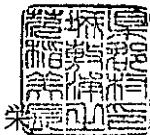
① 団体名	土浦市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029 (826) 1111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	①	・採用すべき対策案であり、霞ヶ浦全体の水質改善に 寄与するものであるため、早期完成を要望する。
	②～⑦	・いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示され ておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面や時間 面からも霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。



美都第193号
平成25年8月23日

関東地方整備局長 殿

美浦村長 中島



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け、国関整河環第15号で照会のあった標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 美浦村役場 経済建設部 都市建設課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029-885-0340	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑦を付記下さるようお願いいたします。)	①	・採用すべき対策案であり、早期完成を要望する。
	②~⑦	・提示された対策案は、実現性に乏しい。

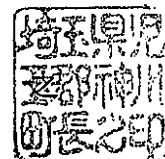
霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 美浦村役場 経済建設部 都市建設課	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	029-885-0340	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	①	・採用すべき対策案であり、早期完成を要望する。
	②～⑥	・提示された対策案は、実現性に乏しい。

神役発第 748 号
平成25年 8月26日

国土交通省
関東地方整備局長 様

神川町長 清水 雅



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について（回答）

平素より、当町の行政推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。
さて、平成25年8月9日付、国閥整河環第15号で御依頼のあった標記につ
きまして、別紙のとおり回答いたします。

なお、本回答は御依頼にあるとおり、霞ヶ浦導水事業の検証に係る意見として
述べておりますことを申し添えておきます。

担当：[REDACTED]
TEL：0495-77-0702



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	埼玉県児玉郡神川町	
② 担当者名	建設課	
③ 連絡先(TEL)	対策案番号	御 意 見
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑦を付記下さるようお願いいたします。)	① ② ③ ⑦	<p>① 霞ヶ浦導水事業が他の対策案と比較して最も妥当な案であると考えます。</p> <p>3つの対策案にある下久保ダムかさ上げは、次3つのことが懸念されることから当町としては慎重な検討を要する案であると考えております。</p> <p>(1) ダムかさ上げは周辺地下水位の変動を大きくすることから地すべり地帯でもある当該地に甚大な地すべり災害を引き起こす懸念があること。</p> <p>(2) 現状のダムでも数年に何回か、夏季に十分な貯水量を確保できず、渇水の危機に瀕することがある。このため、このダムで安定的な水量を確保することは難しいと思われること。</p> <p>(3) 運用開始から43年が経過し、自然や生態系との調和が生まれ、良好な環境となっているが、かさ上げによる水面上昇により環境が変化し、悪影響を及ぼす懸念があること。</p>

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

⑤ 団体名	埼玉県児玉郡神川町	
⑥ 担当者名	建設課	
⑦ 連絡先(TEL)	対策案番号	御 意 見
⑧ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持水対策案 について(御意 見を記入する 際は、御意見の 対象の対策案 番号①～⑥を 付記下さるよ うお願いいいた します。)		どの案についても当町に直接的に関係するものはございませんので特段の意見はありません。

設企 第2号
平成25年8月26日

国土交通省
関東地方整備局長 殿

電源開発株式会社
取締役社長 北村

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について（回答）

貴職より平成25年8月9日付 国関整河環第15号にてご依頼がありました標記の件につきましては、当社として添付のとおりご回答致します。

【添付書類】

- ・意見提出様式 (別添2) 「霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見」
- ・意見提出様式 (別添3) 「霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見」

以上



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	電源開発株式会社	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-3546-9623	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	②、③、④ ⑤、⑥	<p>左記対策案に含まれております深山ダムは、弊社沼原発電所の下部貯水池です。当該発電所は、揚水発電所として、起動停止の即応性、負荷追従性、系統調整能力等の機能上の特性から、系統安定化やピーク時供給において、重要な役割を担う発電所です。また、今後の再生可能エネルギーの導入拡大に対しても、その役割の重要性はさらに高まるものと思料されます。左記対策案に含まれる「深山ダムかさ上げ」は、当該発電所の下部貯水池である深山ダムの水位上昇に伴い、発電所の出力が低下することになります。従いまして、左記対策案を受け入れることはできません。</p> <p>左記対策案に含まれる「深山ダム発電容量」については、揚水発電所である弊社沼原発電所の下部貯水池として不可欠のものです。前述と同様の理由から、左記対策案を受け入れることはできません。</p>

(別添 3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	電源開発株式会社	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-3546-9623	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて（御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。）	④	※新規利水対策案に対する意見と同じ。



石市第707号
平成25年8月26日

関東地方整備局長 殿

石岡市長 久保田 健一



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の
維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号をもって照会のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 石岡市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0299-23-1111	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	①	・総事業費1,900億円のうち、既に1,490億円を執行済みであることから、採択すべき対策案であり、早期完成を要望する。
	②～⑦	・いずれの対策案も実現性が不透明なうえ、コスト面においても対策案①の残事業費410億円を上回る見込みであることから、既存事業の継続をお願いしたい。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

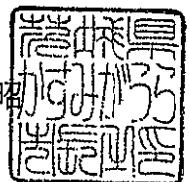
① 団体名	茨城県 石岡市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0299-23-1111	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いします。)	①	・千波湖における水質浄化の前例に鑑み、霞ヶ浦の水質浄化対策（アオコ対策）として有効と考えられるところから、採択すべき対策案であり、早期完成を要望する。
	②～⑥	・いずれの対策案も実現性が不透明なうえ、霞ヶ浦の水質浄化（アオコ対策）に寄与しないと考えられるところから、既存事業の継続をお願いしたい。



か企画第 42 号
平成 25 年 8 月 27 日

関東地方整備局長 殿

かすみがうら市長 宮嶋光昭



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する
意見聴取について(回答)

平成 25 年 8 月 9 日付け国関整河環第 15 号で紹介のあった標記の件について、
別紙のとおり回答します。



(別添 2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	茨城県かすみがうら市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0299-59-2111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。）	① ② ～⑦	<p>事業の早期完成を要望する。</p> <p>いずれの対策案についても、具体的な費用、完成時期が示されていないこと、また、湖沼掘削案など新たに環境への配慮が必要となるものもあり、実現性に乏しいといえる。</p> <p>近年、全国的に少雨化の傾向にあり、那珂川での塩水遡上による取水障害、利根川の渇水による取水制限など、これらの早期対策が急務となっている。</p> <p>霞ヶ浦導水事業については、進捗状況が約8割となっており、残りの事業費と工期を代替案と鑑みても、迅速かつ確実に効果のあげることのできる霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。</p>

(別添 3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

① 団体名	茨城県かすみがうら市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0299-59-2111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いします。)	①	事業の早期完成を要望する。
	② ～⑥	<p>いずれの対策案についても、具体的な費用、完成時期が示されていないこと、また、湖沼掘削案など新たに環境への配慮が必要となるものもあり、実現性に乏しいといえる。</p> <p>近年、全国的に少雨化の傾向にあり、那珂川での塩水逆上による取水障害、利根川の渇水による取水制限など、これらの早期対策が急務となっている。</p> <p>霞ヶ浦導水事業については、進捗状況が約8割となっており、残りの事業費と工期を代替案と鑑みても、迅速かつ確実に効果のあげることのできる霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。</p>



茨町地産第76号
平成25年8月20日

関東地方整備局長様

茨城町長 小林 宣夫



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見書の提出について

平成25年8月9日付け国関整河環第15号でご依頼がありました標記の件について、
別添のとおり意見書を提出いたします。よろしくお願ひいたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	茨城県 茨城町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	茨城町生活経済部地域産業課 (029-240-7124)	
④ 意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	意 見
	①	・霞ヶ浦導水事業を継続することが望ましい。
	②～⑦ ②～④、⑥	・いずれもメリット、コストが示されておらず実現性に乏しい対策案である。 ・沼沼が淡水化することによるヤマトシジミや海産魚への影響が大きいと思われる所以、採用すべきではない。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

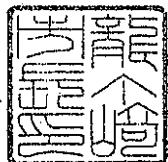
① 団体名	茨城県 茨城町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	茨城町生活経済部地域産業課 (029-240-7124)	
④ 意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号	意 見
	①	・霞ヶ浦導水事業を継続することが望ましい。
	②～⑥	・いずれもメリット、コストが示されておらず実現性 に乏しい対策案である。 ・環境や生態系に影響を及ぼす可能性があるので採用 すべきではない。



龍下第229号
平成25年8月27日

国土交通省
関東地方整備局長 殿

龍ヶ崎市長 中山一 生



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策及び流水の正常な機能維持対策に対する
意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け、国関整河環第15号であったみだしのことについて、別紙の
とおり報告いたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	龍ヶ崎市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	龍ヶ崎市役所 都市環境部 下水道課 (0297-64-1111) [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。）	① ②③⑦中湖沼開発（牛久沼の掘削） ②～⑦	<p>全体事業費ベースで約8割が完了しており、環境保全に関する調査も継続していることから、引き続き環境保全に配慮しながら事業を再開すべきであると考える。</p> <p>牛久沼は、生物が多様に生息しており、38種類からの魚類、甲殻類がいます。その他自然も豊かで、当市だけでなく、近隣市も含めて貴重な財産になっています。</p> <p>牛久沼の浚渫工事については、牛久沼流域4市（龍ヶ崎市・牛久市・つくば市・つくばみらい市）の外、牛久沼漁協や周辺土地改良区で構成している、『牛久沼流域水質浄化対策協議会』においても話題に上っており、近年、水深が浅くなっている事を危惧しています。水質保全等のためにも、自然環境に影響を与えないように掘削することが好ましいと考えます。</p> <p>しかしながら、用地買収を行い、牛久沼の面積を拡大するという意味での掘削については、自然環境、特に水生植物への影響が危惧されることから、慎重な判断が必要と考えます。</p> <p>また、牛久沼周辺は優良な水田地帯で、農業振興地域でありその大部分が農用地に指定されています。</p> <p>さらに、鳥獣保護区に指定されており地権者との交渉のほか、法に定められた手続きも必要となります。</p> <p>なお、牛久沼から取水し土地改良事業を実施している土地改良区、共同漁業権を有する漁業協同組合など関係機関との調整も必要となります。</p> <p>霞ヶ浦導水事業の全体事業費以上の事業費が見込まれているほか、他用途ダムからの容量買い上げについては、費用が明示されていない。</p> <p>関係機関との協議・調整が必要なことから、事業開始までに相当の期間が必要と考えられる。</p> <p>他用途ダム容量買い上げについては、渴水時には難しいと考えられる。</p> <p>以上のことから、いずれも実現性が乏しい対策案であると考える。</p>

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

① 団体名	龍ヶ崎市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	龍ヶ崎市役所 都市環境部 下水道課 (0297-64-1111) [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いします。)	① ②⑥中湖沼開発(牛久沼の掘削)	<p>全体事業費ベースで約8割が完了しており、環境保全に関する調査も継続していることから、引き続き環境保全に配慮しながら事業を再開すべきであると考える。</p> <p>牛久沼は、生物が多様に生息しており、38種類からの魚類、甲殻類がいます。その他自然も豊かで、当市だけでなく、近隣市も含めて貴重な財産になっています。</p> <p>牛久沼の浚渫工事については、牛久沼流域4市(龍ヶ崎市・牛久市・つくば市・つくばみらい市)の外、牛久沼漁協や周辺土地改良区で構成している、『牛久沼流域水質浄化対策協議会』においても話題に上っており、近年、水深が浅くなっている事を危惧しています。水質保全等のためにも、自然環境に影響を与えないように掘削することが好ましいと考えます。</p> <p>しかしながら、用地買収を行い、牛久沼の面積を拡大するという意味での掘削については、自然環境、特に水生植物への影響が危惧されることから、慎重な判断が必要と考えます。</p> <p>また、牛久沼周辺は優良な水田地帯で、農業振興地域でありその大部分が農用地に指定されています。</p> <p>さらに、鳥獣保護区に指定されており地権者との交渉のほか、法に定められた手続きも必要となります。</p> <p>なお、牛久沼から取水し土地改良事業を実施している土地改良区、共同漁業権を有する漁業協同組合など関係機関との調整も必要となります。</p>
	②～⑥	<p>霞ヶ浦導水事業の残事業費以上の事業費が見込まれているほか、他用途ダムからの容量買い上げについては、費用が明示されていない。</p> <p>関係機関との協議・調整が必要なことから、事業開始までに相当の期間が必要と考えられる。</p> <p>他用途ダム容量買い上げについては、渇水時には難しいと考えられる。</p> <p>以上のことから、いずれも実現性が乏しい対策案であると考える。</p>

みらい企第 20 号
平成 25 年 8 月 27 日

国土交通省関東地方整備局長 様

つくばみらい市長 片庭 正雄



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見
聴取について（回答）

平成 25 年 8 月 9 日付け国関整河環第 15 号で照会のありました標記の件について、別紙
のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 つくばみらい市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	つくばみらい市役所 市長公室 企画課 (0297-58-2111)	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	① ②～⑦	霞ヶ浦導水事業はすでに8割ほど完成しており、ここから代替事業を実施していくことは困難であるため、早期に検証を終わらせ、本体工を再開すべき。 いずれも、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい対策案である。コスト面、時間面からも導水事業以外の案は考えられない。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 つくばみらい市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	つくばみらい市役所 市長公室 企画課 (0297-58-2111)	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	①	霞ヶ浦導水事業はすでに8割ほど完成しており、ここから代替事業を実施していくことは困難であるため、早期に検証を終わらせ、本体工を再開すべき。
	②～⑥	いずれも、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい対策案である。コスト面、時間面からも導水事業以外の案は考えられない。



平成 25 年 8 月 28 日

関東地方整備局長 殿

潮来市長

松田 千春



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見聴取について（回答）

平成 25 年 8 月 9 日付け国関整河環第 15 号で照会のあったことについては、別紙のとおり回答する。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 潮来市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	潮来市役所 総務部 秘書政策課 (0299-63-1111)	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。）	対策案番号	御意見
	①	・採用すべき対策であり、早期完成を要望する。
	②～⑦	・いずれの対策案も費用や完成期間、市町村での対応の仕方等の具体的な内容が示されていないため、実現的に乏しい案であり、コスト面や時間面からも霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 潮来市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	潮来市役所 総務部 秘書政策課 (0299-63-1111)	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて (御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	①	・採用すべき対策であり、早期完成を要望する。
	②～⑦	・いずれの対策案も費用や完成期間、市町村での対応 の仕方等の具体的な内容が示されていないため、実 現的に乏しい案であり、コスト面や時間面からも霞 ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。

平成 25 年 8 月 27 日

国土交通省

関東地方整備局長 深澤 淳志 殿

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について〔回答〕

貴省におかれましては、平素より弊社事業に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 8 月 9 日付け国関整河環第 15 号にてご依頼のありました、霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する弊社意見につきましては、次の通り回答させていただきます。

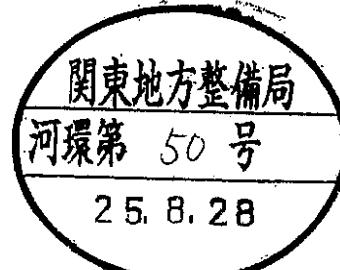
【回 答】

新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案における「ケース 3」について検討したところ、下流補給時の水運用等によっては、「弊社利根川水系等の多くの発電所に対し発生電力量の減少」並びに「電力系統の調整能力の低下」等の影響を及ぼす可能性があります。このため、弊社における電力の供給力確保の必要性面、さらに国のエネルギー政策における水力発電の重要性（以下列挙のとおり）に鑑み、現時点では、電気事業者として受け入れることは困難であります。

〔水力発電の重要性〕

- ① 水力発電は、CO₂を排出しない「純国産の再生可能エネルギー」として重要な電源であること。
- ② ダムを伴った貯水池式、調整池式で発電容量を持っていることは、電力需要が逼迫する夏場の供給力確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追随等、電力系統の安定運用に重要な役割を果たしている。
- ③ 平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震発生以降、お客さまから節電のご理解とご協力をいただきながら、供給力の確保を進めてきており、電源構成の大半を火力に依存。経年火力の連続稼働等を勘案すると万全な供給構造とは言えない状況下において、既設一般水力発電所は供給力確保のためのベース供給力として極めて重要な電源であること。

以 上

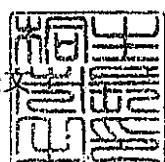


平成 25 年 8 月 26 日

国土交通省関東地方整備局長 様

桐生市水道事業

桐生市長 亀山豊文



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

本市の水道事業につきましては日頃からご指導いただき誠にありがとうございます。
先般依頼がありました、霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取につきましては、別紙のとおり回答いたします。
よろしくお願ひいたします。



(別添 2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	桐生市水道局工務課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0277-46-1111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。）	⑥	桐生市では、現在、桐生川ダム貯留権 ($0.40 \text{m}^3/\text{s}$) がありますが、桐生川ダム水を水源とする新浄水場の建設計画がありますので、ダム使用権の振り替えは考えていません。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	桐生市水道局工務課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0277-46-1111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	⑤	桐生市では、現在、桐生川ダム貯留権 ($0.40 \text{ m}^3/\text{s}$) がありますが、桐生川ダム水を水源とする新浄水場 の建設計画がありますので、ダム使用権の振り替え は考えていません。

25管企第41号

平成25年8月28日

国土交通省関東地方整備局長 殿

独立行政法人水資源機構理事長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能
の維持対策案に対する意見聴取について(回答)

平成25年8月9日付け国関整河環第15号にて意見照会のありました事項について、別紙のとおり回答します。



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する意見

①団体名	独立行政法人 水資源機構	
②担当者名	[REDACTED]	
③連絡先(TEL)	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2(048-600-6500)	
④意見	対策案番号	意見
(1)新規利水対策案について	<p>(1)矢木沢ダム(治水・発電容量買い上げ)<対策案④、⑤関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電放流設備が発電事業者の専用設備であるため、併せて買収が必要となると考えます。 ・既存利水者の水利用に影響を与えないように配慮する必要があると考えます。 <p>(2)下久保ダム(かさ上げ)<対策案②、③、⑦関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かさ上げによる貯水量の増大に対し、効率的な水運用が行えるように利水運用面の検討が必要になると考えます。 ・既存の湖面利用施設(ボート場)への配慮が必要になると考えます。 ・既存の治水機能や利水者の水利用に影響を与えないように配慮する必要があると考えます。 ・かさ上げによる貯水位の上昇に伴う周辺地域への影響について十分検討する必要があると考えます。 <p>(3)霞ヶ浦開発(湖沼 挖削)<対策案②関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の治水機能や利水者の水利用に影響を与えないように配慮する必要があると考えます。 ・水位低下による既存の取水施設や船舶航路及び港湾・舟溜施設の使用に影響を与えないように配慮する必要があると考えます。 <p>(4)ダム使用権等の振替(奈良俣ダム、草木ダム、霞ヶ浦)<対策案⑥関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。 	

(添付3)

【提出様式】

・霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

①団体名	独立行政法人 水資源機構	
②担当者名		
③連絡先(TEL)	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2(048-600-6500)	
④意見	対策案番号	意見
(2)流水の正常な機能の維持対策案について	<p>(1)矢木沢ダム(治水・発電容量買い上げ)<対策案③、④関係></p> <ul style="list-style-type: none">・発電放流設備が発電事業者の専用設備であるため、併せて買収が必要となると考えます。・既存利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。 <p>(2)ダム使用権等の振替(奈良俣ダム、草木ダム、霞ヶ浦)<対策案⑤関係></p> <ul style="list-style-type: none">・既存利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。	

行都第 560 号
平成 25 年 8 月 26 日

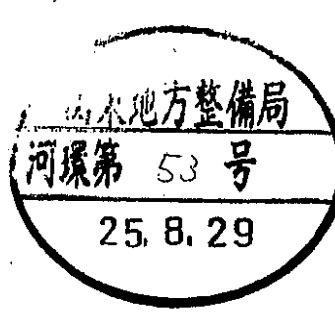
関東地方整備局長 殿

行方市長 伊藤 孝



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する異見聴取について（報告）

平成 25 年 8 月 9 日付け、国関整河環第 15 号で照会のあった標記の件について、別紙の
とおり報告いたします。



(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 行方市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	行方市 都市建設課 0299-55-4522	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	①	霞ヶ浦導水事業が適切である。早期に検証を終わらせて、事業をすすめてほしい。
	②～⑥	提示された対策案は、実現性が少ない。

(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 行方市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	行方市 都市建設課 0299-55-4522	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	①	・霞ヶ浦導水事業が適切である。早期に検証を終わらせて、事業をすすめてほしい。
	②～⑦	・提示された案は、実現性が少ない。



藤土木収第254号
平成25年8月28日

関東地方整備局長様

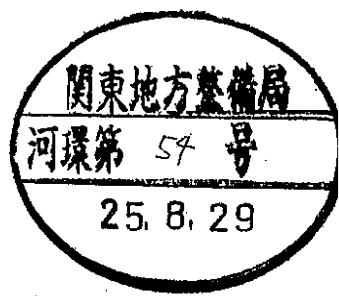
群馬県

藤岡市長 新井利明



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する意見について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号にて意見聴取のあった標記の件
について、別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

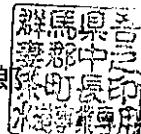
霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	群馬県藤岡市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0274-22-1211 [REDACTED]	
④ 意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(意見を記入する際は、意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	②、③、⑦	<p>『下久保ダムかさ上げ』について 下久保ダムのかさ上げにより、以下のような影響が懸念されるところであり、詳細な検討に入る際には、当市への密な連絡と、これらの影響を慎重に検討していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ダムを活用した地域活性化への影響 ダムや湖面を利用した様々な地域活性化策を進めているところであります、これら事業への影響が懸念される。・湖面利用者への影響 漁業協同組合やボート組合が釣りやボート遊びなどに利用しております、これら利用への影響が懸念される。 <p>また、下久保ダムのかさ上げを実施する場合には、周辺への影響が大きいことから、八ツ場ダムと同等な周辺整備を実施していただきたい。</p> <p>さらに、下久保ダムの下流周辺の譲原地区は、地すべり防止区域に指定されていることから、この地域の安全対策も十分に検証していただきたい。</p>

中上発 第 80号
平成25年 8月27日

国土交通省 関東地方整備局長様

中之条町長 折田 謙一郎



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び、流水の正常な機能の維持対策案に対する
意見照会について（回答）

平成25年8月9日付 国関整河環第15号で照会のあったことについて、別添
のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

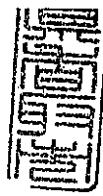
① 団体名	中之条町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0279-75-8831	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。）	⑥	(ダム使用権等の振替について) ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。 現在使用するために許可申請中であり、ダム使用権の振替には応じられません。

(別添 3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

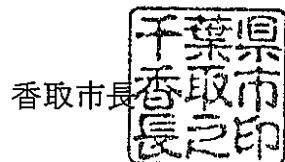
① 団体名	中之条町	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0279-75-8831	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号 ⑤	御意見 (ダム使用権等の振替について) ダム開発による水道用水は、町が必要として確保し たものであります。 現在使用するために許可申請中であり、ダム使用権 の振替には応じられません。



香都整第509号

平成25年8月27日

関東地方整備局長様



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で照会のありました標記について、別添の提出様式により回答します。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	千葉県香取市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	0478-50-1214	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(・1) 新規利水対策案について (御意見を記入する際は、 御意見の対策案番号①～⑦ ^{を付記下さる} ようお願いいたします。)	案⑥	香取市では水道未普及地域の整備や老朽化施設の更新、また企業誘致による水需要増加への対処など、将来に向かって安全・安心な施策を講じていかなければならないことから、当市が利根川と霞ヶ浦で確保している水源が今後も確保されるような対策案としていただきたい。
	案②、③、⑦	香取市域における利根川からの取水に影響がないような対策案としていただきたい。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	千葉県香取市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	0478-50-1214	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いします。)	案⑤	香取市では水道未普及地域の整備や老朽化施設の更新、また企業誘致による水需要増加への対処など、将来に向かって安全・安心な施策を講じていかなければならないことから、当市が利根川と霞ヶ浦で確保している水源が今後も確保されるような対策案としていただきたい。
	案②、⑥	香取市域における利根川からの取水に影響がないような対策案としていただきたい。



稲建第766号
平成25年8月28日

国土交通省関東地方整備局長様

稲敷市長 田口久



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付、国関整河環第15号にて通知のありました標記のことについて、別紙のとおり回答いたします。



【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	稲敷市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0299-78-3395	
④ 意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号 ① ②～⑦	意 見 現計画を推進することが最善と思われます。 いずれもコスト面・時間面・実現性等において、現計画の対策として採用することは困難であると思われます。

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

① 団体名	稲敷市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0299-78-3395	
④ 意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①~⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号	意 見
	①	現計画を推進することが最善と思われます。
	② ~ ⑥	いずれもコスト面・時間面・実現性等において、現計 画の対策として採用することは困難であると思われま す。

富ガ水77号
平成25年8月26日

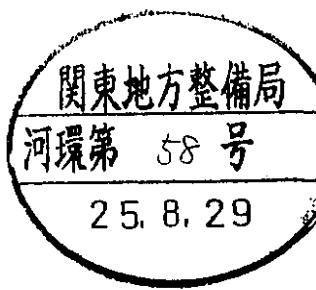
国土交通省関東地方整備局長様

群馬県富岡市長 岡野 光和
(ガス水道局)



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見書の提出について

平成25年8月9日付国関整河環第15号で依頼のありました標記の意見書について、別紙
のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	群馬県富岡市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0274-64-1151	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	⑥	ダム使用権は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用権の振替は考えられない。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

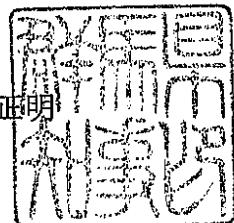
① 団体名	群馬県富岡市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0274-64-1151	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	⑤	ダム使用権は、将来推計により設定した数値であり、 市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用 権の振替は考えられない。

土水第93-1号
平成25年8月28日

国土交通省

関東地方整備局長 深澤 淳志 様

群馬県知事 大澤 正明



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で照会のあったことについて、別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	群馬県	
② 担当者名	企画部土地・水対策室	
③ 連絡先(TEL)	027-226-2362	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	②③⑦ ④ ⑥	<p>ダム再開発(下久保ダムかさ上げ)</p> <p>(1) ダムかさ上げによる水圧増加により、設計水圧を超過するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が生じることとなるため容認できない。</p> <p>(2) 下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダムの貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増強した場合において、夏季需要の前に、実際に必要な貯水量を確保できるのか、疑問がある。</p> <p>他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム、菌原ダム、藤原ダム)</p> <p>(1) 奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、菌原ダム、藤原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。</p> <p>ダム使用権等の振替(奈良俣ダム)</p> <p>(1) 新田山田水道の奈良俣ダム開発分0.350m³/sは、暫定水利権として、現在、0.194m³/sが許可されている。供給量については、受水市町との協定書に基づき、日最大供給量の42,300m³(取水量0.515m³/s)を供給する計画であることから、水利権未許可分の0.156m³/sについては今後追加申請を行うため、振替は不可能であり、容認できない。</p>

(別添3)

【提出様式】

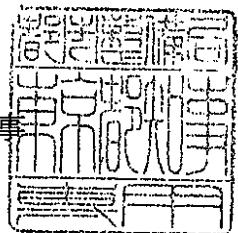
霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	群馬県	
② 担当者名	企画部土地・水対策室	
③ 連絡先(TEL)	027-226-2362	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いします。)	③ ⑤	<p>他用途ダム容量の買い上げ(矢木沢ダム) 奥利根流域に設置されている矢木沢ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。</p> <p>ダム使用権等の振替(奈良俣ダム) (1) 新田山田水道の奈良俣ダム開発分0.350m³/sは、暫定水利権として、現在、0.194m³/sが許可されている。供給量については、受水市町との協定書に基づき、日最大供給量の42,300m³(取水量0.515m³/s)を供給する計画であることから、水利権未許可分の0.156m³/sについては今後追加申請を行うため、振替は不可能であり、容認できない。</p>

25都市政広第331号
平成25年8月28日

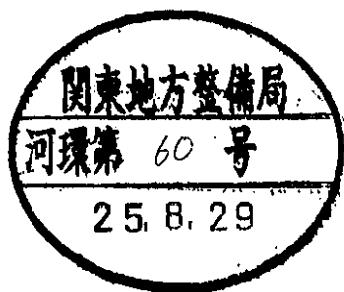
国土交通省 関東地方整備局長様

東京都知事



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付、国関整河環第15号で照会のあった標記の件については、別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名	[REDACTED] [REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-5388-3230	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	全般	<ul style="list-style-type: none"> 今回示された利水対策案は、水利用者等との合意形成の見通しもなく、実現性が乏しいものであり、膨大な費用や時間も必要であることを検証主体自らが明らかにした結果となっている。 霞ヶ浦導水事業は、事業が既に8割近く進捗しており、残りの事業費と工期を考慮すれば、首都圏の利水の面から最小費用で迅速かつ確実に効果を上げることができる唯一の事業である。 検証作業で約3年もの歳月を費やし中止となっていることは誠に遺憾であり、一刻も早く検証作業を終了させ、直ちに工事を再開し、霞ヶ浦導水事業を1日も早く完成させることを強く求める。
	②③⑦	<ul style="list-style-type: none"> 既存ダムのかさ上げによる水圧増加等により、放流設備等に与える影響及び対策案を具体的に検討すること。貯水位の上昇に伴う周辺地域への影響及び対策案についても検討を行うこと。
	④	<ul style="list-style-type: none"> 治水容量を買い上げることで不足する洪水調節効果について、どのような代替措置をとるのか明確になっていないため、具体的な代替措置案を検討すること。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	03-5388-3230	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	②⑥ ③	<ul style="list-style-type: none">既存ダムのかさ上げによる水圧増加等によ り、放流設備等に与える影響及び対策案を具 体的に検討すること。貯水位の上昇に伴う周 辺地域への影響及び対策案についても検討を を行うこと。治水容量を買い上げることで不足する洪水調 節効果について、どのような代替措置をとる のか明確になっていないため、具体的な代替 措置案を検討すること。

25千水事第354号

平成25年8月27日

国土交通省関東地方整備局長様

千葉市長 熊谷 俊人



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号にて依頼のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

千葉市水道局水道事業事務所

TEL 043-291-5462

FAX 043-291-8404



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	千葉市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	043-291-5462	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	②ケース1-1 湖沼開発(霞ヶ浦掘削)	本市は、「霞ヶ浦導水事業への参画中止」を表明しております。 既に実施している開発事業への影響が不明確である。霞ヶ浦開発事業に影響がないように配慮をお願いします。
	⑥ケース4 ダム使用権等の振替(霞ヶ浦)	霞ヶ浦開発事業において、0.351m ³ /sのダム使用権等を取得しておりますが、未使用であるため水利権として付与されておりません。 現在、水需要予測の結果について精査中であり、当面0.351m ³ /sの確保をお願いします。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	千葉市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	043-291-5462	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	⑤ケース4 ダム使用権 等の振替(霞ヶ浦)	本市は、「霞ヶ浦導水事業への参画中止」を表明し ております。 霞ヶ浦開発事業において、0.351m ³ /sのダム使用権 等を取得しておりますが、未使用であるため水利権と して付与されておりません。 現在、水需要予測の結果について精査中であり、当面 0.351m ³ /sの確保をお願いします。

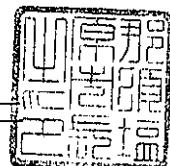


那塩企第41号

平成25年8月26日

国土交通省 関東地方整備局長様

那須塩原市長 阿久津 憲



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する
意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で依頼のありました標記の件について、
別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	那須塩原市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0287-62-7106	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	②-⑥ ⑤	ダム再開発(深山ダムかさ上げ)について 深山ダムのかさ上げについては、那珂川水系で有している水利権及び同水系から取水する利水者に対し、悪影響を及ぼさないようにご配慮いただきたい。 他用途ダム容量の買い上げ(深山ダム発電容量+蛇尾川ダム発電容量)について 発電容量の買い上げについては、電源立地地域対策交付金の減額とならないよう御配慮いただきたい。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	那須塩原市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0287-62-7106	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	④	他用途ダム容量の買い上げ(深山ダム発電容量+蛇尾 川ダム発電容量)について 発電容量の買い上げについては、電源立地地域対策 交付金の減額とならないよう御配慮いただきたい。

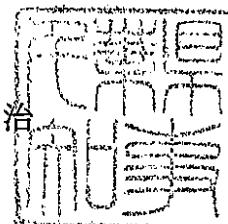


水政第239号
河整第146号
平成25年8月28日

国土交通省関東地方整備局長様

千葉県知事

鈴木 栄治



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で依頼のありましたこのことについて
は、別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	千葉県	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	水政課 043-223-2273 河川整備課 043-223-3173	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑦を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号 ②、③、④ ⑥、⑦	御意見 対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等に十分配意するとともに、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないようにしていただきたい。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

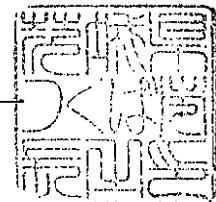
① 団体名	千葉県	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	水政課 043-223-2273 河川整備課 043-223-3173	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑥を付記下さるようお願いします。)	②、③、⑤ ⑥	対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等に十分配意するとともに、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないようにしていただきたい。



25 つくば企第 152 号
平成 25 年 8 月 28 日

国土交通省関東地方整備局長 様

つくば市長 市 原 健



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見聴取について（回答）

平成 25 年 8 月 9 日付け国関整河環第 15 号で照会のあった標記の件について、
別紙のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県つくば市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029-883-1111 [REDACTED]	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	①	・採用すべき対策案であり、早期完成を要望する。
	②～⑦	・いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されていないため、実現性に課題があると考えられる。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県つくば市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029-883-1111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いします。)	①	・採用すべき対策案であり、早期完成を要望する。
	②～⑥	・いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されていないため、実現性に課題があると考えられる。

鹿道整第763号
平成25年8月26日

関東地方整備局長 殿

鹿嶋市長 内田俊郎



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で照会のあったことについては、別紙のとおり回答する。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 鹿嶋市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	鹿嶋市役所 建設部道路整備課 0299-82-2911	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	① ②～⑦	採用すべき対策案であり早期の事業完了が望ましい。 いずれの対策案も概算事業費は示されているものの具体的な完成時期が明示されておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面、時間的にも霞ヶ浦導水事業に替わる案ではない。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 鹿嶋市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	鹿嶋市役所 建設部道路整備課 0299-82-2911	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	① ②～⑥	採用すべき対策案であり早期の事業完了が望ましい。 いずれの対策案も概算事業費は示されているものの具 体的な完成時期が明示されておらず、実現性に乏しい 案であり、コスト面、時間的にも霞ヶ浦導水事業に替 わる案ではない。

地振第218号
平成25年8月28日

関東地方整備局長様

水戸市長 高橋



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する
意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で依頼のあったことについて、別紙のと
おり回答いたします。



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	水戸市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	029-232-9105	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	①	<p>水戸市においては、水戸トンネル、桜機場が完成していることから、その早期活用を図っていただきたいと考えている。</p> <p>霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦や桜川等の水質浄化、既得用水の安定化、新規都市用水の確保などが期待される事業である。事業着手から29年が経過し、全体事業費の約8割に上る事業費が投入されており、国においてその整備効果を示すべきと考える。</p>

(別添3)

【提出様式】

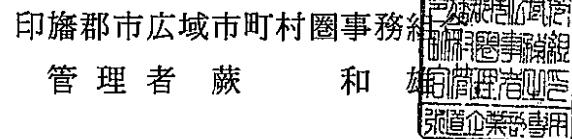
霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	水戸市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	029-232-9105	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	①	<p>水戸市においては、水戸トンネル、桜機場が完成し ていることから、その早期活用を図っていただきたい と考えている。</p> <p>霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦や桜川等の水質浄化、既 得用水の安定化、新規都市用水の確保などが期待され る事業である。事業着手から29年が経過し、全体事業 費の約8割に上る事業費が投入されており、国におい てその整備効果を示すべきと考える。</p>



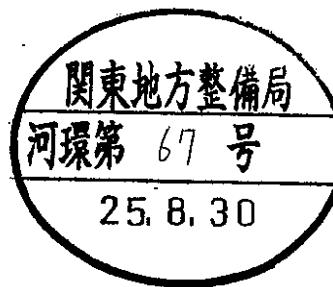
印広水業第95号
平成25年8月29日

関東地方整備局長様



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号にて意見聴取を受けましたことについて、別紙のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	印旛都市広域市町村圏事務組合	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	043-486-5111	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑦を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号 ① ②~⑦	御意見 利根機場及び利根導水路は完成となっているものの、那珂川における地元漁協との訴訟などにより、工事工程も不明確であるが、必要な水利権であり、早期完成を望むものである。 概略検討であり、提示された新規利水対策案については、コスト・工期等が具体的でなく、実現性が乏しいと思われる。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

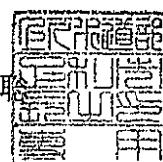
① 団体名	印旛都市広域市町村圏事務組合	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	043-486-5111	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①~⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号	御意見
		意見無し。

問

足上庶第177号
平成25年8月28日

国土交通省 関東地方整備局長様

足利市長 和泉



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能
の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付、国関整河環第15号でご依頼のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答しますのでよろしくお願ひ申し上げます。

記

1 霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見
(別添2) のとおり

霞ヶ浦導水事業の流水の正常の機能の維持対策に対する御意見
(別添3) のとおり



足利市上下水道部庶務課財務担当

〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目 2145
TEL 0284-20-2207
FAX 0284-21-2035

(別添 2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	足利市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0284-20-2207	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	⑥	足利市は、霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案⑥に記載されているダム使用権等の振替が該当しております。 足利市では、地震等の災害や地殻変動等により地下水脈に何らかの異常が生じ、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用権については、当面現状のまま保持していく考えであります。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	足利市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0284-20-2207	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて（御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。）	⑤	<p>足利市は、霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案⑤に記載されているダム使用権等の振替が該当しております。</p> <p>足利市では、地震等の災害や地殻変動等により地下水脈に何らかの異常が生じ、必要な水量や水質が確保できなかつた場合に備え、ダム使用権については、当面現状のまま保持していく考えであります。</p>

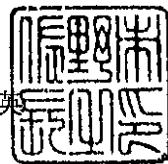
佐水工発第74号

平成25年8月28日

国土交通省 関東地方整備局長 様

佐野市水道事業

市長 岡 部 正 共



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する
意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で依頼のありました表題の件につきまして
別紙のとおり回答します。



(別添 2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	佐野市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0283-22-1696	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	⑥ ケース4	現在佐野市の水道用水はすべて地下水を取水しておりますが、ダム取水権については、今後有益な方法で活用することを検討しているため、当面現状のまま保有していく予定です。

(別添 3)

【提出様式】

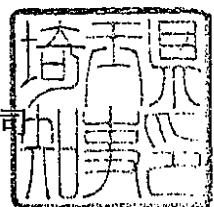
霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	佐野市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0283-22-1696	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①~⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	⑤ ケース4	現在佐野市の水道用水はすべて地下水を取水してお りますが、ダム取水権については、今後有益な方法で 活用することを検討しているため、当面現状のまま保 有していく予定です。

土水政第431号
平成25年8月28日

国土交通省関東地方整備局長 様

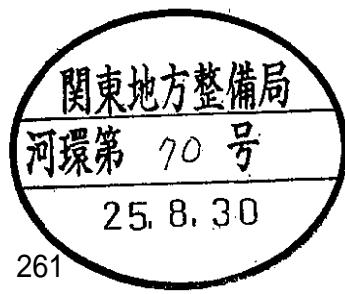
埼玉県知事 上田 清司



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で照会のあった件について別添のとおり回答します。

埼玉県企画財政部土地水政策課
水計画調整担当
TEL 048-830-2191



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	埼玉県企画財政部土地水政策課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	048-830-2191	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	① ②、③、⑦ ④、⑤ ⑥	<p>【霞ヶ浦導水事業】</p> <p>コスト、工期、利水者間協議等を勘案し、霞ヶ浦導水事業は最善の利水対策案である。</p> <p>また、その他の利水対策案は実現できたとしても利水効果の発揮が遅く、水利権の安定化が遅れる恐れがある。</p> <p>【ダム再開発(かさ上げ)】</p> <p>ダム再開発(かさ上げ)は、既参画者の理解が必要であり、地元との調整、ダム構造等の技術的な課題、地盤や用地上の課題、運用しながらの施工等、多くの問題を解決しなければ実施できない。</p> <p>工期やコストの面においても現実的ではない。</p> <p>【他用途ダム容量の買い上げ】</p> <p>他用途ダム容量の買い上げは、治水容量においては不足することとなる治水容量分の代替措置を講じる必要があり、発電容量についても近年の逼迫する電力需要を考慮すると実現性は低い。</p> <p>【ダム使用権等の振替】</p> <p>ダム使用権等の振替については、利水者の取水計画を無視しかねないため慎重な対応が必要となる。</p>

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	埼玉県企画財政部土地水政策課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	048-830-2191	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	① ②、⑥ ③、④ ⑤	<p>【霞ヶ浦導水事業】</p> <p>コスト、工期等を勘案し、霞ヶ浦導水事業は最善の対策案である。</p> <p>【ダム再開発(かさ上げ)】</p> <p>ダム再開発(かさ上げ)は、既参画者の理解が必要であり、地元との調整、ダム構造等の技術的な課題、地盤や用地上の課題、運用しながらの施工等、多くの問題を解決しなければ実施できない。</p> <p>工期やコストの面においても現実的ではない。</p> <p>【他用途ダム容量の買い上げ】</p> <p>他用途ダム容量の買い上げは、治水容量においては不足することとなる治水容量分の代替措置を講じる必要があり、発電容量についても近年の逼迫する電力需要を考慮すると実現性は低い。</p> <p>【ダム使用権等の振替】</p> <p>ダム使用権等の振替については、利水者の取水計画を無視しかねないため慎重な対応が必要となる。</p>

銚 土 第 115号
平成25年 8月28日

国土交通省関東地方整備局長 様

銚子市長



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号にて依頼のありました標題の件について、別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	銚子市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0479-24-8261	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	⑥	霞ヶ浦開発事業の水利権は、将来の水使用のために応分の費用負担をして確保したものであり、銚子市の財産である。未使用分の振り替えは受け入れられるものではない。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

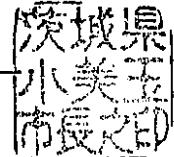
① 団体名	銚子市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0479-24-8261	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑥を付記下さるようお願いします。)	⑥	<p>霞ヶ浦開発事業の水利権は、将来の水使用のために応分の費用負担をして確保したものであり、銚子市の財産である。未使用分の振り替えは受け入れられるものではない。</p> <p>水環境において、利根川における内水面漁業及び利根川河口沿岸漁業に影響を及ぼさないよう配慮してほしい。</p>



関東地方整備局長 様

小美企調第27号
平成25年8月29日

茨城県小美玉市長 島田 穣一



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見聴取について（回答）

標記の件につきまして、別紙（別添2・別添3）の通り回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 小美玉市 企画調整課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0299-48-1111	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	①	早期の完成を要望する。

(別添3)

【提出様式】

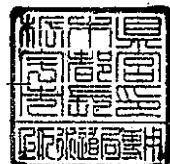
霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 小美玉市 企画調整課	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0299-48-1111	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	①	早期の完成を要望する。

宮配管第449-1号
平成25年9月3日

国土交通省 関東地方整備局長 様

宇都宮市長 佐 藤 栄



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見
聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号で依頼のありました標題の件について
別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	宇都宮市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	028-621-2203	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。）	②, ③, ⑦	<p>○ダム再開発（湯西川ダムのかさ上げ）</p> <p>「湯西川ダムのかさ上げ」については、当該事業による建設、維持管理に係る新たな負担金が発生しないこと、及び水利権に基づく取水量に影響を及ぼさないこと。</p>

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	宇都宮市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	028-621-2203	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	②, ⑥	<p>○ダム再開発(湯西川ダムのかさ上げ)</p> <p>「湯西川ダムのかさ上げ」については、当該事業に による建設、維持管理に係る新たな負担金が発生しない こと、及び水利権に基づく取水量に影響を及ぼさない こと。</p>

取政発 95号
平成25年8月28日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

取手市長 藤井信



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の
維持対策案に対する意見聴取について(回答)

平成25年8月9日付け、国関整河環第15号で照会のあった標記の件について、別添のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	取手市役所 政策調整課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0297-74-2141 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	①～⑦	市としては、利水対策の必要性は認めており、コストを抑えて、早期に実現できる手法での整備を求める。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

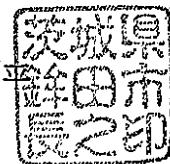
① 団体名	取手市役所 政策調整課	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0297-74-2141	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて (御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号 ①～⑥	御意見 市としては、流水の正常な機能の維持対策の必要性は 認めており、コストを抑えて、早期に実現できる手法 での整備を求める。

鉢企第224号

平成25年8月28日

国土交通省関東地方整備局長・殿

鉢田市長 鬼沢保



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け、国関整河環第15号で照会のあった標記の件について、別紙のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県鉾田市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0291-33-2111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。）		<p>今後新たな利水対策にあたっては、関係者との協議・調整などさらに相当な年月を要することが考えられる。</p> <p>そのため、経済性や工期等、利水及び治水の効果が早期に期待できる事業を選択すべきと思われるが、代替案が現実的なものなのか疑問も残る。</p> <p>また涸沼については、貴重な動植物が生息しているため、水質や生態系の維持等、さらにラムサール条約の締結に向けた取組みも進んでいる状況を踏まえ検討いただきたい。</p>

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県鉾田市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0291-33-2111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いします。)		<p>今後新たな流水の正常な機能を維持するための施策にあたっては、関係者との協議・調整などさらに相当な年月を要することが考えられる。</p> <p>そのため、経済性や工期等、効果が早期に期待できる事業を選択すべきと思われるが、代替案が現実的なものなのか疑問も残る。</p> <p>また沼の生態系(水質)は、近隣河川を含めたバランスの上で成り立っている。さらに、ラムサール条約の締結に向けた取組みも進んでいる状況を踏まえ検討いただきたい。</p>

25関計第227号
平成25年9月4日

関東地方整備局長様

関東農政局長

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について（回答）

平成25年8月9日付け国関整河環第15号をもって意見聴取のあった標記
の件について、別添1及び2のとおり意見を提出します。



(別添1)

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	関東農政局	
② 担当者名	農村計画部 農村振興課 水資源開発係	
③ 連絡先(TEL)	048-740-0501	
④ 意見	対策案番号	意 見
(1) 新規利水対策案について	総論	<ul style="list-style-type: none">・本来、公表前に、検討を行う施設の所有者や関係者に情報提供する必要があると考える。・対策案には具体的な記載がないため、計画内容が具体化された場合は、その内容により当局の意見も変更、追加する可能性がある。また、計画が具体化された時点で、農業者及び関係機関へ早急に協議・調整をされたい。
①		<p>【霞ヶ浦導水】への意見</p> <ul style="list-style-type: none">・利根川、霞ヶ浦及び那珂川に導水する場合は、関係者との調整を適切に行うとともに、導水元及び導水先の農業用水の取水に影響（工事期間中も含む）がないようにされたい。
②、③、 ④、⑤、 ⑥、⑦		<p>【湖沼開発（掘削）】への意見</p> <ul style="list-style-type: none">・牛久沼・霞ヶ浦は、「古くから農業用水や漁場として利用されていることから、利水者との調整が必要」であることを実現性の一つの項目に加えられたい。・涸沼は、古くから農業用水や漁場として利用されていることから、「漁協との調整」だけでなく「農業の利水者との調整」も必要であることを加えられたい。・浚渫土を廃棄する用地の確保に関する検討を加えられたい。・農用地の買収（施設設置）は、地域農業への影響が大きいため、農用地以外で施設を設置するように検討されたい。
		<p>【再開発（かさ上げ）】への意見</p>

・計画から管理において事前に農業者及び関係機関から了承を得るとともに、農業用水の取水に影響がないようにされたい。

・深山ダムは、農林水産省、栃木県（発電・上水）、電源開発の共用施設であり、事前に十分な協議・調整をされたい。

②、③ 【河道外貯留施設】への意見

④、⑤、⑥ ・河道外貯留は大規模な用地を必要とすることが想定される。農用地への貯留施設設置は、地域農業への影響が大きいため、農用地以外に設置するように検討されたい。

④ 【他用途（治水容量買い上げ）】への意見

・洪水による農地への被害が多くなるため、買い上げた治水容量の代替措置を示さなければ、案として成立しないと考える。
・治水容量を買い上げることは、水利権の売買と同義であると考えるので、治水容量を買い上げることについての河川法上の解釈を示されたい。

⑤ 【他用途（発電容量買い上げ）】への意見

・発電容量を買い上げることは、水利権の売買と同義であると考えるので、発電容量を買い上げることについての河川法上の解釈を示されたい。

⑥ 【ダム使用権の振替】への意見

・ダム使用権者の意向を聞く前に、「水利権が付与されていない」と定義付けするのは尚早であり、農業利水者と十分な調整をされたい。

⑦ 【地下水取水】への意見

・過剰な地下水の取水は、地下水位の低下を招き、その結果農業用水の算定の基礎となる減水深が増大することが想定され、農業用施設に影響を及ぼす可能性がある。
・地下水取水による地盤沈下により、農用地、農業用施設、農業用水取水に影響がないよう十分調査・検討し実施

されたい。

- ・地下水取水により既に地下水を利用している農業用水に影響がないようにされたい。

(別添 2)

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

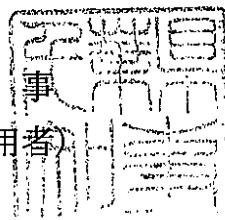
① 団体名	関東農政局	
② 担当者名	農村計画部 農村振興課 水資源開発係	
③ 連絡先(TEL)	048-740-0501	
④ 意見	対策案番号	意 見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて		流水の正常な機能の維持対策案は、新規利水と同様の対策案を組み合わせたものである。そのため、新規利水対策案と同様の意見である。



企 管 工 第145号
平成25年 8月28日

関東地方整備局長 様

千葉県知事
(工業用水道に関する関係河川使用者)



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について(回答)
平成25年8月9日付け、国関整河環第15号にて意見聴取を受けました
のことについて、別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	千葉県企業庁	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	043-296-9393	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑦を付記下さるようお願いいたします。)		<p>対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等に十分配意するとともに、施設等の早期完成やコストの縮減に努めていただきたい。</p> <p>また、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないようにしていただきたい。</p>

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	千葉県企業庁	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	043-296-9393	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)		<p>対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等に十分配意するとともに、施設等の早期完成やコストの縮減に努めていただきたい。</p> <p>また、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないようにしていただきたい。</p>

道 第 1586 号
平成25年 9月 3日

関東地方整備局長 様

神栖市長 保 立 一

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する市の意見

平成25年8月9日付、国関整河環第15号にて協議がありました件について別紙の
とおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県神栖市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0299-90-1150	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について（御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。）		意見なし

(別添3)

【提出様式】

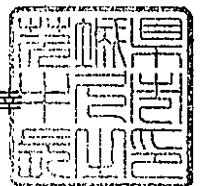
霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県神栖市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0299-90-1150	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①~⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)		意見なし

牛久市甲第3592号
平成25年8月28日

国土交通省関東地方整備局長 殿

牛久市長 池 邦 勝



霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持
対策案に対する意見聴取について

標記について平成25年8月9日付国開整河環第15号により求められた意見について、別紙のとおり送付する。



(別添 2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県牛久市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029(873)2111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑦を付記下さるようお願いいたします。)	① ②～⑦	採用すべき対策であり早期完成を要望する。ただし、動植物等自然環境への負荷を最小限にとどめるよう配慮願いたい。 いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面や時間面を考えると、霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない。

(別添3)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県牛久市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	029(873)2111	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	①	採用すべき対策であり早期完成を要望する。ただし、動植物等自然環境への負荷を最小限にとどめるよう配慮願いたい。
	②～⑥	いずれの対策案も具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案であり、コスト面や時間面を考えると、霞ヶ浦導水事業以外の案は考えられない



那土連第163号
平成25年9月3日

関東地方整備局長 殿

那須野ヶ原土地改良区連合
理 事 長 渡 辺 喜 美
印事區原

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の
維持対策案に対する意見聴取について（回答）

標記のことについて、「霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に
に対する御意見」（別添2）を提出いたしますので、宜しくお取り
計らい願います。



(別添 2)

【提出様式】

霞ヶ浦導水事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	那須野ヶ原土地改良区連合	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0287-36-0632	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①~⑦を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号 ② ③ ④ ⑤ ⑥	御意見 深山ダムのかさ上げには絶対反対である。 「理由」 深山ダムは、農業用水、上水・発電(栃木県企業局・電源開発(株))の4者の共同ダムとして運用しているが、昨今の異常気象の影響により、計画貯留量の確保が極めて困難化している。 このため、各ユーザーの事業が成り立たない事態が頻繁に発生し、貯留量確保のために常に農業側にその負担を強いられ、用水の安定供給が不可能な状態が例年起こっている。 本年は6月13日から7月30日の間番水により1日交代による配水を余儀なくされ、深刻な水不足に陥っている。 このように当該事業自体成立し得ない状況下にあって、かさ上げを履行するような事態になれば、両事業の共倒れ現象に陥るのは顕著であり、同意しかねる。

平成25年9月3日提出